

助成事業名		防災・安全交付金(都市防災推進事業のうち都市防災総合推進事業)							
国補・県単別	国補	分類	8-1	県主管課	都市計画課	室等	まちづくり支援室 宅地对策調査室	内線	3170 3129
事業実施主体	地方公共団体、防災街区整備推進機構等			関係省庁名	国土交通省（都市局）				

事業の目的・概要	密集市街地に代表される防災上危険な市街地の防災性を図ることを目的に、危険度判定調査等のソフト対策から、建築物の不燃化、避難地・避難路の整備等のハード対策まで、多種多様なメニューにより、総合的に防災対策を支援する。			補助対象事業	留意事項				
	根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱							
申請時期・手続き等	4	予算内定通知 交付申請	補助基準等	(1) 災害危険度判定調査 ・建物倒壊や火災の危険性、消防・避難活動の困難性、津波シミュレーションなど、市街地の災害危険度判定に関する調査 (2) 盛土による災害防止のための調査 ・盛土等に伴うがけ崩れ又は土砂の流出の恐れがある土地に関する地形、地質の状況等及び既存の危険な盛土の分布等に関する調査 (3) 住民等のまちづくり活動支援 ・住民等のまちづくり活動を活性化するための地区住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会の活動に対する助成 ・地区のまちづくり方針の作成 (4) 事前復興まちづくり計画策定支援 ・事前復興まちづくり計画策定 (5) 地区公共施設等整備 ・密集市街地における防災上重要な都市公園 ・道路又は公園、広場等の地区公共施設 ・地区緊急避難施設（避難センター、津波避難タワー、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、感染症対策に資する設備等の整備） (6) 都市防災不燃化促進 ・避難地、避難路、延焼遮断帯周辺等の指定区域（不燃化促進区域）における耐火建築物又は準耐火建築物の建築費及び建築物の除却費、補償費への助成 ・現況調査、住民意向調査、地区整備基本方針作成、事業計画の作成・推進等 (7) 木造老朽建築物除却事業 ・地震時等に著しく危険な密集市街地（重点密集市街地）において、延焼危険性の大きな要因となっている木造老朽建築物の除却に係る調査費、設計費、工事費 (8) 被災地における復興まちづくり総合支援事業 ・復興まちづくり計画策定支援 ・復興に向けた公共施設等整備 ・復興まちづくり施設整備助成	事例等	令和3年度実施市町村（1市） 流山市 令和4年度実施市町村（3市） 流山市、浦安市、いすみ市 令和5年度実施市町村（4市） 千葉市、流山市、浦安市、いすみ市			
	11	内示変更				事業主体	対象市町村等数	※	
	12	次年度本要望				(1) 地方公共団体、防災街区整備推進機構 (2) 地方公共団体 (3) 地方公共団体、防災街区整備推進機構、地域のまちづくり団体 (4) 地方公共団体 (5) 地方公共団体、防災街区整備推進機構等 (6) 地方公共団体 (7) 民間事業者 (8) 地方公共団体	実施市町村等数（5年度）	4	
	1	完了実績報告				(1), (2), (3), (4) 1/3 (5) 1/2（用地費は1/3） 又は2/3 (6) 1/2（調査等は1/3） (7) 1/3 (8) 1/2（復興のための公共施設等整備のうち、高質空間形成施設、復興まちづくり支援施設、復興まちづくり施設整備助成は1/3）	一部事業を除き、一般会計債（公共事業等債）が充当可能。地方負担額の90%。 ※補助要件に該当するもの。		
	5					補助率・額	考		

助成事業名	防災・安全交付金（都市防災推進事業のうち宅地耐震化推進事業）
-------	--------------------------------

国補・県単別	国補	分類	8-2	県主管課	都市計画課	室等	開発審査班	内線	3245
事業実施主体	地方公共団体			関係省庁名	国土交通省（都市局）				

事業の目的・概要	大地震時における大規模盛土造成地の滑動崩落及び宅地の液状化による被害を防止するため、大規模盛土造成地の変動予測調査及び防止対策を推進する事業。			大規模盛土造成地の変動予測調査等、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業及び宅地液状化防止事業とする。	大規模盛土造成地滑動崩落防止事業を行うとする者は、社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を定めた大規模盛土造成地滑動崩落防止計画を記載するものとする。 一 対象とする区域 二 対象区域の面積 三 計画期間 四 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業において行われる交付対象事業 五 交付対象事業の概算事業費 六 工事完了後の施設の維持管理に関する事項 七 その他必要な事項	留意事項	
	根拠法令等	・宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）（以下「法」） ・社会資本整備総合交付金交付要綱					宅地液状化防止事業を行うとする者は、社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を定めた宅地液状化防止事業計画を記載するものとする。 一 対象とする区域 二 対象区域の面積 三 計画期間 四 公共施設と宅地との一体的な液状化対策の内容 五 交付対象事業の概算事業費 六 土地所有者等の負担額 七 その他必要な事項
申請時期・手続き等	4	予算内定通知 交付申請	補助対象事業・補助基準等	<p>①大規模盛土造成地の変動予測調査等 次に掲げる事業をいう。</p> <p>一 大規模盛土造成地の変動予測調査 法第45条の規定に基づく造成宅地防災区域の指定、法第10条の規定に基づき指定された宅地造成等工事規制区域内で法第22条の規定に基づく勧告又は法第26条の規定に基づき指定された特定盛土等規制区域内で法第41条の規定に基づく勧告を行うために必要な大規模盛土造成地の大地震時等における変動予測に関する調査</p> <p>二 宅地擁壁等の危険度調査 法第45条の規定に基づく造成宅地防災区域の指定、法第10条の規定に基づき指定された宅地造成等工事規制区域内で法第22条の規定に基づく勧告又は法第26条の規定に基づき指定された特定盛土等規制区域内で法第41条の規定に基づく勧告を行うために必要な一団の造成宅地の大地震時等における宅地擁壁等の危険度を評価するための調査</p> <p>三 宅地の液状化による変動予測調査 宅地の大地震時等における液状化による変動予測に関する調査</p> <p>四 宅地擁壁等の防災対策 宅地擁壁等に崩落のおそれがあるため、これを放置するときは当該宅地擁壁等の崩落により、公共施設等に著しい被害が発生するおそれがあると認められる場合において、その著しいおそれを除去するために行う防災対策</p> <p>②大規模盛土造成地滑動崩落防止事業 大地震時等に大規模盛土造成地が滑動崩落することを防止するために行われる事業</p> <p>③宅地液状化防止事業 公共施設と宅地との一体的な液状化対策により、大地震時等における宅地の液状化による公共施設の被害を抑制するために行われる事業</p> <p>1 大規模盛土造成地の変動予測調査は、法第45条の規定に基づく造成宅地防災区域の指定、法第10条の規定に基づき指定された宅地造成等工事規制区域内で法第22条の規定に基づく勧告又は法第26条の規定に基づき指定された特定盛土等規制区域内で法第41条の規定に基づく勧告を行うために調査が必要な地域において行うものとする。</p> <p>2 宅地擁壁等の危険度調査は、次の各号の要件に該当する一団の造成宅地において行うものとする。</p> <p>一 公共施設等（道路、河川、鉄道又は地域防災計画に記載されている避難地若しくは避難路）に接しているもの</p> <p>二 次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 盛土の高さが2m以上あり、当該盛土斜面が崩壊した際にその影響範囲に家屋が2戸以上あるもの</p> <p>ロ 切土の高さが2m以上あり、当該切土斜面が崩壊した際にその影響範囲に家屋が2戸以上あるもの</p> <p>3 宅地の液状化による変動予測に関する調査は、主に宅地の用に供され、大地震時等に液状化現象が発生する可能性のある地域において行うものとする。</p>	事例等	令和3年度実施市町村 市川市、勝浦市、市原市、八千代市、君津市、袖ヶ浦市、印西市、白井市、香取市、山武市、いすみ市、酒々井町、神崎町、多古町、東庄町、一宮町、鋸南町	
	5					令和4年度実施市町村 銚子市、館山市、木更津市、成田市、柏市、市原市、八千代市、鎌ヶ谷市、富津市、南房総市、匝瑛市、山武市、いすみ市、栄町、睦沢町、大多喜町、御宿町	
	6					令和5年度実施市町村 茂原市、佐倉市、勝浦市、袖ヶ浦市、白井市、山武市、いすみ市、酒々井町、東庄町、芝山町	
	7	次年度概算要求				対象市町村等数	54
	8					実施市町村等数 (5年度)	10
	9						
	10						
	11	内示変更					
	12						
	1	次年度本要望					
	2	内示変更					
	3						
	4	完了実績報告					
	5						
	補助率・額	事業主体：地方公共団体等 (1)大規模盛土造成地の変動予測調査、宅地擁壁等の危険度調査、宅地の液状化による変動予測調査、宅地擁壁等の防災対策に関する調査に要する費用、宅地擁壁等の防災対策（排水工、土留工等）に要する費用 補助率1/3 (2)大規模盛土造成地滑動崩落防止工事を行うための地盤等調査及び設計に要する費用、滑動崩落防止工事（排水工、アンカー工、杭工、地盤改良工、擁壁工等）に要する費用 補助率1/4 (3)宅地の液状化防止工事を行うための地盤等調査及び設計に要する費用、液状化防止工事に要する費用 補助率1/4				備考	

助成事業名	街路交通調査（総合都市交通体系調査等）
-------	---------------------

国補・県単別	国補	分類	8-3	県主管課	都市計画課 市街地整備課	室等	企画調整班 市街地整備班	内線	3161 3616
事業実施主体	地方公共団体			関係省庁名	国土交通省				

事業の目的・概要	道路法第56条の「道路に関する調査」に基づき、総合的な都市交通マスタープランを策定する総合都市交通体系調査と、特定の重要な街路事業についての事業計画を策定する街路事業調査を実施する地方公共団体に国が補助する。		1 総合都市交通体系調査 (1) 総合的都市交通計画の策定調査 1) 都市交通実態調査 三大都市圏、地方中枢都市圏、地方中核都市圏および地方中心都市圏の各都市圏において、総合的な都市交通マスタープラン(MP)等を策定するため、概ね10年に1度、都市圏の課題に応じた都市交通実態調査を実施する。なお、必要に応じて中間年に補充調査を行う。 ・パーソントリップ(PT)調査 ・都市OD調査 ・中間年補充調査 ・全国都市交通特性調査 2) 都市交通MP等策定調査 都市交通実態調査に基づき、交通実態の分析や都市圏の将来交通量予測を行い、総合的な都市交通MPを策定する調査 ・都市圏構造と将来土地利用計画 ・道路計画（都市計画道路等） ・公共交通計画（地下鉄、新交通システム、LRT、バス等） ・交通結節点計画（駅前広場、バスターミナル等） ・TDM施策（パークアンドライド、時差出勤等）など (2) 都市圏が抱える交通課題に対応した特定の都市交通計画の検討調査 ア) 新交通システム、都市モノレール、LRT等の検討 イ) 都市計画道路網の見直し検討 ウ) 市町村合併に伴う都市交通計画課題の検討 エ) 都市交通社会実験の検討 オ) 都心交通対策の検討 カ) PT調査や中間年補充調査の事前検討調査 キ) その他（バス交通対策、駐車場整備計画、歩行者・自転車交通計画等の検討）	留意事項	令和2年度実施市町村 柏市 習志野市							
	根拠法令等	道路法 都市局所管国庫補助金交付申請等要領 都市局所管国庫補助金（調査費関係補助金）の交付申請等の取扱い			補助対象事業	令和3年度実施市町村 習志野市 芝山町	令和4年度実施市町村 柏市 習志野市 館山市 芝山町					
申請時期・手続き等	4 予算内定通知	補 助 対 象 事 業 ・ 補 助 基 準 等	2 街路事業調査 特定の重要な街路事業について事業計画の策定を行う。 (1) 都市・地域総合交通戦略策定調査 (2) 地域高規格道路調査（対象外） (3) 連続立体交差事業調査（対象外） (4) 歴史的環境整備街路事業調査（対象外） (5) 市街地再開発等調査 (6) 土地区画整理事業調査	事例等	令和5年度実施市町村 芝山町							
	5 交付申請 交付決定				6 翌年度予算概算要望・ヒアリング	7	8	9	10	11 翌年度予算本要望	12	1 完了実績報告 完了検査・額の確定
<p>対象市町村等数は、政令指定都市を除く。</p>												

助成事業名	特殊地下壕等対策事業
-------	------------

国補・県単別	国補	分類	8-4
実施事業主体	地方公共団体		

県主管課	都市計画課	室等	企画調整班	内線	3161
関係省庁名	国土交通省（都市局）				

事業概要	市街地に現存する旧軍、地方公共団体等が築造した防空壕等の特殊地下壕で、陥没、落盤、壁面のひび割れ、出水等が顕著になっており建築物等に対する危険度が増し放置し難いもの、又は都市施設の災害復旧に伴い防災処理等が必要となったもの、及び、市街地に現存する亜炭鉱廃坑のうち、南海トラフ巨大地震の発生時に避難所等となる公共施設及び重要な住宅等の建築物の敷地に存在するものについて、地方公共団体が埋戻し等の対策を実施する場合に国が補助する。	補助対象事業	市街地に現存する特殊地下壕及び亜炭鉱廃坑について、地方公共団体が行う下記の事業が補助対象となる。 ア) 陥没、落盤又は壁面のひび割れ、出水等が顕著になっており、建築物等に対する危険度が増し、放置し難い特殊地下壕の全部又は一部の埋戻し等を行う事業 イ) 都市計画区域内の都市施設が被災しその復旧に伴い特殊地下壕の埋戻し、防災処理等が必要となったものについて、壕の埋戻し及び壕口並びにその両側に土留壁を設けて施工する等必要最小限度の工事を行う事業 ウ) 南海トラフ巨大地震において6弱以上の震度が想定される都府県の管内に存在する亜炭鉱廃坑（当該亜炭鉱に係る鉱業権の設定を受けた者が消滅しているもの又は無資力であるものに限る。）のうち、経済産業省が実施する南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業に採択され、当該事業の一環として行われる地盤ぜい弱性実地調査により震度6弱から5弱の地震により陥没又は落盤が発生する蓋然性が高いとされた箇所、かつ地方公共団体により南海トラフ巨大地震に備えて地域防災計画等において当該震度の地震発生後も特定の機能を維持できるよう位置付けられた避難所等となる公共施設及び重要な住宅その他の建築物の敷地に存在するものについて、壁面のひび割れ、出水等が見られ、放置し難い場合にその全部又は一部の埋戻し等を行う事業	留意事項	・他省庁の所管に係る特殊地下壕並びに経済産業省が所管する特定鉱害復旧事業、旧鉱物採掘区域災害復旧事業及び南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業（地盤ぜい弱性実地調査を除く。）の対象となる亜炭鉱廃坑を除く。 ・補助対象事業ア) は令和8年度まで、ウ) は令和6年度までにそれぞれ採択されたものに限る。 ・特別交付税措置対象事業	
	根拠法令等				・国土交通省所管特殊地下壕等対策事業実施要領（最終改正 H29.3.27） ・国土交通省所管特殊地下壕等対策事業の運用方針（最終改正 H26.2.6）	事例等
申請時期・手続き等	予算補助要望 事業要望調書提出	補助基準等	1 / 2 （1箇所当たりの事業費 200万円以上のものに限る）	備考	対象市町村数	53
	4 採択通知・内示				実施市町村数（5年度）	—
	5					
	6					
7						
8						
9 変更・追加予算補助要望（随時）						
10						
11 変更・追加採択通知・内示						
12						
1 翌年度予算要望 R8年度までの年次計画提出						
2 翌年度事業要望調書提出						
3						
4 完了実績報告 完了検査・額の確定						

助成事業名		集約都市形成支援事業(コンパクトシティ形成支援事業)							
国補・県単別	国補	分類	8-5	県主管課	都市計画課	室等	まちづくり支援室	内線	3170
事業実施主体	地方公共団体、民間事業者等			関係省庁名	国土交通省(都市局)				

事業の目的・概要	人口減少・高齢化等により地域の活力が低下しつつある都市において、拡散した都市機能を集約させ、生活圏の再構築を進めていくため、医療・福祉施設、教育文化施設等の地域の生活に必要な都市機能の中心拠点への移転に際し、旧建物の除却処分費用や跡地の緑地化費用等へ助成を行うことにより、集約型の都市構造の形成を推進し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。		補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 計画策定支援 <ul style="list-style-type: none"> ①低炭素まちづくり計画 ②立地適正化計画 ③広域的な立地適正化の方針 ④PRE活用計画 (2) コーディネート支援 <ul style="list-style-type: none"> 専門家の派遣等を通じた、上記計画の策定に向けた合意形成、計画に基づく各種施策の推進のための合意形成の支援 (3) 誘導施設等の移転促進の支援 <ul style="list-style-type: none"> 誘導施設等の跡地の除却処分、緑地等整備の支援 (4) 建築物跡地等の適正管理支援 <ul style="list-style-type: none"> 立地適正化計画に跡地等管理区域として位置づけられた区域等における建築物跡地等の適正管理の支援 (5) 居住機能の移転促進に向けた調査の支援 <ul style="list-style-type: none"> 立地適正化計画に記載された防災指針に即した居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査を支援 	留意事項		
	根拠法令等	集約都市形成支援事業制度要綱				事業主体	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地方公共団体(①～④)、市町村都市再生協議会(②のみ)、鉄道沿線まちづくり協議会(③のみ)、PRE活用協議会(④のみ) (2) 地方公共団体、民間事業者等 (3) 地方公共団体、民間事業者等 (4) 地方公共団体、民間事業者等 (5) 地方公共団体
申請時期・手続き	4	予算内定通知 交付申請	補助率・額	<ul style="list-style-type: none"> ・1/2以内 ・(1)は人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の都市のみ、上限550万円まで定額 ・(2)～(4)は地方公共団体の補助を受けて民間事業者等が実施する事業の補助率は、当該地方公共団体が民間事業者等へ補助する経費の1/2以内で、かつ、当該事業の実施に要する経費の1/3以内。 ・(5)は上限500万円 	備考		
	5					対象市町村等数	※
	6			実施市町村等数(5年度)	4		
	7	次年度概算要求		※補助要件に該当するもの。			
	8						
	9						
	10	次年度概算要求(2回目)					
	11						
	12						
	1	次年度本要望					
	2						
	3	次年度内示					
	4						
	5	完了実績報告					

助成事業名	防災集団移転促進事業				
-------	------------	--	--	--	--

国補・県単別	国補	分類	8-6	県主管課	都市計画課	室等	まちづくり支援室	内線	3170
事業実施主体	市町村、都道府県、都市再生機構			関係省庁名	国土交通省（都市局）				

事業の目的・概要	住民の生命等を災害から保護するため、住民の居住に不当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進することを目的として、市町村が行う住宅団地の整備等に対し事業費の一部を補助する。	補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住宅団地の用地取得及び造成（関連して移転するよう配慮者施設に係る土地の整備を含む。なお、分譲の場合は国庫補助対象外） (2) 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助（住宅ローンの利子相当額） (3) 住宅団地に係る公共施設（道路、公園、集会所、共同作業所等）の整備 (4) 移転促進区域内の土地の買収（やむを得ない場合を除き、移転促進区域内のすべての住宅の用に供する土地を買い取り場合に限る。） (5) 農業機械等を保管する共同倉庫等の整備 (6) 移転者の住居の移転に対する補助 (7) 事業計画等の策定に必要な経費 	留意事項		
						根拠法令等
申請時期・手続き等	<ul style="list-style-type: none"> 4 予算内定通知 交付申請 5 6 7 8 9 10 11 12 次年度要望 1 2 3 4 完了実績報告 5 	補助基準等	事業主体 市町村、都道府県、都市再生機構	事例等	対象市町村等数	※
					実施市町村等数（5年度）	-
		補助率・額	<ul style="list-style-type: none"> (1) 3/4 (2) 3/4 (3) 3/4 (4) 3/4 (5) 3/4 (6) 3/4 (7) 1/2 	備考	※補助要件に該当するもの。	

助成事業名	都市空間情報デジタル基盤構築支援事業
-------	--------------------

国補・県単別	国補	分類	8-7
事業実施主体	地方公共団体		

県主管課	都市計画課	室等	企画調整班	内線	3161
関係省庁名	国土交通省（都市局）				

事業の目的・概要	3D都市モデルを活用した都市インフラの整備・管理の高度化や都市サービス創出等を通じて社会的課題の解決や新たな価値創出を図ることを目的として行われる3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化等を行う事業を実施する地方公共団体に国が補助する。	補 助 対 象 事 業	【補助対象事業】 事業計画の目標達成に資する事業であって、次に掲げる事業とする。 一 3D都市モデルの整備に関する事業 二 3D都市モデルの活用に関する事業 三 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化推進事業	留 意 事 項									
	根拠法令等					<ul style="list-style-type: none"> 都市局所管国庫補助金交付申請等要領 都市局所管国庫補助金（調査費関係補助金）の交付申請等の取扱い 都市再生推進事業制度要綱 	<ul style="list-style-type: none"> 【補助要件】 【通常タイプ】 ユースケースがあること 国が定める標準仕様書及び標準作業手順書に基づく国際標準規格であるCityGML形式でデータを作成すること 整備した3D都市モデルをG空間情報センター等にてオープンデータ化すること 整備した3D都市モデルを維持管理・更新すること 【早期実装タイプ】 通常タイプの要件を満たすこと。 事業計画の初年度の事業に限る。（以降は通常タイプでの採択） 早期に課題解決や新たな価値創造が図られること。（当該年度の事業において3D都市モデルの活用を達成すること） 						
申請時期・手続き等	4 予算内定通知	事 業 基 準 等		事 例 等	令和4年度実施市町村 八千代市 令和5年度実施市町村 なし								
	5 交付申請					6 翌年度予算概算要望・ヒアリング	7	8	9 交付決定	10	11	12 翌年度予算本要望	1
		補 助 率 ・ 額	【通常タイプ】 1/2 【早期実装タイプ】 10/10 ※上限1,000万円まで定額補助	考	対象市町村等数は、政令指定都市を除く。								
					実施市町村等数（5年度）	-							

助成事業名	防災・減災対策等強化事業推進費
-------	-----------------

国補・県単別	国補	分類	8-08
事業実施主体	国(関係する所管独立行政法人を含む)、地方公共団体、民間事業者		

県主管課	都市計画課	室	まちづくり支援室	内線	3170
関係省庁名	国土交通省(国土政策局)				

事業の目的・概要	年度当初に予算に計上されていない事業について、事業推進に向けた課題が解決されたこと、災害が発生するおそれが高まっていること又は災害により被害が生じていることなど、年度途中で事業を実施すべき事由が生じた場合に、緊急かつ機動的に事業を実施し、再度災害防止や安全な避難経路の確保等を含む防災・減災対策を強化することを目的とする。		補助対象事業	1 対象事業 ・一定の計画等に基づき、公共事業関係費をもって実施する事業で、事業の早期実施により効果が適切に発現するもの。ただし、事業の実施に新規事業採択時評価を要するものについては、当該評価が実施済みであるものに限る。	留意事項	・測量設計費、用地費及び補償費等は、対象事業の必要な範囲に限る。	
	根拠法令等	防災・減災対策等強化事業推進費取扱要領		2 採択要件 (1) 防災・減災対策の強化を図るものであることから、単なる維持管理費用など、防災・減災の機能を現行よりも強化する効果に乏しいものには充当しない。 (2) (1)の基本的考え方を踏まえ、対象となる事業は以下のいずれかの要件を満たすものとする。 ①災害対策事業 ・災害を受けた地域等において、災害復旧事業での対応が出来ない場合等の再度災害防止等の対策 ②公共交通安全対策事業 ・交通インフラ(陸上交通、海上交通、航空交通)における重大事故等が発生した場合の対策(安全性の向上) ③事前防災対策事業 ・突発的な事象が発生した箇所における住民等の早急な安全・安心を確保する対策又は新たな課題が確認され追加対策を必要とする箇所等における事業を推進し早期に防災・減災効果を発揮するための対策(公共交通の安全確保を含む)		事例等	令和5年度実施市町村 実施なし
申請時期・手続き等	4	(自然災害・事故の発生、課題の解決又は確認後) 【第1回配分】 防災・減災対策強化事業推進費(以下、推進費)の要求	補助率・額	・推進費による事業の国庫補助率は、各府省で定められた事業の国庫負担率、国庫補助率に従う。(地域開発特例法等で特別に、負担率、補助率の嵩上げの措置が図られている場合についても同様とする。)	備考	※補助要件に該当するもの。	
	5	推進費の配分額の交付				対象市町村等数	※
	6	※事業完了後、実施状況の報告を行う。				実施市町村等数(5年度)	-
	7	【第2回配分】 推進費の要求					
	8						
	9						
	10						
	11						
	12						

助成事業名	官民連携基盤整備推進調査費
-------	---------------

国補・県単別	国補	分類	8-09	県主管課	都市計画課	室	まちづくり支援室	内線	3170
事業実施主体	地方公共団体(都道府県・市町村等)			関係省庁名	国土交通省(国土政策局)				

事業の目的・概要	地域の経済団体等の多様な主体と地方公共団体が連携して実施する民間投資誘発効果の高い基盤整備や広域的な地域戦略に資する事業について、基盤整備の構想段階から事業実施段階への円滑かつ速やかな移行を支援するため、事業化に向けた必要なデータ収集や概略設計等の検討に必要な経費を措置する。		補助対象事業	<p>1 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が民間の事業活動等と一体的に行うことにより、優れた効果の発現や効率性が期待できる国土交通省所管の基盤整備事業の事業化に向けた検討経費を支援対象とする。 (1) 施設整備の内容に関する調査 (例) 基礎データ収集、需要予測、概略設計、整備効果検討等 (2) (1) で調査した施設の整備・運営手法に関する調査 (例) PPP/PFI 手法の選定、官民の業務分担、VFM 算定等 <p>2 補助対象事業</p> <p>(1) 基盤整備事業を推進するために必要な調査であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの。</p> <p>①国土形成計画法(昭和26年法律第205号)に基づく広域地方計画等において定められた方針、目標、施策に調和したものであること。</p> <p>②地域の住民等の意見を反映するための手続を経て策定された広域的な地域活性化に関する戦略の実現に資する基盤整備事業であって、補助対象者が行うものに関するものであること。</p> <p>③民間事業者等が行う事業活動と一体的に基盤整備事業を推進することにより、効果的・効率的な基盤整備事業の実施が図られること。</p> <p>④基盤整備事業の実施段階においては、社会資本整備総合交付金の基幹事業等にて実施が可能なものであること。</p> <p>(2) 国土交通省所管の補助金等に係る他の予算科目により補助の対象となる内容の調査に対しては、補助金を充当しない。</p>	留意事項		
	根拠法令等	官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援調査費補助金交付要綱				<p>令和3年度実施市町村(2市1町) 佐倉市、流山市、芝山町</p> <p>令和4年度実施市町村 実施なし</p> <p>令和5年度実施市町村 実施なし</p>	
申請時期・手続き等	4	内定通知 交付申請	補助率・額	1/2以内	備考		
	5					対象市町村等数	※
	6					実施市町村等数(5年度)	-
	7						
	8						
	1	次年度募集 (応募状況により複数回実施)					
	2						
	3						
	4	完了実績の報告					
	5						

助成事業名	官民連携まちなか再生推進事業
-------	----------------

国補・県単別	国補	分類	8-10	県主管課	都市計画課	室	まちづくり支援室	内線	3170
事業実施主体	エリアプラットフォーム、都市再生推進法人、民間事業者等			関係省庁名	国土交通省（都市局）				

事業の目的・概要	官民連携都市再生推進事業制度要綱		補助対象事業 1 エリアプラットフォーム活用事業 (1) プラットフォーム構築 ・エリアプラットフォームの構築・運営に要する費用 (2) 未来ビジョン等の策定 ・未来ビジョン（以下、ビジョン）等の策定等に要する費用 (3) シティプロモーション・情報発信 ・ビジョン等に基づく、まちづくりの担い手等を惹きつけるためのシティプロモーション・情報発信等に要する費用 (4) 社会実験・データ活用 ・ビジョン等に基づく、都市の魅力向上のための社会実験・データ活用等に要する費用 (5) 交流拠点等整備 ①地域交流創造施設 ・ビジョン等に基づく、地域交流創造施設の整備に要する工事費等 ②国際交流創造施設 ・ビジョン等に基づく、国際交流創造施設の整備に要する工事費等 (6) 国際競争力強化拠点形成 ・国際競争力強化に係る連携ビジョン等の策定等に要する費用 (7) 地方都市イノベーション拠点形成 ・地方都市におけるイノベーション拠点の形成に係る連携ビジョン等の策定等に要する費用 2 普及啓発事業 ・まちづくり課題に対し、様々なまちづくり関係者を巻き込んだワークショップの開催等に係る経費 補助対象事業者 1 (1)～(7) エリアプラットフォーム 2 都市再生推進法人、民間事業者	留意事項	令和3年度実施市町村等（1社） 柏の葉アーバンデザインセンター（UDCK） 令和4年度実施市町村 実施なし 令和5年度実施市町村 実施なし	
	根拠法令等	官民連携都市再生推進事業制度要綱			事例等	対象市町村等数
申請時期・手続き等	4	内定通知 交付申請	補助基準等	備考	※補助要件に該当するもの。	
	5	次年度概算要望				
	6					
	7					
	8					
9	次年度本要望	実施市町村等数（5年度）	-			
10		完了実績報告	1 (1) 定額 (2) 新規：定額、改定：1/2 (3)・(4) 1/2 (5) ①・② 1/3 (6)・(7) 定額、1/2 2 定額			
11						
12						
1						
2						
3						
4						
5						

助成事業名	都市再生総合整備事業
-------	------------

国補・県単別	国補	分類	8-11	県主管課	都市計画課	室	まちづくり支援室	内線	3170
事業実施主体	地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、民間等			関係省庁名	国土交通省(都市局)				

事業の目的・概要	大都市圏等の臨海部や既成市街地を中心に発生している大規模工場跡地等低未利用地において、都市再生をうながすトリガー(引き金)となる地区への都市基盤施設等の集中的な整備を実施するとともに、都市拠点の形成に資する民間都市開発事業等を促進することにより、円滑な土地利用転換を公民協働で推進することを目的とする。		補助対象事業 1 総合整備型 ・国土交通大臣(以下、大臣)が指定する地域において、先行的都市基盤施設の整備やコーディネート等、ハード事業からソフト事業までをパッケージにして総合的に支援する。 (1)対象区域 ①都市・居住環境整備重点区域 ・都市構造再編の観点から都市基盤施設整備、面的整備及び拠点形成等の重点的な実施が必要不可欠な地域等として、大臣が指定する相当規模の地域。 ②特定街区 ・上記①のうち、特に一体的かつ総合的に都市の再構築を進めるべき区域。 (2)補助対象 ①基本計画策定に要する費用 ②整備計画策定、コーディネートに要する費用 ③都市基盤施設の整備に要する費用 ④地域生活基盤施設、高質空間形成施設、高次都市施設の整備に要する費用 ⑤既存施設の除却、移転に要する費用 2 拠点整備型 ・上記1の対象区域以外において、都市構造の再編や広域的な連携を進めるうえで中核となる都市拠点整備を重点的に支援する。 (1)対象区域 ・基幹的な事業の実施に併せ、市民共有の優れた街並みの形成、魅力ある都市拠点の形成を図るべき社会的経済的条件を備えている地区。 (2)補助対象 ①地域生活基盤施設、高質空間形成施設、高次都市施設の整備、既存施設の除却、移転及び総合基本設計書の策定に要する費用 ②上記①の整備事業又は都市拠点整備総合計画に位置付けられた市街地再開発事業等の基幹的な事業を促進する関連公共施設の整備に要する費用 ③都市拠点形成の促進方策を検討するための調査に要する費用	補助率・額 1 総合整備型 (2)①~③・⑤ 1/2 ④ 1/3 ※民間等は間接補助(1/3)とし、1(2)②、④、⑤に限る。 2 拠点整備型 (2)①・③ 1/3 ② 通常事業の補助率に同じ	留意事項	事例等	備考
	根拠法令等	都市再生推進事業制度要綱 都市再生推進事業費補助交付要綱					
申請時期・手続き等	4 予算内定通知 交付申請 5 6 7 翌年度概算要求 8 9 10 内定通知 11 翌年度要望ヒアリング 12 1 翌年度本要望 最終変更 2 内示変更 3 4 完了実績報告 5	補助対象事業・補助基準等					

助成事業名	都市安全確保促進事業
-------	------------

国補・県単別	国補	分類	8-12	県主管課	都市計画課	室	まちづくり支援室	内線	3170
事業実施主体	市町村、都道府県、都市再生緊急整備協議会、帰宅困難者対策協議会、都市再生推進法			関係省庁名	国土交通省（都市局）				

事業の目的・概要	大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内並びに主要駅及び中心駅周辺の滞在者等の安全の確保と都市機能の継続を図るため、災害発生時の円滑な退避や物資の提供等のソフト・ハード両面の対策を総合的に支援し、大都市の安全・安心の確保と国際競争力の強化を図ることを目的とする。		補助事業に要する経費 1 コア事業 (1) 都市再生安全確保計画又はエリア防災計画の作成のための協議会に対する支援 ・都市再生安全確保計画又はエリア防災計画の作成のための都市再生緊急整備協議会又は帰宅困難者対策協議会の開催に要する費用 (2) 都市再生安全確保計画又はエリア防災計画に係る支援 ・都市再生安全確保計画又はエリア防災計画の作成に係る専門家派遣の費用、勉強会・意識啓発活動に要する費用又は同計画に基づき整備される施設に係る官民・市民の協定の締結等に係るコーディネート費用 (3) 都市再生安全確保計画又はエリア防災計画に基づくソフト事業に対する支援 ・退避方法や退避施設の確保等に関するルール作成、備蓄物資の確保・提供ルールの作成、非常用電源、通信等の共同インフラに係る連携方法等の作成に要する関係者間の調整等に要する費用 2 附帯事業 ・都市再生安全確保計画又はエリア防災計画に記載された、コア事業と一体的に実施される退避施設、防災備蓄倉庫、非常用通信・情報提供施設、非常用発電機等の整備に要する工事費、附帯工事費、測量設計費又は補償費（建築物の躯体工事を伴う場合を除く。）	留意事項	令和5年度実施市町村 実施なし	
	根拠法令等	都市安全確保促進事業制度要綱			事例等	対象市町村等数
申請時期・手続き等	4	予算内定通知 交付申請	補助率・額	備考	実施市町村等数（5年度）	-
	5	次年度概要要望			1 1/2	※補助要件に該当するもの。
	6				2 1/3	
	7					
	8					
9	完了実績報告					

助成事業名	社会資本整備総合交付金（統合河川環境整備事業）
-------	-------------------------

国補・県単別	国補	分類	8-13
事業実施主体	市町村		

県主管課	河川環境課	室等	企画班	内線	3155
関係省庁名	国土交通省				

事業の目的・概要	統合河川環境整備事業とは、良好な河川環境を保全・復元及び創出することを目的に、(1)汚濁の著しい河川の水質改善、(2)魚類の遡上・降下環境の改善、(3)自然環境が著しく阻害されている河川の自然環境の再生、(4)河川環境教育の場として又は地域のまちづくりに係る取組みと一体となって治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う事業をいう。	補 助 対 象 事 業 ・ 補 助 基 準 等	都道府県知事又は指定都市の長又は市区町村長が実施する河川工事で、次の各号の一に該当するもの。 1 一級河川又は二級河川の水質改善のために実施される浄化事業で、次の各号いずれかに該当するもの (1) 指定区間内の一級河川又は二級河川のうち汚濁の著しい河川についての浄化事業、並びに一級河川又は二級河川の汚濁の原因となっている指定区間内の一級河川、二級河川若しくは準用河川についての浄化事業 (2) 三大都市圏の既成市街地（中部圏にあっては都市整備区域、近畿圏にあっては既成都市区域）及び近郊整備地帯（近畿圏にあっては近郊整備区域）に係る一級河川又は二級河川で、若しくは、三大都市圏に係る重要な水源となっている湖沼を含む一級河川又は二級河川で、主要地点での水質が環境基準を著しく超え、かつ、その汚濁原因が広範にわたり、当該河川の浄化のみでは効率的な水質の改善が困難と認められるものの中から採択される特定河川の流域において実施する次の各号に掲げる浄化事業 イ 当該特定河川の浄化事業 ロ 当該特定河川の汚濁の一因となっている一級河川の指定区間、二級河川及び準用河川の浄化事業 ハ その他当該特定河川の流域において行う浄化事業で著しい効果が認められるもの 2 指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、河川横断工作物により河川が分断され、魚類の遡上・降下が困難な区域において魚道の整備を行う事業で、総事業費が三億円以上のもの 3 指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、従来の自然環境が著しく阻害されている河川の特に必要なとする区域において自然環境の保全・復元を行う事業で、総事業費が三億円以上のもの 4 指定区間内の一級河川及び二級河川において、河川環境教育の場として利用される「水辺の楽校プロジェクト」、地域の取組みと一体となった「かわまちづくり支援制度」に位置づけられた治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う事業で、総事業費が三億円以上のもの。	補助率・額 2/3（国1/3、県1/3）	留意事項
	地方財政法第16条 社会資本整備総合交付金要綱				
根拠法令等					
申請時期・手続き等	4 予算内定通知				
	5 実施計画ヒアリング 交付申請				
	6 翌年度概算要求				
	7				
	8 第1回内示変更				
	9				
	10 翌年度要望ヒアリング				
	11 第2回内示変更				
	12				
	1 最終内示変更				
	2				
	3 予算成立				
	4				
	5				
	実施市町村数(5年度)	—			
	対象市町村は、補助要件に該当するもの				
	備考				

助成事業名	防災・安全交付金（効果促進事業）
-------	------------------

国補・県単別	国補	分類	8-14	県担当課	河川環境課	室	土砂災害対策室 防災対策室	内線	3443 3156
事業実施主体	市町村			関係省庁名	国土交通省				

事業の目的・概要	効果促進事業とは、社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等であり、地方の創意工夫を生かした幅広い事業の発案・実施が可能である。 効果促進事業で実施することが想定される事業としては、災害関連標識等の設置、防災訓練の実施、ハザードマップの作成などが例として挙げられる。		補 助 対 象 事 業 ・ 補 助 基 準 等	<ul style="list-style-type: none"> 社会資本総合整備計画の目標を実現するため基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等（次に掲げるものを除く。効果促進事業に係る事業費の合計額（都市再生法第47条の交付金、地域住宅法第7条の交付金又は広域活性化第19条の交付金として社会資本整備総合交付金の交付を受け、提案事業（都市再生法第46条第2項第3号、地域住宅法第6条第2項第2号又は広域活性化法第5条第2項第3号の事業等をいう。）を実施する場合には、当該提案事業の事業費も合計した額）は、社会資本総合整備計画ごとに、交付対象事業の全体事業費の20/100を目途とする。） ① 交付金事業者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業等 ② 交付対象となる地方公共団体の区域を著しく超えて運行される公共交通機関に係る事業等 ③ レクリエーションに関する施設の整備事業 ④ 社会資本整備交付金交付要綱附属第Ⅱ編第2章第2の表に定める事業等 	留 意 事 項	<p>【水害又は土砂災害ハザードマップの作成を効果促進事業で実施した市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度実施市町村 8市町 令和4年度実施市町村 8市 令和5年度実施市町村 10市町 	
	根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱					<p>申請時期・手続き等</p> <p>4 予算内定通知 実施計画ヒアリング</p> <p>5 交付申請</p> <p>6 翌年度概算要求</p> <p>12 翌年度二次要求</p>
対象市町村等数	54※						
実施市町村等数（5年度）	10						
補助率・額	<p>【補助率】 1/2（国1/2）</p> <p>なお、効果促進事業に係る事業費の合計額は、社会資本総合整備計画ごとに、交付対象事業の全体事業費の20/100を目途とする。</p>	備 考	※補助要件に該当するもの				

助成事業名	防災・安全交付金（流域貯留浸透事業）
-------	--------------------

国補・県単別	国補	分類	8-15
事業実施主体	市町村		

県主管課	河川整備課	室等	河川整備班	内線	3173 3179
関係省庁名	国土交通省				

事業の目的・概要	1. 近年、局地的豪雨の頻発により浸水被害が多発していることを踏まえ、治水の安全度を確保するため、河川外において、公共公益施設（学校、公園、住宅、団地等）又はその敷地を貯留浸透機能を持つ構造とする事業である。	補 助 対 象	一級河川又は二級河川の流域において、貯留若しくは浸透又はその両方の機能（以下「貯留・浸透機能」という。）をもつ施設の整備等を地方公共団体が行う事業で、通常の河道改修方式と比較して経済的であるもので次の①～④のいずれかの要件に該当し、かつ⑤の要件に該当するもの。 ①公共施設等若しくは民間の施設又はその敷地（以下「対象施設」という。）を500m ³ 以上の貯留機能若しくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能を持つ構造とする事業。ただし次のいずれかの要件に該当するものにあつては、300m ³ 以上の貯留機能若しくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能を持つ構造とする事業。 （ア） 総合治水対策特定河川の流域 （イ） 三大都市圏の既成市街地及び近郊整備地帯における人口密度が4,000人/km ² 以上の府県庁所在地。 （ウ） 人口密度が4,000人/km ² 以上の指定都市。 （エ） 100mm/h安心プランに登録された地域。（複数の施設で500m ³ 以上の容量を確保する事業に限る） ② 都道府県又は市区町村が既成市街地内の個人の住宅の敷地内等に、貯留・浸透機能を持つ簡易な施設を設置する事業で、当該河川の流域（当該河川の流域面積が20 km ² 以下である流域内の区域）において、これらの施設を合わせた規模、能力が①と同等の貯留・浸透機能をもつ構造とするもの。 ③ 新規の住宅開発において対象施設を、一団地内における対象施設を合わせた規模及び能力が①と同等の貯留・浸透機能を持つ構造とする事業。 ④ 既設の暫定調節池、池沼又は溜め池で、河川管理者若しくは地方公共団体が公共施設として管理する施設又は民間の施設（地方公共団体と当該民間の施設の管理者での管理協定の締結により、貯留・浸透機能を適切に維持・保全できる場合に限る）を改良する事業で、3,000m ³ 以上（総合治水対策特定河川の流域又は100mm/h安心プランに登録された地域に係るものにあつては1,000m ³ 以上）の治水容量及び必要に応じて環境容量（治水容量と同量の範囲でかつ下流河川の水質改善効果が認められるものに限る。）を確保するため、掘削、浸透機能の付加、堰堤の高上げ等の洪水調節能力の向上又は管理用通路の整備、堤体補強等の管理の適正化を図るために行うもの。また、当該河川の流域（当該河川の流域面積が7 km ² 以下である流域内の区域）において、複数の溜め池を合わせた規模が3,000m ³ 以上（総合治水対策特定河川の流域又は100mm/h安心プランに登録された地域に係るものにあつては1,000m ³ 以上）の治水容量を確保（ただし、事業者手から3ヶ年以内に完了するものに限る）するもの。 ⑤ 原則、施工を行う同一都道府県内における全ての河川※において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表されていること。ただし、令和7年度までに作成された社会資本総合整備計画に基づく事業は除く。 ※水防法により想定最大規模の降雨による浸水想定区域の指定の対象となっている一級河川、二級河川	留 意 事 項	平成22年度より採択基準拡充	
	根拠法令等				地方財政法第16条 社会資本整備総合交付金要綱	事 業 ・ 補 助 基 準 等
申請時期・手続き等	4 予算内定通知 5 実施計画ヒアリング 6 交付申請 7 翌年度概算要求	補 助 基 準 等	事 例 等	対象市町村数	54	
	8 9 10 11 12 1 翌年度要望ヒアリング 2 3 予算成立 4 5			実施市町村数(5年度)	1	
		補 助 率 ・ 額		備 考	対象市町村は、交付金交付要件に該当するもの。	
			1 / 3			

助成事業名	防災・安全交付金（都市基盤河川改修事業）
-------	----------------------

国補・県単別	国補・県単	分類	8-16
事業実施主体	市		

県主管課	河川整備課	室等	河川整備班	内線	3173 3179
関係省庁名	国土交通省				

事業の目的・概要	目的 近年の都市化の進展に伴う都市水害の増大に対処するため、市街化の著しい都市及び主要な地方中核都市の市街化区域に係る浸水被害の著しい河川、住宅開発関連河川、下水道関連河川の改修を図る。	補助対象事業	指定区間内の一級河川又は二級河川においては、その施行の場所より上流の流域面積が概ね 30 k㎡を超えない改良工事又は周辺の地域における市街地の整備と関連して施行する必要がある改良工事とし、指定区間外の一級河川においては、周辺の地域における市街地の整備と関連して施行する必要がある堤防の側帯の整備及び樹林帯の設置を行う改良工事とする。 交付対象は河川法第16条の3第1項の規定により施行する特別区又は人口5万人以上の市の長とする。 また、下記の要件に該当するものとする。 ・原則、施工を行う同一都道府県内における全ての河川※において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表されていること。ただし、令和7年度までに作成された社会資本総合整備計画に基づく事業は除く。 ※水防法により想定最大規模の降雨による浸水想定区域の指定の対象となっている一級河川、二級河川	留意事項	平成12年度より採択基準拡充	
	事業の内容 都市河川対策として必要な河川の改良工事で、市長が施行主体であるものについて補助する。				根拠法令等 地方財政法第16条 建設省河川局長通達（平成6年7月8日建設省河都発第13号） 社会資本整備総合交付金要綱	事例等 令和2年度実施市町村(2市) 千葉市、市川市 令和3年度実施市町村(2市) 千葉市、市川市 令和4年度実施市町村(1市) 千葉市 令和5年度実施市町村(1市) 千葉市
申請時期・手続き等	4 予算内定通知 5 実施計画ヒアリング 6 交付申請 7 翌年度概算要求	補助基準等		事例等	対象市町村数	27
	8 9 10 11 12				1 翌年度要望ヒアリング 2 3 予算成立 4 5	補助率・額

助成事業名	防災・安全交付金（準用河川改修事業）
-------	--------------------

国補・県単別	国補	分類	8-17	県主管課	河川整備課	室等	河川整備班	内線	3173 3179
事業実施主体	市町村			関係省庁名	国土交通省				

事業の目的・概要	地域の生活に密着した小河川である準用河川のうち、浸水被害の著しい河川、宅地開発関連河川、下水道関連河川等を計画的に改修することにより、生活基盤の整備を図るとともに、水質の汚濁の著しい都市部の単独水系の準用河川について水質の浄化を行い、清浄な流れの確保を図る。	補助対象事業	一事業の総事業費が概ね4億円以上24億円以内の準用河川に係る河川改修等で、次のいずれかの要件に該当するもの。 (準用河川改修事業) 1 当該河川工事によって氾濫被害が防止されることとなる区域内に60ha以上の農地、50戸以上の家屋又は5ha以上の宅地が存するもの 2 過去3ヶ年に氾濫被害が3回以上発生した区域に関するもの 3 宅地開発、区画整理、土地改良等の事業に関連して、当該河川改修が必要となるもの 4 下水道又は農業用の水路からの排水を処理するため必要となるもの (雨水貯留事業) 5 都市河川に係る雨水貯留施設の設置を行う事業で、次の全ての要件に該当するもの (1) 総貯水容量（複数箇所でもよい）が概ね50,000 m ³ 以上又は下流準用河川区間における洪水調節効果が概ね10 m ³ /s以上である施設で、当該施設の貯水容量が概ね5,000 m ³ 以上であること。 (2) 上記の総事業費が、通常の河道改修方式と比較して経済的であること。	留意事項等	令和2年度実施市町村（5市） 船橋市、野田市、柏市、茂原市、鎌ヶ谷市	
	根拠法令		地方財政法第16条 社会資本整備総合交付金要綱		令和3年度実施市町村（5市） 船橋市、野田市、柏市、茂原市、鎌ヶ谷市	令和4年度実施市町村（5市） 船橋市、野田市、柏市、茂原市、鎌ヶ谷市
申請時期・手続き等	4 予算内定通知 5 実施計画ヒアリング 6 交付申請 7 翌年度概算要求	補助基準等	1 / 3	備考	対象市町村数	54
	1 翌年度要望ヒアリング 2 予算成立				実施市町村数(5年度)	5
		補助率・額	1 / 3	備考	対象市町村は、交付金交付要件に該当するもの。	

助成事業名	千葉県地盤沈下対策事業補助金
-------	----------------

国補・県単別	県単	分類	8-18	県主管課	河川整備課	室等	河川整備班	内線	3173 3179
事業実施主体	市町村	関係省庁名							

事業の目的・概要	市町村長が地盤沈下地域における水害の防止及び内水対策を図るために行う地盤沈下対策事業に対する補助	補助対象事業	補助の対象となる事業は、一定の計画を有する地盤沈下対策事業であって、次の各号の一に該当するものとする。 1 地盤沈下により、自然排水が不能となったために設置する排水機場及びこれに附帯する施設工事 2 前号により設置された施設の増設又は改築工事 3 第1号の排水施設に接続する河川の改良工事	留意事項																		
	千葉県補助金等交付規則 千葉県地盤沈下対策事業補助金交付要綱		業・補助																			
申請時期・手続き等	4 予算内示 5 交付申請 6 交付決定 7 8 翌年度要望ヒアリング 9 10 11 12	基準等	補助率		事例等	令和2年度実施市町村（1市） 茂原市																
	1 執行状況報告 2 3 完成検査 4 5		補助率			令和3年度実施市町村（1市） 茂原市																
		補助率・額	補助率		備考	令和4年度実施市町村（1市） 茂原市																
			補助率			令和5年度実施市町村（1市） 茂原市																
						対象市町村数		54														
						実施市町村数(5年度)		1														
						対象市町村は、補助要件に該当するもの。																
						<table border="1"> <thead> <tr> <th>地盤沈下地域</th> <th>市町村の財政力指数</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">激特事業の採択を受けた河川流域</td> <td>県未満</td> <td>7/10 以内</td> </tr> <tr> <td>県以上</td> <td>4/10 以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外の地域</td> <td>県未満</td> <td>4/10 以内</td> </tr> <tr> <td>県以上</td> <td>3/10 以内</td> </tr> </tbody> </table>				地盤沈下地域	市町村の財政力指数	補助率	激特事業の採択を受けた河川流域	県未満	7/10 以内	県以上	4/10 以内	上記以外の地域	県未満	4/10 以内	県以上	3/10 以内
地盤沈下地域	市町村の財政力指数	補助率																				
激特事業の採択を受けた河川流域	県未満	7/10 以内																				
	県以上	4/10 以内																				
上記以外の地域	県未満	4/10 以内																				
	県以上	3/10 以内																				

助成事業名	急傾斜地崩壊対策事業補助
-------	--------------

国補・県単 別	県単	分類	8-19
実施事業主 体	市町村		

県主管課	河川整備課	室等	ダム・砂防 班	内線	3448
関係省庁名					

事業の目的・概要	市町村が急傾斜地の崩壊による災害の防止を図るために行う急傾斜地崩壊対策事業に対する補助	採択基準 1 傾斜度がおおむね30度をこえる自然の傾斜地であって、高さが5mをこえるもの (砂防法の砂防指定地、地すべり等防止法の地すべり防止区域並びに森林法の保安林及び保安施設地区に係るものを除く。) 2 崩壊により人家5戸以上(5戸未満であっても公共的建築物が含まれている場合であって知事が必要と認めるときを含む。)について倒壊等著しい被害を及ぼすおそれを有する傾斜地	留意事項	急傾斜地崩壊危険区域として指定済みであること。	
	千葉県補助金等交付規則 千葉県急傾斜地崩壊対策事業補助金交付要綱			補助対象事業・補助基準等	事例等
申請時期・手続き等	<ul style="list-style-type: none"> — 4 当年度予算内示 — 5 当年度交付申請 — 6 当年度交付決定 — 7 — 8 翌年度要望ヒアリング — 9 — 10 — 11 — 12 — 1 執行状況報告 — 2 — 3 当年度完成検査 — 4 — 5 	補助率・額	備考		
				対象市町村等数	54
		予算の範囲内において、当該経費(受益者負担金を徴収した場合は、経費からこれを控除した額)の4分の3以内。			

助成事業名	千葉県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金
-------	------------------------

国補・県単別	国補 県単	分類	8-20	県主管課	河川整備課	室	ダム・砂防班	内線	3448
事業実施主体	市町村			関係省庁名	国土交通省				

事業の目的・概要	激甚災害で発生したがけ崩れ等に対し、市町村が「災害関連地域防災がけ崩れ対策事業(国庫補助事業:がけ高5m以上、人家2戸以上が対象)」を活用して復旧工事を行う場合、県が事業費の一部を市町村に補助するもの		採択基準 1 崩壊等が、「災害対策基本法」(昭和36年法律第223号)第5条による市町村地域防災計画に危険箇所として記載され、または記載されることが確実であるがけ地で発生したものであること。 2 がけ地の高さが5m以上であること。 3 人家2戸(公共的建物を含む。)以上に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所において実施する直接人命保護を目的とするがけ崩れ防止工事に係るものであること。 4 1箇所の事業費が600万円以上であること。	留意事項 原則として、砂防指定地、地すべり防止区域、保安林、保安施設地区、保安林予定森林または保安施設予定地区を除く。		
	根拠法令等	千葉県補助金等交付規則 千葉県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金交付要綱				
申請時期・手続き等	4	災害関連事業と同じ	補助対象事業・補助基準等	事例等 令和元年度(4市町) 千葉市、市原市、長柄町、東金市 令和2年度 事例なし 令和3年度 事例なし 令和4年度 事例なし 令和5年度(1町) 大多喜町		
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	1				対象市町村等数	54
	2				実施市町村数(5年度)	1
	3				補助率・額	備考 国から、県は「国補(一部)」 県から、市町村は「県単」 での補助となる「間接補助」
4						
5	予算の範囲内において、当該経費の4分の3以内で、当該経費の2分の1に1,000万円を足した額を限度とする額。					

助成事業名 社会資本整備総合交付金（都市再生区画整理事業）

国補・県単別	国補	分類	8-21	県主管課	市街地整備課	室	市街地整備班	内線	3252
事業実施主体	市町村、土地区画整理組合等			関係省庁名	国土交通省（都市局）				

事業の目的・概要	防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生、街区規模が小さく敷地が細分化されている既成市街地における街区再編・整備による都市機能更新、低未利用地が散在する既成市街地における低未利用地の集約化による誘導施設の整備並びに被災した市街地において、土地区画整理事業の実施により、都市基盤の整備と併せて街区の再編を行い、もって土地の有効利用を促進するとともに、安全・安心で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を図る。			○重点地区 一般地区の要件に加え、次のいずれかの要件を満たす地区 [安全市街地形成重点地区] 以下の①～④のいずれかの要件を満たす地区 ① 防災再開発促進地区（密集法）の区域内に存する地区 ② 以下の全ての要件を満たす地区 a. 地域防災計画（災害対策基本法）に位置づけられた地区 b. 以下のいずれかの区域内の地区 ・三大都市圏の既成市街地等 ・政令指定都市、県庁所在地 ・地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域、地震予知連の指定地域 (①及び②については別途要件に該当する地区に限る)★ ③ 立地適正化計画に定められた防災指針に基づき浸水対策として事業を実施する地区 ④ 高規格堤防の整備と一体的に事業を実施する地区★ ★印・詳細は社会資本整備総合交付金交付要綱を参照のこと [拠点市街地形成重点地区] 以下の①から③のいずれかに係る地区 ①都市再生緊急整備地域又は都市再開発方針2号、2項地区 ②都市鉄道等利便増進法に基づく交通結節機能高度化構想区域 ③バリアフリー基本構想区域 [歴史的風致維持向上重点地区] 歴史的風致維持向上計画に基づく事業地区 [都市機能誘導重点地区] 立地適正化計画で定められた都市機能誘導区域内で行われる土地区画整理事業の地区（立地適正化計画に定められ、または定められることが確実な地区に限る） ◆面積要件 指定容積率/100×（施行面積）≥2.0ha （大街区化タイプ） ◆地区要件 ○一般地区 次の要件を全て満たす地区 ・DID内に存し、かつ、立地適正化計画、市町村マスタープラン等の計画若しくは方針に都市機能増進施設又は国際競争力強化施設を整備することが定められ、又は定められることが確実な地区であること ・鉄道・地下鉄駅から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場から500mの範囲内（いずれもピーク時運行本数が片道3本以上を満たすものに限る）に存する地区であること ・地方公共団体により大街区化による土地の有効高度利用事業に係る方針が定められること ・施行地区における事業実施後の公共施設の用に供する土地及び公開空地（災害時に一次滞在施設として活用される又は活用されることが確実な建築物の屋内部分を含む）の面積の合計が事業実施前の面積の合計を超えるものであること ○重点地区 一般地区の要件に加え、次のいずれかの要件を満たす地区 [拠点市街地形成重点地区] 上記、都市再生土地区画整理事業における拠点市街地形成重点地区と同様	[都市機能誘導重点地区] 上記、都市再生土地区画整理事業における都市機能誘導重点地区と同様 ◆面積要件 指定容積率/100×（施行面積）≥2.0ha （空間再編賑わい創出タイプ） ◆地区要件 次の要件を全て満たす地区 ・DID内に存し、かつ、立地適正化計画で定められた都市機能誘導区域の区域内において土地区画整理事業を施行しようとする地区であること ・施行前の公共用地率20%未満 ・事業計画に誘導し施設整備区が定められた土地区画整理事業を施行する地区 ◆面積要件 指定容積率/100×（施行面積）≥0.5ha （地域生活拠点形成タイプ） ◆地区要件 次の要件を全て満たす地区 ・DID内に存し、かつ、立地適正化計画で定められた都市機能誘導区域の区域内において土地区画整理事業を施行しようとする地区であること ・施行前の公共用地率20%未満 ・任意の申し出換地によって土地を集約する土地区画整理事業を施行し、集約した土地に誘導施設を導入する地区 ※都市再生事業計画案作成事業、被災市街地復興土地区画整理事業、緊急防災空地整備事業は社会資本整備総合交付金交付要綱を参照のこと ◆面積要件 指定容積率/100×（施行面積）≥0.5ha 2. 補助対象等 ○都市再生土地区画整理事業 ・土地区画整理事業費 ※詳細は社会資本整備総合交付金交付要綱を参照のこと							
	根拠法令等	・社会資本整備総合交付金要綱				補助対象事業・補助基準等	補助率・額	事例等	備考			
申請時期・手続き等	4 予算内示	5 第1回交付申請	6 翌年度概算要求	7	8					9 前年度完了検査	10 翌年度本要望	11
補助対象事業・補償事業等	1. 地区要件等 都市再生土地区画整理事業 都市基盤が脆弱で整備が必要な既成市街地の再生・再構築を行う土地区画整理事業に対する補助事業 （都市基盤整備タイプ） ◆地区要件 ○一般地区 次の要件を全て満たす地区 ・直前の国勢調査に基づくDIDに係る地区 ・市町村の都市計画に関する基本方針、都市再生整備計画等法に基づく計画に位置づけ ・施行前の公共用地率15%未満 ※詳細は社会資本整備総合交付金交付要綱を参照のこと			○重点地区 一般地区の要件に加え、次のいずれかの要件を満たす地区 [拠点市街地形成重点地区] 上記、都市再生土地区画整理事業における拠点市街地形成重点地区と同様			令和3年度～令和5年度実施市町村 茂原市、市原市、柏市、船橋市、野田市、松戸市	対象市町村数 ※	実施市町村等数（5年度） 6	※対象市町村は補助要件に該当するもの		

助成事業名	社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）
-------	------------------------

国補・県単別	国補	分類	8-22
事業実施主体	市町村、市街地再開発組合等		

県主管課	市街地整備課	室等	市街地整備班	内線	3252
関係省庁名	国土交通省（都市局・住宅局）				

事業の目的・概要	市街地再開発事業等は、地方公共団体の施行する市街地再開発事業及び個人施行者、市街地再開発組合、再開発会社、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、特定建築者、再開発準備組織、タウン・マネジメント・センターの施行する市街地再開発事業のうち幹線街路その他の重要な公共施設で都市計画において定められたものの整備を伴うものの適切な施行を促進することによる都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新、都市計画において定められた防災都市施設の整備を一体的に行う防災街区整備事業の適正な施行を促進することによる密集市街地の整備改善、住宅街区整備事業の適正な施行を促進することによる大都市地域における都市機能の更新と住宅不足の緩和、都市再開発支援事業の適切な施行を促進することによる総合的、計画的な再開発の促進に資することを目的とする。	補助対象事業	1. 交付対象要件 (1)市街地再開発事業 第一種市街地再開発事業（都市再開発法第2条第1号）にあつては、次の1から3まで及び6から9までを満たすもの、第二種市街地再開発事業（都市再開発法第2条第1号）にあつては、次の1、2、4及び6から9までを満たすものであること。 1 既に都市計画の決定がなされた地区又は交付金の交付される年度内に都市計画の決定がなされることが確実と見込まれる地区において行われるもの 2 次のイからトまで※注）に該当する事業等法律により国の関与が政策上位置づけられる事業であること。 3 第一種市街地再開発事業にあつては、施行区域が原則として10,000㎡以上であること。ただし次のイに掲げるものにあつては、原則として5,000㎡以上、ロに掲げるものにあつては、原則として2,000㎡以上、ハに掲げるものにあつては、原則として1,500㎡以上であること。※注） 4 第二種市街地再開発事業にあつては施行区域が10,000㎡以上であること。ただし、次に掲げるイ及びロ※注）を満たす場合にあつては5,000㎡以上、イからハまで※注）を満たす場合にあつては2,000㎡以上であること。 6 人口20万人以上の地方公共団体が施行する市街地再開発事業において概算事業費10億円以上と見込まれる公園の整備を実施する場合は、当該公園施設についてイー12-（1）の2. の第2項に規定するPPP/PFI手法の導入に係る検討及び公募設置管理制度的導入に係る検討がなされていること。ただし、利用料金の徴収を伴う公園の整備を新たに実施する場合は、上記の人口、事業費の要件に関わらず、公募設置管理制度的導入に係る検討がなされていること。 7 認可を受けた事業計画（変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。）がインターネットの利用により公表されるものであること。 8 施設建築物は、次のイからホまで※注）に掲げる基準に適合したものであること。 9 建築物の通行の用に供する共用部分であつて、交付金の対象となるものは、原則として次のイからニまで※注）に掲げる基準に適合したものであること。 ※注）社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イー13-（2）市街地再開発事業等を参照のこと ※(2)住宅街区整備事業、(3)防災街区整備事業、(4)都市再開発支援事業については、社会資本整備総合交付金交付要綱を参照のこと。	補助率・額	2. 交付対象事業 (1) 市街地再開発事業 ①調査設計計画 事業計画の作成、地盤調査、建築設計及び権利変換計画の作成 ②土地整備 建築物の除却、土地の整地、仮設店舗等の設置及び土地整備に伴い通常生ずる損失の補償 ③共同施設整備 空地等、供給処理施設その他の共同施設の整備 ④建築物の防災性能の強化 特殊基礎工事 ※(2)住宅街区整備事業、(3)防災街区整備事業、(4)都市再開発支援事業については、社会資本整備総合交付金交付要綱を参照のこと。
	根拠法令等		・社会資本整備総合交付金要綱		補助率・額
申請時期・手続き等	4 予算内示 5 第1回交付申請 6 翌年度概算要求 7 8 9 前年度完了検査 10 11 翌年度本要望 12 繰越手続 1 2 概算払い請求 3	補助基準等	留意事項	① 施行者が公共団体以外の場合、公共団体が施行者に対して行う補助について補助する。 ② 都市局及び住宅局の所管の事業について採択基準等が異なる。	
	事例等		令和4年度・令和5年度事業実施地区 松戸市 対象市町村数 ※ 実施市町村数（5年度） 1	備考 ※対象市町村は、補助要件に該当するもの。	

助成事業名	社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）
-------	-------------------------

国補・県単別	国補	分類	8-23
主体	市町村、民間事業者等		

県主管課	市街地整備課	室等	市街地整備班	内線	3252
関係省庁名	国土交通省〈住宅局〉				

事業の目的概要	<p>優良建築物等整備事業は、市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行う事業について、国が必要な助成を行う制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。</p>	補助対象事業	<p>1. 対象地域の要件 ① 3大都市圏の既成市街地等及び近郊整備地帯等、都市開発区域 ② 地方拠点都市地域 ③ 市街地総合再生計画区域 ④ 中心市街地活性化基本計画区域 ⑤ 人口10万人以上の市の区域 ⑥ 土地企画整理法に規定する高度利用推進区 ⑦ 都市機能誘導区域で、公共交通が一定数運行している駅等の近隣 ⑧ 人口密度維持タイプにあっては都市機能誘導区域（三大都市圏の政令市及び特別区の区域内であるものを除く）内の中心拠点区域、連携生活拠点区域又は生活拠点区域、高齢社会対応タイプにあっては都市機能誘導区域内の高齢者交流拠点区域</p> <p>2. 補助対象事業要件 (1) 優良再開発型 (1. ①～⑦の地域) ① 共同化タイプ ア 施行地区面積が原則として1000㎡以上であること。 (中心市街地共同住宅供給タイプについてはおおむね500㎡以上、既存ストック再生型、都市再構築型については原則おおむね300㎡以上) イ 原則として、一定規模以上の空地を確保すること、一定の接道条件を満足していること。 ウ 3階以上（地階は除く）の耐火又は準耐火中高層建築物であること。 エ 2人以上の地権者等が敷地の共同利用と併せて行う事業であること。 オ 土地の所有者が2人の場合、地区内に200㎡未満または不整形な敷地が一つ以上あること。 ② 市街地環境形成タイプ ア ①のイ、ウ、エを満足すること。 イ 以下、a、b、c、d、eのいずれかを満足すること。 a 建築協定または地区計画等により壁面の位置の制限、建築物の形態、意匠等に関する制限、その他これらに類する制限を受けるものであること。 b 都市拠点整備総合計画・市街地環境整備総合計画区域内であること。 c 敷地内に公共道路等を整備するもの、または敷地内に未整備の都市計画施設等の部分を空地として確保するもの。 d 沿道整備道路の沿道環境の向上に資するもの e 公共駐車場と一体的に整備する事業 ③ マンション建替タイプ ア ①のイ、ウ、エを満足すること。 ※ア)に関して、特定商業集積整備基本構想を除く ・ 建築前の要件 イ 10人以上の区分所有者が存在。 ウ 倒壊の危険性があると判断された共同住宅 エ 建替決議等がなされていること。 ・ 建築後の要件 カ 延べ面積の1/2以上が住宅等。 キ 各戸が床面積50㎡以上かつ2以上の居住室を有するものであること等。 ク 各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであること。</p> <p>(2) 市街地住宅供給型 ① 中心市街地共同住宅供給タイプ ア (1)①ア)、イ、ウを満足すること。 イ 改正中活法に基づき、国による認定を受けた基本計画の区域内 ウ 改正中活法に基づき、国による認定を受けた基本計画に記載された中心市街地共同住宅供給事業として、一定の条件を満たす優良な住宅を10戸以上供給するものであること。 エ 延べ面積の1/2以上が住宅等</p>	補助対象事業の概要	<p>(3) 既存ストック再生型 既存の建築物ストックを改修する事業で、次の要件すべてに該当するものをいう。 ア (1)①ア)、イ、ウを満足すること。 イ 以下のいずれかの事業に該当すること。 a 住宅を10戸以上改修すること、または10名以上の区分所有者がいること。 b 市街地再開発事業等によって整備された10人以上の区分所有者建物であって、以下の要件を満たすもの。 ・ 都市部の再生に向けて、官民連携の協議会が組織されていること。 ・ 都市再開発法に規定する都市再開発方針（2号地区・2項地区）その他まちづくり計画に位置付けられた地区の再生であること。 ウ イ) a)の場合にあっては、転用後の建築物の延べ面積の1/2以上が住宅の用に供されること。イ) b)の場合にあっては、転用後の建築物の延べ面積の1/2以上が公益施設、共同住宅又は商業の用に供されること。 エ 以下の要件は、イ) a)の場合のみ適用する ・ 各戸が床面積50㎡以上かつ2以上の居住室を有するものであること等。 ・ 各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであること。 フ 耐震改修等、一定の改修を行うこと カ) イ) a)にあっては平成31年3月31日までに着手した事業であること。</p> <p>(4) 都市再構築型 ① 人口密度維持タイプ ア (1)①ア)、イ、ウを満足すること。 イ 区域内の中心拠点誘導施設、連携生活拠点誘導施設又は生活拠点誘導施設の整備を行うもの。 ② 高齢社会対応タイプ ア (1)①ア)、イ、ウを満足すること。 イ 区域内の、高齢者交流拠点誘導施設（同種の高齢者交流拠点誘導施設との距離が700m以上離れているものに限る）の整備を行うもの。</p> <p>3. 補助項目 (1) 調査設計計画費（基本構想作成費、事業計画作成費、地盤調査費、建築設計費） (2) 土地整備費（建築物除去費、仮設店舗費、補償費等） (3) 共同施設整備費（空地等整備費、供給処理施設整備費、その他施設整備費）</p>
根拠法令等	<p>・ 社会資本整備総合交付金要綱</p>	補助基準	<p>国：1/3</p>	留意事項	<p>① 公共団体が民間施行者に対して行う補助について補助する。 ② 法律に基づかない任意の事業制度であり、権利者全員の同意が必要。</p>
申請時期	<p>4 予算内示 5 第1回交付申請 6 翌年度概算要求 7 8 9 前年度完了検査内示変更要望 ① 10 11 翌年度本要望繰越手続 12</p>	補助等	<p>令和3年度～令和5年度事業実施地区 木更津市 中央三丁目地区（その1） 木更津市 中央三丁目地区（その2）</p>	事例等	<p>対象市町村数 ※ 実施市町村数(5年度) 1</p>
手続	<p>1 内示変更要望 ② 2 概算払い請求 3</p>	備考	<p>※対象市町村は、補助要件に該当するもの。</p>	備考	<p>※対象市町村は、補助要件に該当するもの。</p>

助成事業名	社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）
-------	---------------------------

国補・県単別	国補	分類	8-24
事業実施主体	市町村、中心市街地活性化協議会		

県主管課	市街地整備課	室等	市街地整備班	内線	3252
関係省庁名	国土交通省（都市局、住宅局）				

事業の目的・概要	中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援することにより、まちなかに公共公益施設等の都市機能等の導入を図る。	補助	1. 事業要件 以下に掲げる要件に該当すること i) 中心市街地活性化法に基づき認定された基本計画区域 ii) 認定基本計画に位置付けられた公益施設を含む都市機能導入施設又は賑わい空間施設であること iii) 地階を除く階数が原則として3階以上であること（都市機能導入施設に限る） iv) 耐火建築物又は準耐火建築物であること（都市機能導入施設に限る） v) 敷地面積等が1,000㎡以上（複数のコア事業を行う場合又は三大都市圏及び政令指定都市を除く地域において空きビル再生支援を実施する場合は500㎡以上）であること 注1) 次の要件を満たす場合は、上記iii)～vi)の要件を適用しない。 ① 各施設の敷地面積等の合計が1,500㎡以上であること ② 各施設の都市機能導入施設の延床面積等の合計が1,000㎡以上であること ③ 公益施設の延床面積の合計が整備される各施設の専有部分の延床面積の合計の1/10以上であること。等 注2) 三大都市圏及び政令指定都市を除く地域においては、上記iv)の要件を適用しない。また、当該地域において都市機能まちなか立地支援を実施する場合は、上記v)の要件「耐火建築物又は準耐火建築物であること」を「空地の整備、消火施設の増強等により、周辺市街地への延焼を防ぐための代替措置がなされていること」と読み替える。	中心市街地の既存建築物の全部又は一部を都市機能導入施設として再生することにより、中心市街地に不足している都市機能の集積を推進する ③賑わい空間施設整備 中心市街地における多目的広場等の公開空地を整備することにより、中心市街地に不足している賑わい空間の創出を推進する ii) 付帯事業 ① 計画コーディネート支援 コア事業の円滑な立ち上がり・事業実施を支援するため、まちづくり組織による住民の意見調整等の活動や、土地利用や建築物整備等の計画立案・調整等に対して支援を行う ② 関連空間整備 コア事業による都市機能導入と一体となって、周辺敷地内における快適なにぎわい空間の形成を図るため、公開空地の整備、駐車場の整備、緑化施設等の整備に対して支援を行う	
	根拠法令等				・社会資本整備総合交付金要綱
申請時期・手続き等	4 予算内示	基準等	2. 事業概要 i) コア事業 ①都市機能まちなか立地支援 中心市街地に都市機能導入施設を整備することにより、中心市街地に不足している都市機能の集積を推進する ②空きビル再生支援	留意事項 本事業は、市街地再開発事業と比べて、都市計画決定、事業計画認可、権利変換認可等の諸手続き、敷地内の空地確保が不要であることや、敷地面積1,000㎡程度の小規模なプロジェクト、既存ビルの再生・リニューアルも対象となるといった特徴がある。	
	5 第1回交付申請				事例 対象市町村数 ※
	6 翌年度概算要求				
	7 前年度完了検査				備考 ※対象市町村は、補助要件に該当するもの。
12 繰越手続					
1 概算払い請求					
3					

助成事業名	社会資本整備総合交付金（無電柱化まちづくり促進事業）
-------	----------------------------

国補・県単別	国補	分類	8-25	県主管課	市街地整備課 都市計画課	室	市街地整備班 開発審査班	内線	3252 3245
事業実施主体	市町村、組合、民間事業者			関係省庁名	国土交通省（都市局）				

事業の目的・概要	無電柱化の推進に関する法律第12条により、都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業を実施する場合においても無電柱化が求められている。一方で、市街地開発事業等において無電柱化を実施するにあたり、対象道路が電線共同溝の整備等に関する特別措置法第3条に基づく電線共同溝を整備すべき道路として指定されない場合には、市街地開発事業等の施行者の負担が過大となっている。そのため、「無電柱化まちづくり促進事業」を創設し、電線共同溝方式によらずに実施される無電柱化に対する支援を行い、地方公共団体と連携を図りつつ、小規模事業も含めた無電柱化の取組を促進することとした。			新設電柱の抑制を図るため、市街地開発事業等において電線共同溝方式によらずに行われる無電柱化事業をいう。 交付の対象となる事業は、次に掲げる要件の全てを満たしている無電柱化事業にかかる設計費及び施設整備費（地上機器・電線等の工事費を除く。）とする。 1 市町村が策定する「無電柱化まちづくり促進計画」に基づくものであること。 2 市街地開発事業等において電線共同溝方式によらずに行われるものであること。 3 電線管理者が費用の一部（地上機器・電線）を負担するものであること。	留意事項	1 市街地開発事業等とは、都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業及び同法第29条に規定する許可を受けて行う同法第4条第12項に規定する開発行為等。 2 電線共同溝方式によらずに行われる無電柱化事業とは、電線共同溝の整備等に関する特別措置法第3条に基づき電線共同溝を整備すべき道路として指定された道路以外で行われる電線類の地下埋設事業。 3 電線共同溝方式とは、電線共同溝法に基づき、道路管理者が電線共同溝を整備し、電線管理者が電線・地上機器等を整備する方式。	
	根拠法令等	無電柱化の推進に関する法律 社会資本整備総合交付金交付要綱				補助対象事業・補助基準等	令和4年度・令和5年度実施市町村実施なし
申請時期・手続き等	4	予算内示			事例等		
	5	第1回交付申請					
	6	翌年度概算要求					
	7						
	8						
9	前年度完了検査		対象市町村等数	※			
10	翌年度本要望				実施市町村等数（5年度）	—	
11			備考	※補助要件に該当するもの ※県担当課 市街地整備課 （土地区画整理、再開発事業等） 都市計画課 （開発行為：都市計画法第29条）			
12	繰越手続						
1							
2	概算払い請求				補助率・額	1/2 ※間接交付の場合、交付の対象となる費用の2/3（区域面積が3,000㎡未満の場合は、交付対象事業費に1.2倍の2/3）を超えない額	
3							
4							
5							

助成事業名	防災・安全交付金（都市再生区画整理事業）
-------	----------------------

国補・県単別	国補	分類	8-26
事業実施主体	市町村、土地区画整理組合等		

県主管課	市街地整備課	室	市街地整備班	内線	3252
関係省庁名	国土交通省（都市局）				

事業の目的・概要	防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生、街区規模が小さく敷地が細分化されている既成市街地における街区再編・整備による都市機能更新、低未利用地が散在する既成市街地における低未利用地の集約化による誘導施設の整備並びに被災した市街地において、土地区画整理事業の実施により、都市基盤の整備と併せて街区の再編を行い、もって土地の有効利用を促進するとともに、安全・安心で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を図る。		○重点地区 一般地区の要件に加え、次のいずれかの要件を満たす地区 [安全市街地形成重点地区] 以下の①～④のいずれかの要件を満たす地区 ① 防災再開発促進地区（密集法）の区域内に存する地区 ② 以下の全ての要件を満たす地区 a. 地域防災計画（災害対策基本法）に位置づけられた地区 b. 以下のいずれかの区域内の地区 ・三大都市圏の既成市街地等 ・政令指定都市、県庁所在地 ・地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域、地震予知連の指定地域 (①及び②については別途要件に該当する地区に限る)★ ③ 立地適正化計画に定められた防災指針に基づき浸水対策として事業を実施する地区 ④ 高規格堤防の整備と一体的に事業を実施する地区★ ★印・詳細は社会資本整備総合交付金交付要綱を参照のこと [拠点市街地形成重点地区] 以下の①から③のいずれかに係る地区 ①都市再生緊急整備地域又は都市再開発方針2号、2項地区 ②都市鉄道等利便増進法に基づく交通結節機能高度化構想区域 ③バリアフリー基本構想区域 [歴史的風致維持向上重点地区] 歴史的風致維持向上計画に基づく事業地区 [都市機能誘導重点地区] 立地適正化計画で定められた都市機能誘導区域内で行われる土地区画整理事業の地区（立地適正化計画に定められ、または定められることが確実な地区に限る） ◆面積要件 指定容積率/100×（施行面積）≧2.0ha （大街区化タイプ） ◆地区要件 ○一般地区 次の要件を全て満たす地区 ・DID内に存し、かつ、立地適正化計画、市町村マスタープラン等の計画若しくは方針に都市機能増進施設又は国際競争力強化施設を整備することが定められ、又は定められることが確実な地区であること ・鉄道・地下鉄駅から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場から500mの範囲内（いずれもピーク時運行本数が片道3本以上を満たすものに限る）に存する地区であること ・地方公共団体により大街区化による土地の有効高度利用事業に係る方針が定められること ・施行地区における事業実施後の公共施設の用に供する土地及び公開空地（災害時に一次滞在施設として活用される又は活用されることが確実な建築物の屋内部分を含む）の面積の合計が事業実施前の面積の合計を超えるものであること ○重点地区 一般地区の要件に加え、次のいずれかの要件を満たす地区 [拠点市街地形成重点地区] 上記、都市再生土地区画整理事業における拠点市街地形成重点地区と同様	[都市機能誘導重点地区] 上記、都市再生土地区画整理事業における都市機能誘導重点地区と同様 ◆面積要件 指定容積率/100×（施行面積）≧2.0ha （空間再編賑わい創出タイプ） ◆地区要件 次の要件を全て満たす地区 ・DID内に存し、かつ、立地適正化計画で定められた都市機能誘導区域の区域内において土地区画整理事業を施行しようとする地区であること ・施行前の公共用地率20%未満 ・事業計画に誘導し施設整備区が定められた土地区画整理事業を施行する地区 ◆面積要件 指定容積率/100×（施行面積）≧0.5ha （地域生活拠点形成タイプ） ◆地区要件 次の要件を全て満たす地区 ・DID内に存し、かつ、立地適正化計画で定められた都市機能誘導区域の区域内において土地区画整理事業を施行しようとする地区であること ・施行前の公共用地率20%未満 ・任意の申し出換地によって土地を集約する土地区画整理事業を施行し、集約した土地に誘導施設を導入する地区 ※都市再生事業計画案作成事業、被災市街地復興土地区画整理事業、緊急防災空地整備事業は社会資本整備総合交付金交付要綱を参照のこと ◆面積要件 指定容積率/100×（施行面積）≧0.5ha 2. 補助対象等 ○都市再生土地区画整理事業 ・土地区画整理事業費 ※詳細は社会資本整備総合交付金交付要綱を参照のこと	
	根拠法令等	・社会資本整備総合交付金要綱			
申請時期・手続き等	4 予算内示	補助対象事業・補助基準等	補助率・額	事例等	備考
	5 第1回交付申請				
6 翌年度概算要求					
7					
8					
9 前年度完了検査					
10 翌年度本要望					
11					
12 繰越手続					
1 概算払い請求					
2					
3					
補助対象事業・補償事業等	1. 地区要件等 都市再生土地区画整理事業 都市基盤が脆弱で整備が必要な既成市街地の再生・再構築を行う土地区画整理事業に対する補助事業 （都市基盤整備タイプ） ◆地区要件 ○一般地区 次の要件を全て満たす地区 ・直前の国勢調査に基づくDIDに係る地区 ・市町村の都市計画に関する基本方針、都市再生整備計画等法に基づく計画に位置づけ ・施行前の公共用地率15%未満 ※詳細は社会資本整備総合交付金交付要綱を参照のこと	都市再生土地区画整理事業（都市基盤整備タイプ）・（大街区化タイプ） 一般地区 国：1/3 重点地区 国：1/2 （空間再編賑わい創出タイプ） 国：1/2 （地域生活拠点形成タイプ） 国：1/2 ※都市再生事業計画案作成事業、被災市街地復興土地区画整理事業、緊急防災空地整備事業は社会資本整備総合交付金交付要綱を参照のこと 令和3年度・令和4年度実施市町村 浦安市 令和5年度実施市町村 実施なし 対象市町村数 ※ 実施市町村等数（5年度） -	※対象市町村は補助要件に該当するもの		

助成事業名	防災・安全交付金（無電柱化まちづくり促進事業）
-------	-------------------------

国補・県単別	国補	分類	8-27	県主管課	市街地整備課 都市計画課	室	市街地整備班 開発審査班	内線	3252 3245
事業実施主体	市町村、組合、民間事業者			関係省庁名	国土交通省（都市局）				

事業の目的・概要	無電柱化の推進に関する法律第12条により、都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業を実施する場合においても無電柱化が求められている。一方で、市街地開発事業等において無電柱化を実施するにあたり、対象道路が電線共同溝の整備等に関する特別措置法第3条に基づく電線共同溝を整備すべき道路として指定されない場合には、市街地開発事業等の施行者の負担が過大となっている。そのため、「無電柱化まちづくり促進事業」を創設し、電線共同溝方式によらずに実施される無電柱化に対する支援を行い、地方公共団体と連携を図りつつ、小規模事業も含めた無電柱化の取組を促進することとした。			新設電柱の抑制を図るため、市街地開発事業等において電線共同溝方式によらずに行われる無電柱化事業（人口集中地区における無電柱化等、市街地の防災性向上に資するものに限る。）をいう。 交付の対象となる事業は、次に掲げる要件の全てを満たしている無電柱化事業にかかる設計費及び施設整備費（地上機器・電線等の工事費を除く。）とする。 1 市町村が策定する「無電柱化まちづくり促進計画」に基づくものであること。 2 市街地開発事業等において電線共同溝方式によらずに行われるものであること。 3 電線管理者が費用の一部（地上機器・電線）を負担するものであること。	留意事項 1 市街地開発事業等とは、都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業及び同法第29条に規定する許可を受けて行う同法第4条第12項に規定する開発行為等。 2 電線共同溝方式によらずに行われる無電柱化事業とは、電線共同溝の整備等に関する特別措置法第3条に基づき電線共同溝を整備すべき道路として指定された道路以外で行われる電線類の地下埋設事業。 3 電線共同溝方式とは、電線共同溝法に基づき、道路管理者が電線共同溝を整備し、電線管理者が電線・地上機器等を整備する方式。
	根拠法令等	無電柱化の推進に関する法律 社会資本整備総合交付金交付要綱			
申請時期・手続き等	4	予算内示	補助率・額	1/2 ※間接交付の場合、交付の対象となる費用の2/3（区域面積が3,000㎡未満の場合は、交付対象事業費に1.2倍の2/3）を超えない額	備考 ※補助要件に該当するもの ※県担当課 市街地整備課 （土地区画整理、再開発事業等） 都市計画課 （開発行為：都市計画法第29条）
	5	第1回交付申請			
	6	翌年度概算要求			
	7				
	8				
9	前年度完了検査				
10	翌年度本要望				
11					
12	繰越手続				
1					
2	概算払い請求				
3					
4					
5					

令和5年度実施市町村 芝山町	
対象市町村等数	※
実施市町村等数（5年度）	1

助成事業名	地方創生道整備推進交付金
-------	--------------

国補・県単別	国補	分類	8-28
事業実施主体	市町村		

県主管課	道路整備課	室等	市町村道班	内線	3169
関係省庁名	内閣府・国土交通省				

事業の目的・概要	地方公共団体が、地域再生計画に記載された、まち・ひと・しごと創生法、都道府県市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）に位置付けられた自主的・主体的で先導的な事業の対し、国が交付金を交付し、それぞれの地域の実情に応じた事業の効率的かつ効果的な実施を図ることを目的とする。	補 助 対 象 事 業 ・ 補 助 基 準 等	内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画に記載された事業で、地域における交通の円滑化及び産業の振興を図るために行われる道路等の2以上の施設を総合的に整備する事業であって、事業が連携して効果を発揮するもので、市町村が実施する市町村道の新設、改築及び修繕。	留 意 事 項	事業の実施にあたっては、地域再生計画の承認が必要。	
	農林業等の振興や都市・物流拠点等との交流促進を目的として、地方公共団体が作成する市町村道・広域農道・林道をパッケージ化した計画に対して、関係府省が連携して支援することを目的とした交付金。				※ 地方債の適用 ・ 一般公共事業債 ・ 過疎債及び辺地債の要件に適合するものは該当	・ 地域再生計画 （事業主体→政策企画課→内閣府） ・ 予算要望 （各市町村→道路整備課 →政策企画課→内閣府） ・ 予算内示 （内閣府→国土交通省 →道路整備課→各市町村） ・ 交付申請 （各市町村→道路整備課 →関東地方整備局）
根拠等法令	地域再生法				令和5年度実施市町村 鴨川市、館山市	
申請時期・手続き等	<ul style="list-style-type: none"> 4 予算内示の送付 5 交付申請 6 翌年度概算要望 7 8 新規地域再生計画認定申請ヒアリング 9 10 11 地域再生計画作成の事前相談 12 1 地域再生計画の認定申請・ 2 翌年度本要望 3 地域再生計画の認定 4 5 			事 例 等	対象市町村等数	全市町村
						実施市町村等（R5年度）
		補 助 率 ・ 額	国 1 / 2	備 考		

助成事業名	道路メンテナンス事業補助
-------	--------------

国補・県単別	国補	分類	8-29	県主管課	道路整備課	室	市町村道班	内線	3169
事業実施主体	市町村			関係省庁名	国土交通省				

事業の目的・概要	地方公共団体が管理する、今後老朽化する道路構造物の増大に対応するため、地方公共団体が長寿命化修繕計画を策定することにより、従来の事後的な修繕等の対策から予防的な対策と円滑な政策転換を図るとともに、橋梁等の長寿命化並びに橋梁等の修繕等に係る費用の縮減を図りつつ、地域の道路網の安全性・信頼性を確保することを目的とする		補助対象と要件 地方公共団体が道路法施行規則第4条の5の6の規定に基づいて行う定期点検の結果を踏まえて、策定している長寿命化修繕計画（個別施設計画）に位置づけられた事業を支援 ①構造物の性能・機能の維持・回復・強化を図る修繕 ②構造物の架替えや付替えなどにより、性能・機能の維持・回復・強化を図る更新 ③複数の構造物において、その性能・機能を一部の構造物に集約することに伴い実施する他の構造物の撤去（集約先の構造物に係る対策等を実施する場合に限る） 横断する道路施設等の安全の確保のために実施する構造物の撤去（改築または修繕と同時に実施する場合に限る） ④横断する道路施設等の安全の確保のために実施する構造物の撤去（改築または修繕と同時に実施する場合に限る。） ⑤治水効果の高い橋梁の撤去（河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）へ適合状況や過去の被災歴等により橋梁を撤去した場合の治水効果を確認している場合に限る。） ⑥道路メンテナンス事業の実施に必要な点検 なお、上記①から⑥に該当する事業の実施に当たっては、新技術等の活用の検討を行い、費用の縮減や事業の効率化などに取り組むこと。 □対象構造物：橋梁・トンネル・横断歩道橋、シェッド、大型カルバート、門型標識	留意事項	※長寿命化修繕計画（個別施設計画）の策定において、計画全体の目標に集約・撤去や新技術等の活用に関する短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果の内容を定めるものについては、令和7年度までは適用しない。令和8年度より適用される。		
	根拠法令等	道路法 道路法施行規則			事例等	令和5年度実施市町村数 旭市、我孫子市、いすみ市、市川市、市原市、印西市、浦安市、大網白里市、大多喜町、御宿町、柏市、勝浦市、香取市、鎌ヶ谷市、鴨川市、木更津市、君津市、鋸南町、九十九里町、神崎町、栄町、佐倉市、山武市、酒々井町、白子町、白井市、匝瑳市、袖ヶ浦市、館山市、銚子市、長生村、長南町、東金市、東庄町、長柄町、流山市、習志野市、成田市、野田市、富津市、船橋市、松戸市、南房総市、睦沢町、茂原市、八街市、八千代市、横芝光町、四街道市	
申請時期・手続き等	4	予算内示	補助率・額	備考	対象市町村等数		全市町村
	5	交付申請			実施市町村等（R5年度）		49
	6	翌年度概算要望					
	7						
	8	前年度完了検査					
9							
10	翌年度本要望						
11							
12							
1							
2	概算払い請求						
3							
4							
5							

助成事業名	交通安全対策補助制度（地区内連携）
-------	-------------------

国補・県単別	国補	分類	8-30	県主管課	道路整備課	室	市町村道班	内線	3169
事業実施主体	市町村			関係省庁名	国土交通省				

事業の目的・概要	一定の区域において、関係行政機関等や関係住民の代表者等との間での合意に基づき、計画的かつ集中的に実施していく必要のある交通安全対策（速度低下、進入抑制等を促す面的対策や歩道の設置等の生活道路等）の推進に寄与することを目的とする		補助対象	交通安全対策を実施する一定の区域を「整備地区」として、当該地区に関連する交通安全対策を担当する一ないし複数の道路管理者が合意に基づき地区一括で整備する事業。		留意事項	
	根拠法令等	道路法 道路法施行規則		補助要件	整備地区に関する地方公共団体の首長、対策を担当する道路管理者、関係する警察、学校・保育等の教育関係機関、関係住民の代表者等で構成される協議会等において、対策の内容や時期等について申し合わせたものが確認できること		
申請時期・手続き等	4	予算内示	事業・補助基準等	5. 5/10 (これに加え、地域の財政力に応じた嵩上げが可能。)	備考	令和5年度実施市町村 成田市、君津市	
	5	交付申請					
	6	翌年度概算要望				対象市町村等数	全市町村
	7					実施市町村等数（R5年度）	2
	8						
	9	前年度完了検査					
	10	翌年度本要望					
	11						
	12						
	1						
	2						
	3	概算払い請求					
	4						
	5						

助成事業名	無電柱化推進計画事業補助
-------	--------------

国補・県単別	国補	分類	8-31
事業実施主体	市町村		

県主管課	道路整備課	室	市町村道班	内線	3169
関係省庁名	国土交通省				

事業の目的・概要	道路の防災性能の向上、通行空間の安全性・快適性の確保、良好な景観形成の観点から、国が地方公共団体に対して必要な助成を行う制度を確立し、もって「無電柱化の推進に関する法律」に基づき策定された「無電柱化推進計画」の着実な推進に寄与することを目的とする。		補助対象 ・「無電柱化推進計画」に定めた目標の確実な達成に資する事業であって、「無電柱化の推進に関する法律」（平成28年法律第112号）第8条に基づき、都道府県又は市町村が定める「都道府県無電柱化推進計画」又は「市町村無電柱化推進計画」（地方版無電柱化推進計画）に位置づけられている無電柱化推進計画事業 ・低コスト手法の活用や新技術・新工法の導入等の検討により、低コスト化に取り組む事業	留意事項	※道路の新設、バイパス整備及び道路拡幅のうち車線数の増加を伴う事業と同時に行う無電柱化推進計画事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業等を施工する者に対しその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を行う事業は除く。）は除く。	
	根拠法令等	道路法 無電柱化の推進に関する法律			事業例等	令和5年度実施市町村 浦安市、木更津市、船橋市
申請時期・手続き等	4	予算内示	※ ただし、低コスト化の要件については、令和元年度末において、既に工事に着手しているなど工法・手法が決定している事業は除く。	事業例等		
	5	交付申請				
	6	翌年度概算要望				
	7					
	8					
	9	前年度完了検査	補助率・額	備考		
	10	翌年度本要望				
	11					
	12					
	1					
	2	概算払い請求	5.5/10 (これに加え、地域の財政力に応じた嵩上げが可能。)		対象市町村等数	全市町村
	3				実施市町村等(R5年度)	3
	4					
	5					

助成事業名	踏切道改良計画事業補助事業
-------	---------------

国補・県単別	国補	分類	8-32
事業実施主体	市町村		

県担当課	道路整備課	室	市町村道班	内線	3169
関係省庁名	国土交通省				

事業の目的・概要	交通事故の防止と駅周辺の歩行者の交通利便性の確保を図るため、踏切道改良促進法に基づき改良すべき踏切道に指定された踏切道の対策について、計画的かつ集中的に支援する個別補助制度		補 助 対 象 事 業 ・ 補 助 基 準 等	「踏切道改良促進法」(昭和36年法律第195号)第4条に基づき、道路管理者及び鉄道事業者が定める「地方踏切道改良計画」に位置づけられた踏切道の改良の方法(連続立体交差事業を除く)による事業 ※対象とする位置づけの要件:「地方踏切道改良計画」に位置づけられた道路事業であって、国に地方踏切道改良計画書を提出することで、位置づけたことが確認できること。 ※地方踏切道改良計画には、法改正(H28.3)前における立体交差化計画、構造改良計画、歩行者等立体横断施設整備計画を含む。	留 意 事 項	前年度までに踏切道改良促進法第3条に基づく指定を行い、同法第4条に基づき、国土交通大臣が指定する期日までに地方踏切道改良計画書を作成・提出する。		
	根拠法令等	道路法 踏切道改良促進法				令和5年度実施市町村 実施なし		
申請時期・手続き等	4	予算内示	事 業 ・ 補 助 基 準 等	5.5/10 (これに加え、地域の財政力に応じた嵩上げが可能。)	備 考	対象市町村等数		※
	5	交付申請				実施市町村等数(令和5年度)		—
	6	翌年度概算要望						
	7							
	8	前年度完了検査						
	9	翌年度本要望						
	10							
	11							
	12	概算払い請求						
	1							
	2							
	3							
	4							
	5							

助成事業名	交通安全対策補助制度（通学路緊急対策）
-------	---------------------

国補・県単別	国補	分類	8-33
事業実施主体	市町村		

県主管課	道路整備課	室	市町村道班	内線	3169
関係省庁名	国土交通省				

事業の目的・概要	合同点検により抽出された対策必要箇所については、関係機関が実施する速度規制や通学路の変更等によるソフト面での対策に加え、歩道の設置やガードレール等の防護柵などの交通安全施設等の整備等によるハード面での対策を適切に組み合わせるなど、地域の実情に対応した、効果的な対策を検討し、可能なものから速やかに実施することとなり、令和4年度から5年程度の期間において、通学路における交通安全確保の推進に寄与することを目的とする		補助要件 合同点検により抽出された対策必要箇所における交通安全対策であること。 ※関係機関等と連携し、対策を実施する学区内においてソフト対策の強化を確認の上、通学路整備計画に記載すること。	留意事項
	根拠法令等	道路法 道路法施行規則		
申請時期・手続き等	4	予算内示	対象事業・補助基準等	事例等
	5	交付申請		
	6	翌年度概算要望		
	7			
	8			
9	前年度完了検査	令和5年度実施市町村 【道路局】 袖ヶ浦市、館山市、富里市、長柄町、成田市、茂原市、睦沢町 【都市局】 市原市、茂原市		
10	翌年度本要望			
11				
12				
1				
2	概算払い請求	5. 5/10 (これに加え、地域の財政力に応じた嵩上げが可能。) 「新設」の場合は、補助率5/10	備考	
3				
4				
5				
		対象市町村等数	全市町村	
		実施市町村等数（R5年度）	8	

助成事業名	社会資本整備総合交付金（都市公園事業）
-------	---------------------

国補・県単別	国補	分類	8-34	県主管課	公園緑地課	室	都市緑化推進班	内線	3996
事業実施主体	市町村			関係省庁名	国土交通省（都市局）				

事業の目的・概要	都市公園事業は、都市公園法第2条第1項第1号に規定する都市公園、農山漁村地域の生活環境の向上に資する特定地区公園（カントリーパーク）の整備等の整備を行うことにより、安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を推進し、豊かな国民生活の実現等を図ることを目的とする。			留意事項					
	根拠法令等	都市公園法 社会資本整備総合交付金交付要綱							
申請時期・手続き等	4	予算内定通知	対象事業・補助基準等	事例等	<p>令和2年度実施市町村 松戸市、佐倉市、八千代市、香取市、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合</p> <p>令和3年度実施市町村 松戸市、佐倉市、八千代市、富里市、香取市、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合</p> <p>令和4年度実施市町村 松戸市、八千代市、富里市、香取市、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合</p> <p>令和5年度実施市町村 松戸市、佐倉市、柏市、八千代市、富里市、芝山町、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合</p>				
	5	交付申請							
	6	翌年度概算要望ヒアリング							
	7								
	8								
9									
10									
11		翌年度要望ヒアリング							
12									
1									
2									
3									
4		予算成立							
5									
補助率・額			<p>補 用地取得費 1/3</p> <p>助 施設費 1/2</p> <p>率</p> <p>・</p> <p>額</p>	備考	<p>一般公共事業債充当可能な事業費は、地方負担額の90%</p> <p>対象市町村は、補助要件に該当するもの。</p>				
					<table border="1"> <tr> <td>対象市町村等数</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>実施市町村等（5年度）</td> <td>7</td> </tr> </table>	対象市町村等数	54	実施市町村等（5年度）	7
対象市町村等数	54								
実施市町村等（5年度）	7								

助成事業名	社会資本整備総合交付金（防災緑地緊急整備事業）
-------	-------------------------

国補・県単別	国補	分類	8-35
事業実施主体	市町村		

県主管課	公園緑地課	室等	都市緑化推進班	内線	3996
関係省庁名	国土交通省（都市局）				

事業の目的・概要	大都市地域等において大規模な地震等に伴い発生する災害から国民の生命、財産を守るための避難地となる防災緑地、及び建設副産物等を計画的に活用し、幅広い資源の有効利用と廃棄物の削減に資する再生資源活用緑地の整備を行うことを目的とする。		1 定義 ①「防災緑地」とは、都市計画公園又は都市計画緑地の内、防災公園となる予定の土地及び施設であって、都市公園法第2条の2の規定に基づく公告前において避難地として一般の利用に供するものをいう。 ②「防災緑地緊急整備事業」とは、大都市地域等において大規模な地震等に伴い発生する災害から国民の生命、財産を守るための避難地となる防災緑地の用に供する土地の取得及び施設の整備に関する事業をいう。 ③「再生資源活用緑地」とは、次に掲げる都市公園となる予定の土地及び施設であって、都市公園法第2条の2の規定に基づく公告前において一般の利用に供するものをいう。 ・建設副産物等の盛土材料等として計画的な活用により、幅広い資源の有効活用と廃棄物の削減に資するものであること。 ④「再生資源活用緑地整備事業」とは、建設副産物等を計画的に活用し、幅広い資源の有効活用と廃棄物の削減に資する再生資源活用緑地の用に供する土地の取得及び施設の整備に関する事業をいう。	留意事項
	根拠法令等	都市公園法 社会資本整備総合交付金交付要綱		
申請時期・手続き等	4	予算内定通知	交付対象事業・補助基準等	事例等
	5	交付申請		
	6	翌年度概算要望ヒアリング		令和2年度実施市町村 実施なし
	7			令和3年度実施市町村 実施なし
	8			令和4年度実施市町村 実施なし
	9			令和5年度実施市町村 実施なし
	10			
	11	翌年度要望ヒアリング		
	12			
	1			
	2			
	3			
	4	予算成立		
	5			
			補助率・額	施設費 1/2
				備考 一般公共事業債充当可能な事業費は、地方負担額の90% 対象市町村は、補助要件に該当するもの。
				対象市町村等数 54
				実施市町村等(5年度) —

助成事業名	社会資本整備総合交付金（特定地区公園事業）
-------	-----------------------

国補・県単別	国補	分類	8-36	県主管課	公園緑地課	室等	都市緑化推進班	内線	3996
事業実施主体	町村			関係省庁名	国土交通省（都市局）				

事業の目的・概要	特定地区公園事業は、農山漁村地域の生活観光の向上に資する特定地区公園（カントリーパーク）の整備を行うことを目的とする。		1 定義 「特定地区公園」とは、農山漁村地域の生活環境の向上に資する、以下に掲げる2の要件を満たす公園をいう。 2 事業要件 ①都市要件 以下に掲げる町村に設置されるものであること。 1)その行政区域に都市計画区域の指定がなく、かつ将来においても指定が予測されないこと。 2)定住圏又は地方生活圏（二次生活圏を含む。以下同じ。）の中心都市から概ね10km以上離れていること。 3)人口規模が原則として、5,000人以上であること。ただし、人口10,000人未満の村に設置される公園にあつては、二以上の町村の利用が見込まれること。 4)定住圏又は地方生活圏の中心都市における都市公園の整備が全国の整備水準に達していないこと。 ②面積要件 標準規模が4ha（都市公園における地区公園相当）であること ③対象事業内容 本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。 ③-1 施設整備 都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設と同様の施設を対象とする。 ③-2 用地取得 原則として2haを対象とする。 ④その他 当該公園が都市計画施設とされないものであること。	留意事項	
	根拠法令等	都市緑地法 都市公園法 社会資本整備総合交付金交付要綱			
申請時期・手続き等	4	予算内定通知	交付対象事業・補助基準等	事例等	
	5	交付申請			
	6	翌年度概算要望ヒアリング			
	7				
	8				
9				令和2年度実施市町村 睦沢町	
10				令和3年度実施市町村 睦沢町	
11	翌年度要望ヒアリング			令和4年度実施市町村 睦沢町	
12				令和5年度実施市町村 実施なし	
1				対象市町村等数	5
2				実施市町村等（5年度）	—
3				備考	
4	予算成立	補助率・額	用地取得費 1/3 施設費 1/2		
5			一般公共事業債充当可能な事業費は、地方負担額の90% 対象市町村は、補助要件に該当するもの。		

助成事業名	社会資本整備総合交付金（公園事業特定計画調査）
-------	-------------------------

国補・県単別	国補	分類	8-37
事業実施主体	市町村		

県主管課	公園緑地課	室等	都市緑化推進班	内線	3996
関係省庁名	国土交通省（都市局）				

事業の目的・概要	公園事業特定計画調査は、先導的・モデル的な公園緑地の配置計画の策定及び都市公園等の整備を推進するための計画調査で、国民生活の向上に資することを目的とする。		留意事項	
	根拠法令等	都市緑地法 都市公園法 社会資本整備総合交付金交付要綱		
申請時期・手続き等	4	予算内定通知	交付対象事業・補助基準等	事例等
	5	交付申請		
	6	翌年度概算要望ヒアリング		
	7			
	8			
9	翌年度要望ヒアリング	1. 定義 「公園事業特定計画調査」は、以下に掲げる2の要件を満たす先導的・モデル的な公園緑地の配置計画の策定及び都市公園等の整備を推進するための計画調査をいう。 2. 事業要件 ①都市要件 ①-1公園緑地の配置計画の策定に関する計画調査の対象地域 1) 自然的経済的社会的条件から見て一体として総合的に基幹的な公園緑地を配置し整備を図ることが適当と認められる地域であること。 2) 対象地域においては先導的・モデル的な観点から公園緑地の計画的な整備が必要であると認められること。 ①-2都市公園等の整備計画調査の対象地域 1) 地域の有する資源・特性等を活かし、先導的・モデル的な都市公園等を中核とした地区の整備を行うことが適当と認められること。 2) 対象地区の整備が相当程度の広域性及び地域波及効果等を有すると認められること ②対象事業内容 1) 公園緑地の配置計画の策定に関する計画調査の調査内容 調査内容は、地域の防災性の向上、自然環境の保全・再生、歴史・文化資産の保全・活用等の推進に資する、基幹的な公園緑地の総合かつ計画的な配置・整備を効果的に進めるための計画を策定することを目的とする。 2) 都市公園等の整備計画調査の調査内容 調査内容は、以下の都市公園等及びその周辺整備のための整備計画を策定することを目的とする。 i) 地区の防災性の向上に資する都市公園等 ii) 地区の自然環境の保全・再生に資する都市公園等 iii) 地区の歴史・文化資産の保全・活用に資する都市公園等 iv) 上記の他、特に、地域の総合計画に基づき特定の目的のもとに先導的・モデル的に整備することが必要な都市公園等	令和2年度実施市町村 実施なし	
10				令和3年度実施市町村 実施なし
11				令和4年度実施市町村 実施なし
12				令和5年度実施市町村 実施なし
1				
2				
3				
4	予算成立		対象市町村等数	54
5			実施市町村等(5年度)	-
			補助率・額	1/3
			備考	一般公共事業債充当可能な事業費は、地方負担額の90% 対象市町村は、補助要件に該当するもの。

助成事業名	社会資本整備総合交付金（官民連携型賑わい拠点創出事業）
-------	-----------------------------

国補・県単別	国補	分類	8-38	県主管課	公園緑地課	室等	都市緑化推進班	内線	3996
事業実施主体	市町村			関係省庁名	国土交通省（都市局）				

事業の目的・概要	官民連携型賑わい拠点創出事業は、民間資金の活用による効率的な公園施設の整備を推進するため、公募設置管理許可制度に基づき選定された民間事業者が行う特定公園施設の整備に要する費用のうち地方公共団体が負担する金額の1/2を支援する制度である。			留意事項	
	根拠法令等	都市公園法 社会資本整備総合交付金交付要綱			
申請時期・手続き等	4	予算内定通知	交付対象事業・補助基準等	事例等	令和2年度実施市町村 木更津市 令和3年度実施市町村 実施なし 令和4年度実施市町村 実施なし 令和5年度実施市町村 実施なし
	5	交付申請			
	6	翌年度概算要望ヒアリング			
	7				
	8				
9					
10					
11	翌年度要望ヒアリング				
12					
1					
2					
3					
4	予算成立		補助率・額	1/2	一般公共事業債充当可能な事業費は、地方負担額の90% 対象市町村は、補助要件に該当するもの。
5					

対象市町村等数	54
実施市町村等(5年度)	—

助成事業名	社会資本整備総合交付金（都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業）
-------	----------------------------------

国補・県単別	国補	分類	8-39	県主管課	公園緑地課	室	都市緑化推進班	内線	3996
事業実施主体	市町村			関係省庁名	国土交通省（都市局）				

事業の目的・概要	都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業とは、大規模地震に備えた市街地の防災性の向上や、公園施設の戦略的な機能保全・向上対策による安全性の確保等、都市公園における総合的な安全・安心対策事業を緊急かつ計画的に実施し、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備を行うことを目的とする。		1 定義 「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」とは、以下に掲げる2の要件を満たす事業をいう。 2 事業要件 ①事業計画 1) 社会資本総合整備計画に、次のi)からiii)に掲げる事項を定めた都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業計画を記載するものとする。 i) 計画期間中の整備方針と目標、及びその効果 ii) 計画期間中の事業実施箇所及び整備内容 iii) 計画期間中の事業実施箇所における概算事業費 2) 計画を定められる期間は、令和7年度までとする。（ただし、「都市公園の防犯性の向上」及び「都市公園の防犯対策」、「地域防災計画又は地震防災緊急五箇年計画に位置付けのある都市公園における建物又は橋梁等の耐震改修」については、令和5年度までとする。） ②対象事業内容 ②-1施設整備 都市公園法施行令第31条各号に定める公園施設の整備のうち、次の1)から5)までの施設整備を対象とする。 1) 都市公園の防犯性の向上（ただし「登下校防犯プラン」に基づく「通学路における緊急合同点検」等、関係機関や地域住民等が連携して実施する点検等の結果に基づき実施される、施設管理カメラ、照明灯、植栽、さく及びこれらに付随する施設の整備に限る。） 2) 都市公園の豪雨対策 3) 地域防災計画又は地震防災緊急事業五箇年計画に位置付けのある都市公園における建物又は橋梁等の耐震改修 4) 都市公園における公園施設のバリアフリー化 5) 都市公園における感染症対策（ただし、感染防止の観点から有効性のある衛生環境改善や3密回避等の対策に限る。） ②-2用地取得 都市公園の用地の取得を対象とする。 ③総事業費要件 事業計画期間中における事業の合計国費が15百万円×計画年数以上であるもの。	補助率 用地取得費 1/3 施設費 1/2	留意事項	事例等	令和2年度実施市町村 佐倉市		
	令和3年度実施市町村 実施なし						令和4年度実施市町村 松戸市		令和5年度実施市町村 松戸市
根拠法令等	都市公園法 社会資本整備総合交付金交付要綱		交付対象事業・補助基準等	申請時期・手続き等	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5	予算内定通知 交付申請 翌年度概算要望ヒアリング 翌年度要望ヒアリング 予算成立	対象市町村等数		54
							実施市町村等（5年度）		1
							備考		一般公共事業債充当可能な事業費は、地方負担額の90% 対象市町村は、補助要件に該当するもの。

助成事業名	社会資本整備総合交付金（公園施設長寿命化対策支援事業）
-------	-----------------------------

国補・県単別	国補	分類	8-40	県主管課	公園緑地課	室	都市緑化推進班	内線	3996
事業実施主体	市町村			関係省庁名	国土交通省（都市局）				

事業の目的・概要	公園施設長寿命化計画に基づき適切に維持管理されている公園施設の改築を実施し、都市公園の適正な管理による公園利用者の安全・安心の確保や、公園施設に係るトータルコストの低減を図ることを目的とする。		1 定義 「公園施設長寿命化対策支援事業」とは、以下に掲げる2の要件を満たす事業をいう。 2 事業要件 ①事業計画 1) 社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を定めた公園施設長寿命化対策支援事業計画を記載するものとする。 i) 計画期間中の整備方針と目標、及びその効果 ii) 計画期間中の事業実施箇所及び整備内容 iii) 計画期間中の事業実施箇所における概算事業費 2) 計画期間は、社会資本総合整備計画の事業期間と整合を図るものとする。 ②面積要件 原則として面積2ha以上の都市公園における施設の改築を対象とする。なお、都市公園事業における防災公園に該当する都市公園については、防災公園の要件を適用する。ただし、遊戯施設については、これを適用しない。 ③対象事業内容 ③-1施設整備 交付対象となる事業は、都市公園法施行令第31条各号に定める公園施設のうち、健全度調査等で改善が必要と判断されたもので、地方公共団体が策定する「公園施設長寿命化計画」に基づき適切に維持管理されている施設の改築とする。 ④総事業費要件 事業計画期間中における事業の合計国費が15百万円×計画年数以上であるもの。	留意事項			
	根拠法令等	都市公園法 社会資本整備総合交付金交付要綱			交付対象事業・補助基準等	事例等	令和2年度実施市町村 市川市、船橋市、松戸市、茂原市、柏市、市原市、鎌ヶ谷市、君津市、浦安市、山武市 令和3年度実施市町村 茂原市、君津市、浦安市、山武市 令和4年度実施市町村 松戸市、茂原市 令和5年度実施市町村 松戸市
申請時期・手続き等	4	予算内定通知	補助率・額	備考			
	5	交付申請					
	6	翌年度概算要望ヒアリング			対象市町村等数		54
	7				実施市町村等(5年度)		1
	8						
9	翌年度要望ヒアリング						
10							
11							
12							
1		予算成立					
2							
3							
4							
5							

助成事業名	社会資本整備総合交付金（公園施設長寿命化計画策定調査）
-------	-----------------------------

国補・県単別	国補	分類	8-41	県主管課	公園緑地課	室	都市緑化推進班	内線	3996
事業実施主体	市町村			関係省庁名	国土交通省（都市局）				

事業の目的・概要	都市公園における公園施設について、安全性の確保及びライフサイクルコスト削減の観点から、予防保全的管理による長寿命化対策を含めた計画的な改築等に係る取組を推進し、もって公園施設の更新需要への効果的。効率的な対応を通じたストックの有効利用を図ることを目的とする。			1 定義 ①公園管理者が管理する公園施設のうち、建物又は工作物（附属施設や舗装等を含む）を対象として、公園施設の点検・調査結果に基づき、以下に掲げる事項を定めるものをいう。 1) 都市公園整備状況 2) 計画期間(概ね10年以上) 3) 対象都市公園(種別別公園数、選定理由) 4) 対象公園施設(公園施設種類別の数、これまでの維持管理状況、選定理由) 5) 健全度を把握するための点検調査結果の概要 6) 日常的な維持管理に関する基本方針 7) 公園施設の長寿命化のための基本方針 8) 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等 9) 計画全体の長寿命化対策の実施効果(ライフサイクルコストの縮減額) なお、長寿命化対策の実施効果については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条の規定に基づき国土交通大臣が定める処分制限期間以上の使用年数を期待でき、かつ長寿命化対策を実施しない場合よりライフサイクルコストが安価となるものであること。 ②「長寿命化対策」とは、予防保全的管理により、既存の公園施設の耐用年数の延伸及びライフサイクルコストの低減に寄与する対策をいう。 ③「予防保全的管理」とは、以下に掲げる修繕・改築をいう。 1) 予防保全型管理 劣化・損傷状況を目視等で直接確認できる施設について、点検等により把握した健全度に基づき、時間経過に伴う劣化・損傷を予測した上で、施設の機能保全や安全性確保に支障となる劣化・損傷を未然に防止することを目的として行う計画的な修繕・改築。 2) 予測保全型管理 劣化・損傷状況を目視等で直接確認できない施設について、定期的な保守点検や分解検査等により把握した健全度に基づき、施設の機能保全や安全性確保に支障となる劣化・損傷を未然に防止することを目的として行う修繕・改築。 3) 事後保全型管理 劣化や損傷、異常、故障が確認された時点で行う修繕・改築(上記1.の観点で対策を行っても、ライフサイクルコストの低減効果が得られない施設を含む。) 2 事業要件 ①対象事業内容 交付対象となる事業は、公園施設の計画的な修繕・改築を行うための点検・調査・及び同点検・調査の結果に基づく公園施設長寿命化計画の策定。	留意事項 (1)平成26年度(500箇所以上、若しくは面積500ha以上の都市公園を管理する地方公共団体においては平成28年度)以降、公園施設の改築・更新に係る交付対象事業は「公園施設長寿命化計画」に基づく予防保全的な管理を実施しているものに限定する。 (2)本事業は、令和5年度までの措置とする。(ただし、人口10万人以上の市町村においては令和2年度までの措置とし、令和3年度から令和5年度までは公園施設長寿命化計画の変更に限った措置とする。) (3)本事業により策定した公園施設長寿命化計画は、地方整備局長に提出するものとする。なお、計画を変更した場合も同様とする。
	根拠法令等	都市公園法 社会資本整備総合交付金交付要綱			
申請時期・手続き等	4	予算内定通知	1/2	補助率・額	備考 一般公共事業債充当可能な事業費は、地方負担額の90% 対象市町村は、補助要件に該当するもの。
	5	交付申請			
	6	翌年度概算要望ヒアリング			
	7				
	8				
9			対象市町村等数	54	
10			実施市町村等数(5年度)	1	
11	翌年度要望ヒアリング				
12					
1					
2					
3					
4	予算成立				
5					

助成事業名	社会資本整備総合交付金（都市公園ストック再編事業）
-------	---------------------------

国補・県単別	国補	分類	8-42	県主管課	公園緑地課	室	都市緑化推進班	内線	3996
事業実施主体	市町村			関係省庁名	国土交通省（都市局）				

事業の目的・概要	地域のニーズを踏まえた新たな利活用や都市の集約化に対応し、地方公共団体における都市公園の機能や配置の再編を図ることを目的とする。		1 定義 この要綱において、「都市公園ストック再編事業」とは、以下に掲げる2の要件を満たす都市公園の整備に関する事業をいう。 2 事業要件 ①事業計画 1)社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を定めた都市公園ストック再編事業計画を記載するものとする。 i)計画期間中の再編方針と目標、及びその効果 ii)計画期間中の事業実施箇所及び再編内容 iii)計画期間中の事業実施箇所における概算事業費 2)計画期間は、社会資本総合整備計画の事業期間と整合を図るものとする。 ②都市要件 下記の計画を策定している都市における都市公園の機能や配置の再編を対象とする。 1)立地適正化計画 2)緑の基本計画（ただし、子育て支援、高齢社会対応等の課題に対応した都市公園の機能や配置の再編に関する方針が位置づけられている計画に限る。） ③対象事業内容 本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。 ③-1 施設整備 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第31条各号に定める公園施設の整備を対象とする。 ③-2 用地取得 都市公園の用地の取得を対象とする。 ③-3 計画策定 都市公園ストック再編事業計画作成及び計画策定に必要なコーディネートに係る経費を対象とする。 ④総事業費要件 事業計画期間中における事業の合計国費が15百万円（都道府県事業は30百万円）×計画年数以上であるもの。	留意事項		
	根拠法令等	都市公園法 社会資本整備総合交付金交付要綱				
申請時期・手続き等	4	予算内定通知	交付対象事業・補助基準等	事例等	令和2年度実施市町村 実施なし	
	5	交付申請			令和3年度実施市町村 実施なし	
	6	翌年度概算要望ヒアリング			令和4年度実施市町村 実施なし	
	7				令和5年度実施市町村 実施なし	
	8					
9	翌年度要望ヒアリング	対象市町村等数		54		
10		実施市町村等(5年度)		—		
11						
12						
1						
2						
3						
4	予算成立	補助率	用地取得費 1/3 施設費 1/2	備考	一般公共事業債充当可能な事業費は、地方負担額の90% 対象市町村は、補助要件に該当するもの。	
5		額				

助成事業名	社会資本整備総合交付金（市民農園等整備事業）
-------	------------------------

国補・県単別	国補	分類	8-43	県主管課	公園緑地課	室	都市緑化推進班	内線	3996
事業実施主体	市町村			関係省庁名	国土交通省（都市局）				

事業の目的・概要	良好な都市環境の形成に資する生産緑地等の有する緑地機能の保全活用を図るとともに、健康的でゆとりある国民生活の確保を図る市民農園の整備を実施する事業の円滑な運用を図ることを目的とする。		1 定義 「市民農園等整備事業」は、2の要件を満たす、次の①から③までの都市公園等を整備する事業をいう。 ①分区園を主体とする都市公園 ②一団の農地を主体とする農体験の場となる都市公園 ③生産緑地において、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に規定する特定都市農地貸付け又は「特定都市農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に規定する特定農地貸付けの承認を受けた地方公共団体や緑地保全・緑化推進法人が開設する市民農園 2 事業要件 ①面積要件 面積は原則として0.25ha 以上であること。ただし、以下の場合を除く。 1)都市緑地にあつては概ね0.1ha 以上であること。（農協等が設置する分区園と一体として市町村が休憩施設等の園地のみを整備するものについてはその合計面積。） 2)集約化地域（都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素まちづくり計画に位置付けられた都市機能の集約地域、又は都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画における居住誘導区域（都市機能誘導区域を含む。）をいう。）外において、生産緑地の買取り申出に基づき農地の買取りを行う場合は、0.05ha以上であること。 3)都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画における居住誘導区域内において、教育・学習又は防災に係る計画等の位置付けがある生産緑地の買取り申出に基づき農地の買取りを行う場合は、0.05ha以上であること。 4) 都市緑地法に基づく緑の基本計画等に位置付けられた緑地と農地の一体的な保全を図る区域において、農地の買い取りを行う場合は、0.05ha以上であること。 ②対象事業内容 本事業の交付の対象となる事業は、園路、広場、植栽、休憩施設等の施設整備（分区部分を除く。）及び用地取得とする。 ③その他 1)良好な都市環境の形成に資するとともに、適切な市民利用が図られるよう地域の実情に応じた位置、規模等を備えること。 2)借地して設置する場合、事業主体が、土地所有者と賃貸借契約等により、概ね10 年以上の権原を取得するものであること。 3)原則として都市計画施設（公園又は緑地）であること。ただし、借地による場合及び生産緑地の買取り申出に基づき農地の買取りを行う場合を除く。	削除	留意事項
	根拠法令等	都市公園法 社会資本整備総合交付金交付要綱			
申請時期・手続き等	4	予算内定通知	交付対象事業・補助基準等	事例等	令和2年度実施市町村 実施なし 令和3年度実施市町村 実施なし 令和4年度実施市町村 実施なし 令和5年度実施市町村 実施なし
	5	交付申請			
	6	翌年度概算要望ヒアリング			
	7				
	8				
	9				
	10				
	11	翌年度要望ヒアリング			
	12				
	1				
	2				
	3				
	4	予算成立			
	5				
			補助率・額	補助	一般公共事業債充当可能な事業費は、地方負担額の90% 対象市町村は、補助要件に該当するもの。
					対象市町村等数 54 実施市町村等(5年度) -

助成事業名	社会資本整備総合交付金（中心市街地活性化広場公園整備事業）
-------	-------------------------------

国補・県単別	国補	分類	8-44
事業実施主体	市町村		

県主管課	公園緑地課	室等	都市緑化推進班	内線	3996
関係省庁名	国土交通省（都市局）				

事業の目的・概要	商業地域及び近隣商業地域を含む地区において、にぎわいの場、地域イベントなど交流拠点となるなど商店街等の中心市街地の活性化に資する公園・緑地の整備を行うことを目的とする。		1 定義 以下に掲げる要件を満たす公園・緑地の整備を行う事業。 (1) 対象事業要件 2 事業要件 ①事業計画 社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を定めた中心市街地活性化広場公園整備事業計画を記載するものとする。 1) 計画期間中の整備方針と目標、及びその効果 2) 計画期間中の事業実施箇所及び整備内容 3) 計画期間中の事業実施箇所における概算事業費 ②都市要件 中心市街地活性化法に基づく「中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画」に位置づけられた地区を含む地区、又は都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画における都市機能誘導区域で、3 箇所以上の公園・緑地の整備を行うものであること。 ③面積要件 対象事業の一箇所当たりの面積が500㎡以上であること。 ④対象事業内容 ④-1 施設整備に要する費用 都市公園法施行令第31条各号に定める公園施設の整備を対象とする。 ④-2 用地取得に要する費用 都市公園の用地の取得を対象とする。 ⑤総事業費要件 全ての箇所の合計事業費が2.5 億円以上であるもの。	①都市計画決定されていない公園、緑地を含む。ただし、事業完了後、都市公園として管理すること。 ②中心市街地活性化法に基づく「中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画」に位置づけられた地区を含む地区における事業に対する措置は、平成 28 年度末までに当該計画を策定した事業に限る。
	根拠法令等	都市公園法 社会資本整備総合交付金交付要綱		
申請時期・手続き等	4	予算内定通知	交付対象事業・補助基準等	留意事項 例等
	5	交付申請		
	6	翌年度概算要望ヒアリング		
	7			
	8			
	9			
	10	翌年度要望ヒアリング		
	11			
	12			
	1			
	2			
	3			
	4	予算成立		
	5			
			補助率・額	備考
			用地取得費 1 / 3 施設費 1 / 2	一般公共事業債充当可能な事業費は、地方負担額の 90% 対象市町村は、補助要件に該当するもの。
				令和 2 年度実施市町村 実施なし
				令和 3 年度実施市町村 実施なし
				令和 4 年度実施市町村 実施なし
				令和 5 年度実施市町村 実施なし
				対象市町村等数 54
				実施市町村等(5年度) —

助成事業名	社会資本整備総合交付金（市民緑地等整備事業）
-------	------------------------

国補・県単別	国補	分類	8-45	県主管課	公園緑地課	室	都市緑化推進班	内線	3996
事業実施主体	市町村			関係省庁名	国土交通省（都市局）				

事業の目的・概要	市民緑地契約（都市緑地法第55条に規定する市民緑地契約をいう。）、認定を受けた市民緑地設置管理計画（都市緑地法第60条に規定する設置管理計画）又は緑地保全地域等の土地に係る管理協定（都市緑地法第24条に規定する管理協定をいう。）に基づき行う既存緑地の公開のために必要な施設整備、及び借地公園の整備を行うことを目的とする。			1 定義 「市民緑地等整備事業」とは、以下に掲げる2の要件を満たす、次の①から④までの施設整備を行う事業をいう。 ①地方公共団体又は緑地保全・緑化推進法人（都市緑地法第69条に規定する緑地保全・緑化推進法人をいう。）が市民緑地契約に基づき行う緑地の利用又は管理のために必要な施設整備。 ②緑地保全・緑化推進法人が市民緑地設置管理計画に基づき行う施設整備。ただし、以下の1)及び2)に掲げる要件を満たす市民緑地の設置に当たり行う施設整備を対象とする。 1) 緑の基本計画に都市公園の不足する地域の定めがあって、当該地域に設置されるもの 2) 市町村が緑の基本計画に記載し、支援の対象とする市民緑地の概ねの位置及び施設の種類の適合するもの ③地方公共団体又は緑地保全・緑化推進法人が、緑地保全地域又は特別緑地保全地区内の土地に係る管理協定に基づき行う緑地の利用又は管理のために必要な施設整備。 ④地方公共団体が、緑の基本計画等に位置付けられた緑地と農地の一体的な保全を図る区域において、条例等に基づき保全措置が講じられた緑地（10年以上の期間にわたって保全が継続することが確実で、普及啓発等の際に公開されるものに限る。）において行う施設整備。 2 事業要件 ①都市要件以下の1)及び2)に掲げる要件を満たす都市を対象とする。 1) 緑の基本計画が策定済み若しくは策定中の都市又は景観計画が策定済み若しくは策定中の都市 2) 以下のいずれかの要件を満たす都市 i) 重点都市 ii) 都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画において都市機能誘導区域又は居住誘導区域を指定した都市 iii) 人口10万人以上の都市 iv) 大都市圏における以下の政策区域に含まれる都市 ・ 首都圏整備法に規定する既成市街地及び近郊整備地帯 ・ 中部圏開発整備法に規定する都市整備区域 ・ 近畿圏整備法に規定する既成都市区域及び近郊整備区域 ②面積要件 1) 市民緑地契約、市民緑地設置管理計画又は管理協定に係る緑地にあつては面積が原則2ha以上（周辺の都市公園と一体となって2ha以上となるものを含む。）であること。ただし、以下の場合を除く。 i) 地域防災計画において避難地として位置付けられるなど、防災上の位置付けがあるものについては、1ha以上であること。（重点都市における事業は、0.25ha以上。） ii) 都市再生特別措置法に基づく都市機能誘導区域又は居住誘導区域におけるものについては、0.05ha以上であること。 2) 緑の基本計画等に位置付けられた緑地と農地の一体的な保全を図る区域におけるものについては、0.05ha以上であること。 ③対象事業内容 本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。 1) 市民緑地契約及び市民緑地設置管理計画に基づく施設整備。 2) 緑地保全地域における管理協定に基づく施設整備 3) 条例等に基づくその保全措置に関する施設整備 ④総事業費要件 当該市民緑地等の開設に必要な全体事業費が2億円以上であること。（2の①の2)のi)及びii)に該当する事業には適用しない。） なお、この場合、全体事業費には、当該市民緑地等について用地取得を行う場合の想定事業費及び緑地保全・緑化推進法人による施設整備費を見込むことができる。	補助率・額	施設費 1/2	
	留意事項						
根拠法令等	都市緑地法 都市公園法 社会資本整備総合交付金要綱			交付対象事業・補助基準等	事例等	令和2年度実施市町村 実施なし	
申請時期・手続き等	4	予算内定通知				令和3年度実施市町村 実施なし	
	5	交付申請		令和4年度実施市町村 実施なし			
	6	翌年度概算要望ヒアリング		令和5年度実施市町村 実施なし			
	7						
	8						
9							
10	翌年度要望ヒアリング						
11							
12							
1							
2							
3							
4	予算成立						
5							
				対象市町村等数	54		
				実施市町村等（5年度）	—		
				備考	一般公共事業債充当可能な事業費は、地方負担額の90% 対象市町村は、補助要件に該当するもの。		

助成事業名	社会資本整備総合交付金（古都保存事業）
-------	---------------------

国補・県単別	国補	分類	8-46	県主管課	公園緑地課	室等	都市緑化推進班	内線	3996
事業実施主体	市町村			関係省庁名	国土交通省（都市局）				

事業の目的・概要	歴史的風土特別保全地区内の土地の買入れ、古都保存法第5条の規定による歴史的風土保存計画に基づく施設の整備等を行うことにより、歴史的風土の適切な保存を図ることを目的とする。		1 定義 以下に掲げる2の要件を満たす、次の①及び②の土地の買入れ等を行う事業をいう。 ①歴史的風土保存地区内における土地の買入れ、損失の補償、歴史的風土保全施設の整備、景観阻害物件の除去 2 事業要件 (1) 古都保存法第11条による土地の買入れ要件以下の①及び②に該当 ①「特別保存地区内の土地で、歴史的風土の保存上必要があると認められるもの」として、各事項の要件の一に該当するもの 1) 土地の条件 2) 取得して管理する必要性 ②「許可を得ることが出来ないためその土地の利用に著しい支障をきたす」として、当該行為が古都保存法第8条第1項第1号から4号まで及び第7号の政令で定める行為であり、各事項の要件の一に該当するもの 1) 当該行為が現況の土地の利用を継続する行為で当該行為がなければ土地の利用が継続し得ない場合 2) 当該行為が現況の土地の利用を高度化しようとする行為で、当該行為がなければ現況の土地の利用を継続することが困難な場合 3) 当該行為が現況の土地の利用と全く異なる行為で、当該行為が他の法令で許可しうるものであり、かつ、利用者の置かれている条件からみて、やむを得ないと認められる場合 (2) 歴史的風土の保存上必要な土地の買入れの要件 以下の①及び②に該当 ①次の各事項の要件の一に該当 1) 土地の条件 2) 取得して管理する必要性 ②古都保存法第8条第1項第1号から4号まで及び第7号の政令で定める行為が行われるおそれがあり、歴史的風土の保存上支障が生じると認められる場合とする。ただし、歴史的風土保存区域内で歴史的風土特別保存地区以外の区域における土地の買入れについては、買入れ後速やかに歴史的風土特別保存地区として指定するものに限る。 (3) 損失の補償の要件 古都保存法第8条第1項の許可が得られないため、損失を受けた者に対する通常生ずべき損失の補償を行うものであること。 (4) 歴史的風土保存施設の整備の要件 歴史的風土保存区域内の歴史的風土の適正な保存と利用を図るために必要な施設の整備であること。 (5) 景観阻害物件の除却 歴史的風土保存区域内における景観の維持・向上を図るため、(1)又は(2)による買入れ地において、(4)による歴史的風土保存施設の整備と併せて行う景観阻害物件の除却であること。 (6) 対象事業内容 本事業の交付の対象となる事業は、損失の補償及び土地の買入れ並びに以下に定める歴史的風土保存施設の整備及び景観阻害物件の除却とする。 ①防火施設 ②土砂崩壊防止施設 ③景観保全のための植栽 ④防火・病虫害防除維持管理上の道路 ⑤立入防止柵、標識等の管理施設 ⑥散策路・園地 ⑦ベンチ ⑧休憩所 ⑨公衆便所 ⑩解説板 ⑪駐輪場 ⑫水質保全のための水辺周辺施設 ⑬電線地中化	補助率 用地取得費 7/10 施設費 1/2	留意事項	令和2年度実施市町村 実施なし	令和3年度実施市町村 実施なし	令和4年度実施市町村 実施なし	令和5年度実施市町村 実施なし
	根拠法令等	古都保存法 都市計画法 首都圏近郊緑地保全法 近畿圏の保全区域の整備に関する法律 社会資本整備総合交付金交付要綱				補助対象事業・補助基準等	事例等	対象市町村等数	54
申請時期・手続き等	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5	予算内定通知 交付申請 翌年度概算要望ヒアリング 翌年度要望ヒアリング 予算成立			一般公共事業債充当可能な事業費は、地方負担額の90% 対象市町村は、補助要 件に該当する もの。				

助成事業名		社会資本整備総合交付金（緑地保全等事業）										
国補・県単別	国補	分類	8-47	県主管課	公園緑地課	室等	都市緑化推進班	内線	3996			
事業実施主体	市町村			関係省庁名	国土交通省（都市局）							
事業の目的・概要	緑地保全等事業は、都市計画法第7条に規定する市街化区域及び市街化調整区域並びに第8条第1項第1号に規定する用途地域に関する都市計画を定めた都市計画区域内における土地の買入れ、損失の補償及び保全利用施設の整備を行う事業等により、都市の緑地の保全を図ることを目的とする。			交付対象事業・補助基準等	<p>1 定義 以下に掲げる2の要件を満たす、次の①から③までの土地の買入れ等を行う事業をいう。 ①特別緑地保全地区における土地の買入れ、損失の補償、保全利用施設の整備 ②特別緑地保全地区指定計画地における土地の買入れ、保全利用施設の整備 ③近郊緑地保全区域内（特別緑地保全地区を除く。）における土地の買入れ、保全利用施設の整備 2 事業要件 (1) 都市緑地法第17条の規定による土地の買入れの要件以下の①及び②に該当 ① 「特別緑地保全地区内の土地で当該緑地の保全上必要があると認めるもの」として、各事項の要件の一に該当するもの 1) 土地の条件 2) 取得して管理する必要性 ② 「許可を受けることができないためその土地の利用に著しい支障を来す」として、当該行為が同法第14条第1項各号に掲げる行為であり、次の要件の一に該当するもの。 i) 当該行為が現況の土地の利用を継続するための行為で、当該行為がなければ土地の利用が継続し得ない場合 ii) 当該行為が現況の土地の利用を高度化するための行為で、当該行為がなければ現況の土地の利用を継続することが困難な場合 iii) 当該行為が現況の土地の利用と全く異なる行為で、当該行為が他の法令で許可し得るものであり、かつ、利用者の置かれている条件からみてやむを得ないと認められる場合 (2) 緑地の保全上必要な土地の買入れの要件 以下の①及び②の要件に該当 ① 次の各要件の一に該当 1) 土地の条件 2) 取得して管理する必要性 ② 同法第14条第1項に掲げる行為が行われるおそれがあり、当該緑地の保全上支障が生じると認められる場合とする。ただし、緑地保全事業においては特別緑地保全地区指定計画地（近郊緑地保全事業においては近郊緑地保全区域内で特別緑地保全地区以外の区域をいう。）における土地の買入れ後速やかに特別緑地保全地区（近郊緑地保全事業においては近郊緑地特別保全地区）して指定するものに限る。 (3) 損失の補償の要件 同法第14条第1項の許可が得られないため、損失を受けた者に対する通常生ずべき損失の補償を行うものであること。 (4) 保全利用施設の整備の要件 緑地保全事業における特別緑地保全地区内及び特別緑地保全地区指定計画地内、並びに、近郊緑地保全事業における近郊緑地保全区域内の緑地の適正な保全を図るために必要な施設の整備であること (5) 対象事業内容 ① 防火施設 ② 土砂崩壊防止施設 ③ 景観保全のための植栽 ④ 防火・病虫害防除維持管理上の道路 ⑤ 立入防止柵、標識等の管理施設 ⑥ 散策路 ⑦ ベンチ ⑧ 休憩所 ⑨ 公衆便所 ⑩ 解説版 ⑪ 駐輪場 ⑫ 水質保全のための水辺周辺施設 ⑬ 雨水貯留浸透機能を高める植栽及び施設</p>					留意事項	令和2年度実施市町村 実施なし	
根拠法令等	都市緑地法 社会資本整備総合交付金交付要綱										令和3年度実施市町村 実施なし	
申請時期・続等 請期 手続	4	予算内定通知								令和4年度実施市町村 実施なし		
	5	交付申請								令和5年度実施市町村 実施なし		
	6	翌年度概算要望ヒアリング										
	7	翌年度要望ヒアリング										
	8	予算成立										
9												
10												
11												
12												
1												
2												
3												
4												
5												
				補助率・額	用地取得費 1/3 (近郊緑地保全事業 5.5/10) 施設費 1/2					備考 一般公共事業債充当可能な事業費は、地方負担額の90% 対象市町村は、補助要件に該当するもの。		
								対象市町村等数	54			
								実施市町村等(5年度)	-			

助成事業名	社会資本整備総合交付金（グリーンインフラ活用型都市構築支援事業）
-------	----------------------------------

国補・県単別	国補	分類	8-48
事業実施主体	市町村		

県主管課	公園緑地課	室等	都市緑化推進班	内線	3996
関係省庁名	国土交通省（都市局）				

事業の目的・概要	気候変動の影響等により自然災害が激甚化する中、官民連携・分野横断により、積極的・戦略的に緑や水の厚みやつながりを向上させ、都市型水害対策や都市の生産性・快適性の推進を図る。		1 定義 「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業」とは、以下の要件を満たす公園緑地の整備又は公共公益施設の緑化を行う事業をいう。 2 事業要件 ①事業計画 社会資本整備総合計画に、次の各号に掲げる事項を定めたグリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画を記載するものとする。 1) 事業計画の区域 2) 事業計画の目標 3) 事業計画の目標を達成するために必要な対象事業 4) 計画期間 5) 事業計画の対象となる地区の名称 6) 交付期間における各交付対象事業の概算事業費 7) 事業計画の評価に関する事項 ②緑の基本計画や市町村都市計画マスタープラン等の計画においてグリーンインフラの取り組みに関する整備目標・内容に関する記載があり、その内容と事業計画の内容が整合していること。 ③①2) で記載する目標は以下1) 及び2) を満たすものとする。 1) 事業計画の区域における課題解決、又は本事業の実施目的に関連する目標設定であること。 2) 緑や水が持つ多面的機能の発揮を目標とした目標を3つ以上設定し、そのうち2つ以上は定量的な目標設定であること。 ④本事業の交付の対象となる事業は、以下1) 及び2) を満たすものとする。 1) 事業計画の目標達成に資する以下に掲げる事業 i) 公園緑地の整備及び用地取得 ii) 公共公益施設の緑化 iii) 民間建築物の緑化 iv) 市民農園の整備 v) 緑化施設の整備 vi) グリーンインフラに関する計画策定 vii) 整備効果の検証 2) 複数の事業主体により実施するもの、又は1) i)～v) のうち2つ以上の事業を実施するもの	3 留意事項 ①公園緑地については、原則として都市公園として管理するもの。（都市計画決定されていないものを含む。止むを得ない場合は、地方公共団体の条例等に基づく公園、緑地として管理するもの。） ②公共公益施設緑地については、同施設の敷地及び建築物の緑化を行うものであること。 ③民間建築物の緑化については、公開性があるものに限る。 ④市民農園の整備については、「市民農園等整備事業」の要件を満たすものに限る。 ⑤緑化施設の整備については、2④1) i)～iv) と併せて整備することで目標達成に資するものに限る。 ⑥既存緑地の保全利用施設の整備については、特別緑地保全地区や市民緑地など都市緑地法等の法令に基づき保全している緑地や条例等により保全している緑地において、保全利用施設（雨水貯留浸透施設など緑地の防災・減災機能を発揮するために必要な施設を含む）の整備を行うものであること。 ⑦グリーンインフラに関する計画策定及び整備効果の検証については、2④1) i)～v) と併せて実施することで目標達成に資するものに限る。	
	根拠法令等	都市公園法 都市緑地法 社会資本整備総合交付金交付要綱			
申請時期・手続き等	4	予算内定通知	交付対象事業・補助基準等	留意事項	令和2年度実施市町村 市川市、船橋市、柏市、鎌ヶ谷市
	5	交付申請			
申請時期・手続き等	6	翌年度概算要望ヒアリング	交付対象事業・補助基準等	留意事項	令和3年度実施市町村 市川市、船橋市、柏市、鎌ヶ谷市
	7				
申請時期・手続き等	8		交付対象事業・補助基準等	留意事項	令和4年度実施市町村 市川市、柏市、鎌ヶ谷市
	9				
申請時期・手続き等	10		交付対象事業・補助基準等	留意事項	令和5年度実施市町村 船橋市、柏市、鎌ヶ谷市
	11	翌年度要望ヒアリング			
申請時期・手続き等	12		交付対象事業・補助基準等	留意事項	対象市町村等数 54
	1				
申請時期・手続き等	2		交付対象事業・補助基準等	留意事項	実施市町村等(5年度) 3
	3				
申請時期・手続き等	4	予算成立	補助率・額	備考	一般公共事業債充当可能な事業費は、地方負担額の90% 対象市町村は、補助要件に該当するもの。
	5				
補助率・額			用地取得費 1/3 施設費 1/2		

助成事業名	防災・安全交付金（都市公園事業）
-------	------------------

国補・県単別	国補	分類	8-49	県主管課	公園緑地課	室等	都市緑化推進班	内線	3996
事業実施主体	市町村			関係省庁名	国土交通省（都市局）				

事業の目的・概要	都市公園事業は、都市公園法第2条第1項第1号に規定する都市公園のうち、当該都市公園の防災に資する機能が災害対策基本法に基づく地域防災計画等に位置づけられた都市公園、農山漁村地域の生活環境の向上に資する特定地区公園（カントリーパーク）のうち、地域防災計画等に位置づけられた防災・安全対策のために特に必要と認められる特定地区公園、大都市地域等において大規模な地震等に伴い発生する災害から国民の生命、財産を守るための避難地となる防災緑地の整備を行うことを目的とする。		A-1 都市公園（A-2～4、B～E に定める都市公園を除く。） ①都市要件 ①-1 都市公園等整備水準要件 1) 市区町村事業の都市公園の整備においては、以下に掲げる i) 又は ii) の要件を満たすこと。 i) 一の市町村の区域内における以下のイ) からハ) までの公園・緑地の都市計画区域内住民一人当たりの敷地面積の合計が10 ㎡未満 イ) 都市公園 ロ) 特別緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区を含む。）又は歴史的風土特別保存地区における買入れた土地であって市民に公開している緑地 ハ) 都市緑地法に基づく市民緑地契約又は管理協定に基づき国の補助を受け施設整備を行い市民に公開している緑地 ii) 同市町村のDID 地域内における上記 i) のイ) からハ) までの公園・緑地の住民一人当たりの敷地面積の合計が5 ㎡未満 ②面積要件 原則として2ha 以上とする。 ③対象事業内容 本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。 ③-1 施設整備 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第31条各号に定める公園施設のうち、防災関連施設として次に掲げるすべての要件を満たす施設等の整備を対象とする。 ・ 防災関連計画において、施設レベルで災害時の機能・役割及び運営方法が明記されていること ・ 大規模な工作物等を付帯する場合は、災害時の機能・役割に即して適当な規模・仕様となる範囲までであること ・ 災害時の円滑な公園利用に向けた平常時の取組が行われること ※ 園路、広場、植栽（芝生、花壇、生け垣を含む）、便所施設、管理施設及び災害応急対策施設については、防災公園に必要な基盤施設として、防災関連計画への明記は求めず支援対象とする。また、修景施設にある彫像、灯籠及び石組、飛石並びに教養施設にある自然生体園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設及び遊跡等については、支援対象から除く。さらに、遊戯施設については、原則支援対象外とし、施設を構成する主たる部分が災害時に使用できるものに限り防災関連計画への位置付けをもって支援対象とする。 ③-2 用地取得 1) 都市公園の用地の取得を対象とする。 2) 公共施設管理者負担金を対象とする。ただし、対象となる公園、緑地は次の各号に該当するものであり、当該市街地開発事業の周辺を含めた地域において、街区公園、近隣公園、地区公園等が都市公園法に定める配置及び規模の基準等に従い、適正に計画されていること。 i) 土地区画整理事業及び市街地再開発事業の施行者と都市公園の管理者との間で「土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第119条の2に規定する公共施設管理者負担金の取扱いについて」（昭和36年5月15日建設計発第146号通達）第1項及び第2項による覚書及び協定、都市再開発法第121条第2項の規定による承認又は協議等の手続きを完了している土地の区域であること。 ii) 市街地開発事業として都市計画決定された区域内であり、かつ公園又は緑地として都市計画決定されている土地の区域であること。なお、整備完了後は地方公共団体により設置される都市公園となるものであること。 iii) 土地区画整理事業にあつては次の各号に該当する区域であること。 イ) 減価補償金を算出する地区については、施行地区面積の1%を超える公園 ロ) イ) 以外の既成市街地（DID）及び周辺市街地（DID から1,000m 以内）については、施行面積の2%を超える公園 ハ) 新市街地について、施行面積の3%を超える公園 ニ) イ) からハ) までの公園と一体となって、次の a) から c) までのように、十分な効用を発揮する緑地であつて、必要性が高いと認められるもの。 a) 散策や身近な自然とのふれあいの場等として周辺住民に利用されるもの b) 良好な居住環境の形成に資するもの c) 野生動物の生息・生育空間となるなど、良好な樹林地等を保全・活用するもの ④総事業費要件 市区町村事業は2.5 億円以上 ⑤その他 当該都市公園の防災に資する機能が災害対策基本法に基づく地域防災計画等に位置づけられていること。 ※A-2(街区公園、近隣公園)、A-3(都市緑地)、A-4(特殊公園)、B(防災公園)、C(大規模公園)、D(低炭素まちづくり公園)、E(地域づくり拠点公園)は、交付要綱参照	補助率 用地取得費 1/3 施設費 1/2	留意事項	令和2年度実施市町村 実施なし 令和3年度実施市町村 実施なし 令和4年度実施市町村 実施なし 令和5年度実施市町村 習志野市
	根拠法令等	都市公園法 社会資本整備総合交付金交付要綱				
申請時期・手続き等	4	予算内定通知	交付対象事業・補助基準等	事例等	対象市町村等数 54 実施市町村等(5年度) 1	
	5	交付申請				
	6	翌年度概算要望ヒアリング				
	11	翌年度要望ヒアリング				
	12	予算成立				

助成事業名	防災・安全交付金（防災緑地緊急整備事業）
-------	----------------------

国補・県単別	国補	分類	8-50	県主管課	公園緑地課	室等	都市緑化推進班	内線	3996
事業実施主体	市町村			関係省庁名	国土交通省（都市局）				

事業の目的・概要	大都市地域等において大規模な地震等に伴い発生する災害から国民の生命、財産を守るための避難地となる防災緑地の整備を行うことを目的とする。		1 定義 ①「防災緑地」とは、都市計画公園又は都市計画緑地の内、防災公園となる予定の土地及び施設であって、都市公園法第2条の2の規定に基づく公告前において避難地として一般の利用に供するものをいう。 ②「防災緑地緊急整備事業」とは、大都市地域等において大規模な地震等に伴い発生する災害から国民の生命、財産を守るための避難地となる防災緑地の用に供する土地の取得及び施設の整備に関する事業をいう。 2 事業要件 ①事業計画 ①-1社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を定めた防災緑地緊急整備計画を記載するものとする。 1)計画の目的 2)防災緑地の整備及び管理の計画に関する事項 3)防災緑地の区域に係る都市公園の整備の予定に関する事項 面積要件 再生資源緑地は、10ha以上の面積を有すること。 ②対象事業内容 防災緑地緊急整備計画に基づく防災緑地の施設の整備については、都市公園法施行令第31条各号に定める公園施設のうち次に掲げる施設を対象とする。 1)園路又は広場 2)植栽その他の修景施設 3)休憩所、ベンチその他の休養施設 4)便所、水飲場その他の便益施設 5)門、さく、管理事務所、照明施設、水道その他の管理施設 6)備蓄倉庫その他都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号）で定める災害応急対策に必要な施設。ただし、一次避難地に該当する場合は、備蓄倉庫、耐震性貯水槽に限る。	留意事項 地方公共団体は、防災緑地について、都市公園に準じて避難地としての機能が十分確保されるよう、原則として都市公園法第33条に規定する都市公園を設置すべき区域を定め、公園予定地及び予定公園施設として、適正な整備及び予定公園施設とし、適正な管理を行うものとする。	
	根拠法令等	都市公園法 社会資本整備総合交付金交付要綱			
申請時期・手続き等	4	予算内定通知	交付対象事業・補助基準等	事例等	令和2年度実施市町村 実施なし
	5	交付申請			令和3年度実施市町村 実施なし
6	翌年度概算要望ヒアリング	令和4年度実施市町村 実施なし			
7		令和5年度実施市町村 実施なし			
8					
9					
10					
11	翌年度要望ヒアリング				
12		対象市町村等数			54
1		実施市町村等（5年度）			-
2		補助率・額			備考 一般公共事業債充当可能な事業費は、地方負担額の90% 対象市町村は、補助要件に該当するもの。
3					
4	施設費		1/2		
5	予算成立				

助成事業名	防災・安全交付金（特定地区公園事業）
-------	--------------------

国補・県単別	国補	分類	8-51	県主管課	公園緑地課	室等	都市緑化推進班	内線	3996
事業実施主体	町村			関係省庁名	国土交通省（都市局）				

事業の目的・概要	農山漁村地域の生活観光の向上に資する特定地区公園（カントリーパーク）のうち、地域防災計画等に位置づけられた防災・安全対策のために特に必要と認められた特定地区公園の整備を行うことを目的とする。		1 定義 「特定地区公園」とは、農山漁村地域の生活環境の向上に資する、以下に掲げる2の要件を満たす公園をいう。 2 事業要件 ①都市要件 以下に掲げる町村に設置されるもので都市公園施設とされないものであること。 1)その行政区域に都市計画区域の指定がなく、かつ将来においても指定が予測されないこと。 2)定住圏又は地方生活圏（二次生活圏を含む。以下同じ。）の中心都市から概ね10km以上離れていること。 3)人口規模が原則として、5,000人以上であること。ただし、人口10,000人未満の村に設置される公園にあつては、二以上の町村の利用が見込まれること。 4)定住圏又は地方生活圏の中心都市における都市公園の整備が全国の整備水準に達していないこと。 ②面積要件 標準規模が4ha（都市公園における地区公園相当）であること。 ③対象事業内容 本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。 ③-1 施設整備 都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設と同様の施設を対象とする。 ③-2 用地取得 原則として2haを対象とする。 ④その他 1)当該公園が都市計画施設とされないものであること。 2)当該特定地区公園の防災に資する機能が災害対策基本法に基づく地域防災計画等に位置づけられていること。	留意事項 ①区域の選定 特定地区公園の区域の選定に当たっては、「特定地区公園（カントリーパーク）の区域の選定等について」（昭和57年2月24日建設省都公緑発第18号）に留意するものとする。 ②公園の設置及び管理 特定地区公園は、地方自治法第244条の公の施設として設置し、管理するものとするが、公園の設置に係る供用開始の手続き、公園の占用許可基準、公園台帳の作成及び保管、公園を設置し、又は公園条例を制定したときの国土交通大臣への報告等については、都市公園法の規定に準じて行うものとする。
	根拠法令等	都市公園法 社会資本整備総合交付金交付要綱		
申請時期・手続き等	4	予算内定通知	交付対象事業・補助基準等	事例等 令和2年度実施市町村 実施なし 令和3年度実施市町村 実施なし 令和4年度実施市町村 実施なし 令和5年度実施市町村 実施なし
	5	交付申請		
	6	翌年度概算要望ヒアリング		
	7			
	8			
9	翌年度要望ヒアリング	対象市町村等数	5	
10		実施市町村等(5年度)	—	
11		備考 一般公共事業債充当可能な事業費は、地方負担額の90% 対象市町村は、補助要件に該当するもの。		
12				
1				
2	予算成立	補助率・額	用地取得費 1/3 施設費 1/2	
3				
4				
5				

助成事業名	防災・安全交付金（都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業）
-------	-------------------------------

国補・県単別	国補	分類	8-52	県主管課	公園緑地課	室等	都市緑化推進班	内線	3996
事業実施主体	市町村			関係省庁名	国土交通省（都市局）				

事業の目的・概要	都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業とは、大規模地震に備えた市街地の防災性の向上や、公園施設の戦略的な機能保全・向上対策による安全性の確保等、都市公園における総合的な安全・安心対策事業を緊急かつ計画的に実施し、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備を行うことを目的とする。		1 定義 「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」とは、以下に掲げる2の要件を満たす事業をいう。 2 事業要件 ①事業計画 1) 社会資本総合整備計画に、次のi)からiii)に掲げる事項を定めた都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業計画を記載するものとする。 i) 計画期間中の整備方針と目標、及びその効果 ii) 計画期間中の事業実施箇所及び整備内容 iii) 計画期間中の事業実施箇所における概算事業費 2) 計画を定められる期間は、令和7年度までとする。（ただし、「都市公園の防犯性の向上」及び「都市公園の防犯対策」、「地域防災計画又は地震防災緊急五箇年計画に位置付けのある都市公園における建物又は橋梁等の耐震改修」については、令和5年度までとする。） ②対象事業内容 ②-1施設整備 都市公園法施行令第31条各号に定める公園施設の整備のうち、次の1)から5)までの施設整備を対象とする。 1) 都市公園の防犯性の向上（ただし「登下校防犯プラン」に基づく「通学路における緊急合同点検」等、関係機関や地域住民等が連携して実施する点検等の結果に基づき実施される、施設管理カメラ、照明灯、植栽、さく及びこれらに付随する施設の整備に限る。） 2) 都市公園の豪雨対策 3) 地域防災計画又は地震防災緊急事業五箇年計画に位置付けのある都市公園における建物又は橋梁等の耐震改修 4) 都市公園における公園施設のバリアフリー化 5) 都市公園における感染症対策（ただし、感染防止の観点から有効性のある衛生環境改善や3密回避等の対策に限る。） ②-2用地取得 都市公園の用地の取得を対象とする。 ③総事業費要件 事業計画期間中における事業の合計国費が15百万円×計画年数以上であるもの。	補助率 用地取得費 1/3 施設費 1/2	留意事項	事例等	令和2年度実施市町村 実施なし 令和3年度実施市町村 佐倉市 令和4年度実施市町村 船橋市、佐倉市 令和5年度実施市町村 船橋市	対象市町村等数	54	実施市町村等(5年度)	1
	根拠法令等	都市公園法 社会資本整備総合交付金交付要綱									
申請時期・手続き等	4	予算内定通知	交付対象事業・補助基準等								
	5	交付申請									
	6	翌年度概算要望ヒアリング									
	7										
	8										
9											
10											
11	翌年度要望ヒアリング										
12											
1											
2											
3											
4	予算成立										
5											
備考	一般公共事業債充当可能な事業費は、地方負担額の90% 対象市町村は、補助要件に該当するもの。										

助成事業名	防災・安全交付金（公園施設長寿命化対策支援事業）
-------	--------------------------

国補・県単別	国補	分類	8-53	県主管課	公園緑地課	室等	都市緑化推進班	内線	3996
事業実施主体	市町村			関係省庁名	国土交通省（都市局）				

事業の目的・概要	公園施設長寿命化計画に基づき適切に維持管理されている公園施設の改築を実施し、都市公園の適正な管理による公園利用者の安全・安心の確保や、公園施設に係るトータルコストの低減を図ることを目的とする。		1 定義 「公園施設長寿命化対策支援事業」とは、以下に掲げる2の要件を満たす事業をいう。 2 事業要件 ①事業計画 1) 社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を定めた公園施設長寿命化対策支援事業計画を記載するものとする。 i) 計画期間中の整備方針と目標、及びその効果 ii) 計画期間中の事業実施箇所及び整備内容 iii) 計画期間中の事業実施箇所における概算事業費 2) 計画期間は、社会資本総合整備計画の事業期間と整合を図るものとする。 ②面積要件 原則として面積2ha以上の都市公園における施設の改築を対象とする。なお、都市公園事業における防災公園に該当する都市公園については、防災公園の要件を適用する。ただし、遊戯施設については、これを適用しない。 ③対象事業内容 ③-1施設整備 交付対象となる事業は、都市公園法施行令第31条各号に定める公園施設のうち、健全度調査等で改善が必要と判断されたもので、地方公共団体が策定する「公園施設長寿命化計画」に基づき適切に維持管理されている施設の改築とする。 ④総事業費要件 事業計画期間中における事業の合計国費が15百万円×計画年数以上であるもの。	留意事項		
	根拠法令等	都市公園法 社会資本整備総合交付金交付要綱			交付対象事業・補助基準等	令和2年度実施市町村 市川市、木更津市、市原市、我孫子市、鎌ヶ谷市、白井市 令和3年度実施市町村 船橋市、木更津市、習志野市、柏市、市原市、富津市、白井市 令和4年度実施市町村 市川市、船橋市、木更津市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、鎌ヶ谷市、富津市、四街道市、印西市、白井市 令和5年度実施市町村 市川市、船橋市、木更津市、茂原市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、四街道市、印西市、白井市
申請時期・手続き等	4	予算内定通知	補助率・額	備考		
	5	交付申請				
	6	翌年度概算要望ヒアリング				
	7					
	8					
9				対象市町村等数	54	
10						実施市町村等(5年度)
11	翌年度要望ヒアリング					
12						
1						
2						
3						
4	予算成立	1/2		一般公共事業債充当可能な事業費は、地方負担額の90% 対象市町村は、補助要件に該当するもの。		
5						

助成事業名	防災・安全交付金（公園施設長寿命化計画策定調査）
-------	--------------------------

国補・県単別	国補	分類	8-54	県主管課	公園緑地課	室等	都市緑化推進班	内線	3996
事業実施主体	市町村			関係省庁名	国土交通省（都市局）				

事業の目的・概要	都市公園における公園施設について、安全性の確保及びライフサイクルコスト削減の観点から、予防保全的管理による長寿命化対策を含めた計画的な改築等に係る取組を推進し、もって公園施設の更新需要への効果的、効率的な対応を通じたストックの有効利用を図ることを目的とする。			1 定義 ①公園管理者が管理する公園施設のうち、建物又は工作物（附属施設や舗装等を含む）を対象として、公園施設の点検・調査結果に基づき、以下に掲げる事項を定めるものをいう。 1) 都市公園整備状況 2) 計画期間（概ね 10 年以上） 3) 対象都市公園（種別別公園数、選定理由） 4) 対象公園施設（公園施設種類別の数、これまでの維持管理状況、選定理由） 5) 健全度を把握するための点検調査結果の概要 6) 日常的な維持管理に関する基本方針 7) 公園施設の長寿命化のための基本方針 8) 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等 9) 計画全体の長寿命化対策の実施効果（ライフサイクルコストの縮減額） なお、長寿命化対策の実施効果については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条の規定に基づき国土交通大臣が定める処分制限期間以上の使用年数を期待でき、かつ長寿命化対策を実施しない場合よりライフサイクルコストが安価となるものであること。 ②「長寿命化対策」とは、予防保全的管理により、既存の公園施設の耐用年数の延伸及びライフサイクルコストの低減に寄与する対策をいう。 ③「予防保全的管理」とは、以下に掲げる修繕・改築をいう。 1) 予防保全型管理 劣化・損傷状況を目視等で直接確認できる施設について、点検等により把握した健全度に基づき、時間経過に伴う劣化・損傷を予測した上で、施設の機能保全や安全性確保に支障となる劣化・損傷を未然に防止することを目的として行う計画的な修繕・改築。 2) 予測保全型管理 劣化・損傷状況を目視等で直接確認できない施設について、定期的な保守点検や分解検査等により把握した健全度に基づき、施設の機能保全や安全性確保に支障となる劣化・損傷を未然に防止することを目的として行う修繕・改築。 3) 事後保全型管理 劣化や損傷、異常、故障が確認された時点で行う修繕・改築（上記 1. の観点で対策を行っても、ライフサイクルコストの低減効果が得られない施設を含む。） 2 事業要件 ①対象事業内容 交付対象となる事業は、公園施設の計画的な修繕・改築を行うための点検・調査・及び同点検・調査の結果に基づく公園施設長寿命化計画の策定。	留意事項 ①平成 26 年度（500 箇所以上、若しくは面積 500ha 以上の都市公園を管理する地方公共団体においては平成 28 年度）以降、公園施設の改築・更新に係る交付対象事業は「公園施設長寿命化計画」に基づく予防保全的な管理を実施しているものに限定する。 ②本事業は、令和 5 年度までの措置とする。（ただし、人口 10 万人以上の市町村においては令和 2 年度までの措置とし、令和 3 年度から令和 5 年度までは公園施設長寿命化計画の変更に限った措置とする。） ③本事業により策定した公園施設長寿命化計画は、地方整備局長に提出するものとする。なお、計画を変更した場合も同様とする。
	根拠法令等	都市公園法 社会資本整備総合交付金交付要綱			
申請時期・手続き等	4	予算内定通知	申請時期・手続き等	補助率・額	備考
	5	交付申請			
	6	翌年度概算要望ヒアリング			
	7				
	8				
9					
10					
11	翌年度要望ヒアリング				
12					対象市町村等数 54
1					
2					実施市町村等数（5 年度） 5
3					
4	予算成立			1 / 2	一般公共事業債充当可能な事業費は、地方負担額の 90% 対象市町村は、補助要件に該当するもの。
5					

助成事業名	防災・安全交付金（都市公園ストック再編事業）
-------	------------------------

国補・県単別	国補	分類	8-55	県主管課	公園緑地課	室等	都市緑化推進班	内線	3996
事業実施主体	市町村			関係省庁名	国土交通省（都市局）				

事業の目的・概要	地域のニーズを踏まえた新たな利活用や都市の集約化に対応し、地方公共団体における都市公園の機能や配置の再編を図ることを目的とする。		1 定義 「都市公園ストック再編事業」とは、以下に掲げる2の要件を満たす都市公園の整備に関する事業をいう。 2 事業要件 ①事業計画 1)社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を定めた都市公園ストック再編事業計画を記載するものとする。 i)計画期間中の再編方針と目標、及びその効果 ii)計画期間中の事業実施箇所及び再編内容 iii)計画期間中の事業実施箇所における概算事業費 2)計画期間は、社会資本総合整備計画の事業期間と整合を図るものとする。 ②都市要件 下記の計画を策定している都市における都市公園の機能や配置の再編を対象とする。 1)立地適正化計画 2)緑の基本計画（ただし、子育て支援、高齢社会対応等の課題に対応した都市公園の機能や配置の再編に関する方針が位置づけられている計画に限る。） ③対象事業内容 本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。 ③-1 施設整備 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第31条各号に定める公園施設の整備を対象とする。 ③-2 用地取得 都市公園の用地の取得を対象とする。 ③-3 計画策定 都市公園ストック再編事業計画の作成及び計画策定に必要なコーディネートに係る経費を対象とする。 ④総事業費要件 事業計画期間中における事業の合計国費が15百万円×計画年数以上であるもの。 ⑤その他 再編後の都市公園の防災に資する機能が災害対策基本法に基づく地域防災計画等に位置付けられていること。	留意事項	令和2年度実施市町村 実施なし		
	根拠法令等	都市公園法 社会資本整備総合交付金交付要綱			交付対象事業・補助基準等	令和3年度実施市町村 実施なし 令和4年度実施市町村 実施なし 令和5年度実施市町村 実施なし	事例等
申請時期・手続き等	4	予算内定通知	補 助 率 ・ 額	備 考	対象市町村等数		54
	5	交付申請			実施市町村等(5年度)		-
	6	翌年度概算要望ヒアリング			一般公共事業債充当可能な事業費は、地方負担額の90%		対象市町村は、補助要件に該当するもの。
	7	翌年度要望ヒアリング			対象市町村は、補助要件に該当するもの。		
	8						
9							
10							
11	予算成立						
12							
1							
2							
3							
4							
5							

助成事業名	防災・安全交付金（グリーンインフラ活用型都市構築支援事業）
-------	-------------------------------

国補・県単別	国補	分類	8-56
事業実施主体	市町村		

県主管課	公園緑地課	室等	都市緑化推進班	内線	3996
関係省庁名	国土交通省（都市局）				

事業の目的・概要	気候変動の影響等により自然災害が激甚化する中、官民連携・分野横断により、積極的・戦略的に緑や水の厚みやつながりを向上させ、都市型水害対策や都市の生産性・快適性の推進を図る。		1 定義 ①この要綱において、「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業」とは、以下に掲げる2（通常型）又は3（防災・減災推進型）までの要件を満たす公園緑地の整備、公共施設等の緑化等を行う事業をいう。 ②この要綱において、「脱炭素先行地域」とは、民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出について2030年度までに実質ゼロを実現することなどに先行的に取り組む地域等として環境省が選定した地域等をいう。 2 事業要件（通常型） ①事業計画 社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を定めたグリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画を記載するものとする。 1) 事業計画の区域 2) 事業計画の目標 3) 事業計画の目標を達成するために必要な対象事業 4) 計画期間 5) 事業計画の対象となる地区の名称 6) 交付期間における各交付対象事業の概算事業費 7) 事業計画の評価に関する事項 ②緑の基本計画や市町村都市計画マスタープラン等の計画においてグリーンインフラの取り組みに関する整備目標・内容に関する記載があり、その内容と事業計画の内容が整合していること。 ③①2) で記載する目標は以下1)及び2)を満たすものとする。 1) 事業計画の区域における課題解決、又は本事業の実施目的に関連する目標設定であること 2) 緑や水が持つ多面的機能の発揮を目標とした目標を3つ以上設定し、そのうち2つ以上は定量的な目標設定であること。ただし、指標内容のうち1つは防災・減災関連の指標であること ④本事業の交付の対象となる事業は、以下1)及び2)を満たすものとする。 1) 事業計画の目標達成に資する以下に掲げる事業 i) 公園緑地の整備及び用地取得 ii) 公共施設等の緑化 iii) 民間建築物の緑化 iv) 市民農園の整備 v) 緑化施設の整備 vi) グリーンインフラに関する計画策定 vii) 整備効果の検証 2) 複数の事業主体により実施するもの、又は1) i)～v)のうち2つ以上の事業を実施するもの。ただし、iii)について、脱炭素先行地域、都市緑地法に基づく緑化地域又は緑化重点地区のいずれかの地域で行われ、敷地面積の25%以上かつ500㎡以上であり、10年以上にわたり適切に管理されるものである場合には、一の事業主体により実施するものを含む。
	根拠法令等	都市公園法 都市緑地法 社会資本整備総合交付金交付要綱	
申請時期・手続き等	4 予算内定通知 5 交付申請 6 翌年度概算要望ヒアリング 7 8 9 10 翌年度要望ヒアリング 11 12 1 予算成立 2 3 4 5	交付対象事業・補助基準等	交付対象事業・補助基準等

補助率・額	用地取得費 1 / 3 施設費 1 / 2		令和2年度実施市町村 実施なし 令和3年度実施市町村 実施なし 令和4年度実施市町村 実施なし 令和5年度実施市町村 実施なし						
留意事項	3 留意事項 ①公園緑地については、原則として都市公園として管理するもの。(都市計画決定されていないものを含む。止むを得ない場合は、地方公共団体の条例等に基づく公園、緑地として管理するもの。) ②公共公益施設緑地については、同施設の敷地及び建築物の緑化を行うものであること。 ③民間建築物の緑化については、公開性があるものに限る。 ④市民農園の整備については、「市民農園等整備事業」の要件を満たすものに限る。 ⑤緑化施設の整備については、2④1) i)～iv)と併せて整備することで目標達成に資するものに限る。 ⑥既存緑地の保全利用施設の整備については、特別緑地保全地区や市民緑地など都市緑地法等の法令に基づき保全している緑地や条例等により保全している緑地において、保全利用施設(雨水貯留浸透施設など緑地の防災・減災機能を発揮するために必要な施設を含む)の整備を行うものであること。 ⑦グリーンインフラに関する計画策定及び整備効果の検証については、2④1) i)～v)と併せて実施することで目標達成に資するものに限る。		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1045 409 1348 660">事例等</td> <td data-bbox="1348 409 1479 660"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1045 660 1348 734">対象市町村等数</td> <td data-bbox="1348 660 1479 734">54</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1045 734 1348 779">実施市町村等(5年度)</td> <td data-bbox="1348 734 1479 779">-</td> </tr> </table> 備考 一般公共事業債充当可能な事業費は、地方負担額の90% 対象市町村は、補助要件に該当するもの。	事例等		対象市町村等数	54	実施市町村等(5年度)	-
事例等									
対象市町村等数	54								
実施市町村等(5年度)	-								

助成事業名	景観改善推進事業費補助金
-------	--------------

国補・県単別	国補	分類	8-57
事業実施主体	市町村		

県担当課	公園緑地課	室	景観づくり推進班	内線	3279
関係省庁名	国土交通省（都市局）				

事業の目的・概要	魅力的かつ快適な「集約型都市」を目指す地域等において、景観計画を策定・改定する市区町村に対する総合的な支援を行うとともに、景観計画区域内の重点的な規制（届出対象行為・景観形成基準）が定められている地区（以下、重点地区）においては、景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援を行うことで、歴史的なまちなみや自然景観など、地域の個性や特性を活かした景観形成を図り、質の高い景観まちづくりを推進することで、地域住民にとっての快適性や内外からの観光客の訪問先としての魅力を向上し、地域活性化や観光立国の実現等を図る。		補助対象事業基準等	<p>1. 対象事業</p> <p>(1) 景観計画策定・改定に要する経費</p> <p>(2) 景観計画策定・改定にあつての外部専門家登用やコーディネート活動に要する経費</p> <p>(3) 重点地区内の景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に要する経費</p> <p>2. 事業主体</p> <p>要件 a：以下の①かつ②の要件を満たす市区町村</p> <p>要件 b：以下の①の要件を満たす市区町村（要件 a を除く）</p> <p>①景観に関連のある計画等※1 を定めている市区町村</p> <p>②立地適正化計画策定または策定に向けた具体的取組を開始・公表している市区町村※2</p> <p>※1 景観に関連のある計画等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古都保存法に基づく歴史的風土保存計画 ・歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画 ・文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区又は重要文化的景観 ・観光圏整備法に基づく観光圏整備計画 ・棚田地域振興法に基づく棚田地域振興活動計画（同法第7条に基づく指定棚田地域に指定され、同法第8条に基づく指定棚田地域振興協議会を組織し、棚田地域振興活動計画の策定が見込まれる市区町村を含む） ・「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づく主要な観光地 ・都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域 <p>※2 下記の取組を広報やホームページ等で公表していることを指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画作成の着手 ・計画案の住民等からの意見聴取 ・計画案の議会における報告、説明 	留意事項	<p>・令和5年度から対象事業の一部が変更となり、景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置が重点地区内に限定された。</p>		
	根拠法令等	景観改善推進事業制度要綱 景観改善推進事業費補助金交付要綱					事例等	<p>令和2年度申請市町村 実施なし</p> <p>令和3年度申請市町村（1市） 松戸市</p> <p>令和4年度申請市町村（1市） 松戸市</p> <p>令和5年度申請市町村 実施なし</p>
申請時期・手続き等	4	内定通知 交付申請（随時）	補助率・額	<p>対象事業（1）、（2）</p> <p>・事業主体が「要件 a」に該当する場合（補助率1/2）</p> <p>対象事業（1）、（2）、（3）</p> <p>・事業主体が「要件 b」に該当する場合（補助率1/3）</p>	備考			
	5	翌年度概算要望					<p>対象市町村等数（5年度）</p> <p>3</p>	
	6							<p>実施市町村等数（5年度）</p> <p>0</p>
	7							
	8							
9	繰越事務手続き							
10	翌年度本要望							
11								
12								
1								
2								
3								
4								
5								

助成事業名	社会資本整備総合交付金（官民連携型公園計画策定調査）
-------	----------------------------

国補・県単別	国補	分類	8-58
事業実施主体	市町村		

県主管課	公園緑地課	室	都市緑化推進班	内線	3996
関係省庁名	国土交通省（都市局）				

事業の目的・概要	官民連携による公園の整備・管理運営の調査を支援し、都市公園における公共施設等運営事業など公園での多様なPPP/PFI活用モデルの案件形成を図る。		補助対象事業	1 定義 この要件において、「官民連携型公園計画策定調査」とは、以下に掲げる2の要件を満たす調査をいう。 2 事業要件 ①対象事業内容 本事業の交付の対象となる事業は、官民連携による都市公園の整備・管理運営を推進することを目的とした調査（官民連携の事前調査としてのデータ収集分析、マーケットサウンディング調査、PPP/PFI 事業の実施方針策定、事業者公募資料の検討等）とする。	留意事項	令和5年度実施市町村 実施なし
	根拠法令等	都市公園法 社会資本整備総合交付金交付要綱				
申請時期・手続き等	4		事業・補助基準等	1 / 2	備考	※補助要件に該当するもの
	5					
	6					
	7					
	8					
9	対象市町村等数	54				
10	実施市町村等数（5年度）					
11						
12						
1						
2						
3						
4						
5						

助成事業名	防災・安全交付金（官民連携型公園計画策定調査）
-------	-------------------------

国補・県単別	国補	分類	8-59	県主管課	公園緑地課	室	都市緑化推進班	内線	3996
事業実施主体	市町村			関係省庁名	国土交通省（都市局）				

事業の目的・概要	官民連携による公園の整備・管理運営の調査を支援し、都市公園における公共施設等運営事業など公園での多様なPPP/PFI活用モデルの案件形成を図る。		補助対象事業・補助基準等	1 定義 この要件において、「官民連携型公園計画策定調査」とは、以下に掲げる2の要件を満たす調査をいう。 2 事業要件 ①対象事業内容 本事業の交付の対象となる事業は、官民連携による都市公園の整備・管理運営を推進することを目的とした調査（官民連携の事前調査としてのデータ収集分析、マーケットサウンディング調査、PPP/PFI 事業の実施方針策定、事業者公募資料の検討等）とする。	留意事項	令和5年度実施市町村 実施なし
	根拠法令等	都市公園法 社会資本整備総合交付金交付要綱				
申請時期・手続き等	4		補助率・額	1 / 2	備考	※補助要件に該当するもの
	5					
	6					
	7					
	8					
9		対象市町村等数	54			
10		実施市町村等数（5年度）				
11						
12						
1						
2						
3						
4						
5						

助成事業名	社会資本整備総合交付金（下水道事業 他）
-------	----------------------

国補・県単別	国補	分類	8-60
事業実施主体	市町村		

県主管課	下水道課	室等	公共下水道班	内線	3353
関係省庁名	国土交通省				

事業の目的・概要	公共下水道とは、主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。 公共下水道事業は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。	1 社会資本整備総合交付金事業（未普及解消） 公共下水道事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、流域下水道事業として実施する事業のうち、汚水処理の普及促進を目的とした管渠・ポンプ場、処理場（水処理・汚泥処理）等の整備に係る事業（浸水対策） 公共下水道事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、流域下水道事業として実施する事業のうち、浸水防除又は積雪対策を目的とした管渠等の整備に係る事業及び都市下水路事業として実施する事業（地震対策） 公共下水道事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、流域下水道事業、都市下水路事業として実施する事業のうち、下水道施設の耐震化等の地震対策に係る事業（水質保全） 公共下水道事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、流域下水道事業として実施する事業のうち、合流式下水道の改善及び高度処理に係る事業等（資源循環・脱炭素） 公共下水道事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、流域下水道事業として実施する事業のうち、下水汚泥バイオマスなど資源循環形成に資する事業や汚泥焼却の高度化など、脱炭素化を推進する事業（改築更新） 公共下水道事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、流域下水道事業として実施する事業のうち、下水道施設の改築更新（単純更新・長寿命化）に係る事業（水環境創造） 公共下水道事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、流域下水道事業、都市下水路事業として実施する事業のうち、新世代下水道支援事業制度水環境創造事業水循環再生型（雨水貯留浸透施設を除く）に該当する事業（広域化） 公共下水道事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、流域下水道事業、都市下水路事業として実施する事業のうち、汚水処理の広域化のための計画策定や管渠・ポンプ場・処理場の整備・増設等に係る事業（耐水化） 公共下水道事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、流域下水道事業、都市下水路事業として実施する事業のうち、下水道施設の耐水化・対津波化のための電気設備の高所への設置や防水扉・止水版の設置等に係る事業	（DX（デジタル・トランスフォーメーション）） 公共下水道事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、流域下水道事業、都市下水路事業として実施する事業のうち、下水道管路情報のデジタル化等に係る事業 2 防災・安全交付金事業（浸水対策） 1 社会資本整備総合交付金の項目に同じ。 （地震対策） 1 社会資本整備総合交付金の項目に同じ。 （水質保全） 1 社会資本整備総合交付金の項目に同じ。 （資源循環・脱炭素） 1 社会資本整備総合交付金の項目に同じ。 （改築更新） 1 社会資本整備総合交付金の項目に同じ。 （水環境創造） 1 社会資本整備総合交付金の項目に同じ。 （広域化） 1 社会資本整備総合交付金の項目に同じ。 （耐水化） 1 社会資本整備総合交付金の項目に同じ。 （DX（デジタル・トランスフォーメーション）） 1 社会資本整備総合交付金の項目に同じ。
	下水道法 環境基本法 水質汚濁防止法 都市計画法 社会資本整備総合交付金交付要綱		
根拠法令等	下水道法 環境基本法 水質汚濁防止法 都市計画法 社会資本整備総合交付金交付要綱	補 助 基 準 等	（DX（デジタル・トランスフォーメーション）） 公共下水道事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、流域下水道事業、都市下水路事業として実施する事業のうち、下水道管路情報のデジタル化等に係る事業 2 防災・安全交付金事業（浸水対策） 1 社会資本整備総合交付金の項目に同じ。 （地震対策） 1 社会資本整備総合交付金の項目に同じ。 （水質保全） 1 社会資本整備総合交付金の項目に同じ。 （資源循環・脱炭素） 1 社会資本整備総合交付金の項目に同じ。 （改築更新） 1 社会資本整備総合交付金の項目に同じ。 （水環境創造） 1 社会資本整備総合交付金の項目に同じ。 （広域化） 1 社会資本整備総合交付金の項目に同じ。 （耐水化） 1 社会資本整備総合交付金の項目に同じ。 （DX（デジタル・トランスフォーメーション）） 1 社会資本整備総合交付金の項目に同じ。
申請時期・手続等	4 予算内定通知 年度実施計画提出 5 実施計画ヒアリング 交付申請（通年） 6 翌年度概算要求ヒアリング 7 8 9 10 11 12 翌年度本要望ヒアリング 1 2 3 4 翌年度予算成立	補 助 率 ・ 額 留 意 事 項 事 例 等 備 考	管渠等；1/2 終末処理場（広義） ①用地買収、ポンプ場等；1/2 ②処理施設等；5. 5/10 都市下水路；4/10 下水道は、処理場・幹線管渠・面整備が一体となって機能を発揮するものであるから、これらの整備を進めるにあたり、互いに整合を図りながら効率的かつ計画的に施行する必要がある。 令和5年度実施市町村 ・公共下水道 28市4町1村1組合 対象市町村等数 54 実施市町村等数（5年度） 35 公営企業債の充当率（補助事業） 地方負担額の100%

助成事業名	社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修等事業））
-------	--

国補・県単別	国補	分類	8-61	県担当課	建築指導課	室	耐震防災室	内線	3186
事業実施主体	地方公共団体等			関係省庁名	国土交通省				

事業の目的・概要	住宅・建築物の最低限の安全性の確保を図るため、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業について、地方公共団体等に対し、国が必要な助成を行う制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。	補 助 対 象 事 業 ・ 補 助 基 準 等	【対象事業】 地方公共団体が行う次の事業、又は民間事業者等が行う次の事業に対して地方公共団体が行う補助事業 ・住宅・建築物・擁壁の耐震診断 ・住宅・建築物の耐震化のための計画の策定 ・住宅・建築物の耐震化の計画的実施に関する事業及びこれに附帯する事業 ・住宅・建築物の耐震改修、建替え又は除却（擁壁の耐震改修含む） ・ブロック塀等の耐震診断、除去、改修等 ・瓦屋根の耐風診断、耐風改修	留 意 事 項 等	耐震改修促進計画に基づく事業であること。 事業の内容により「住宅・建築物の耐震化サポート事業（県補助金）」の補助も併せて受けることができる。	
	根拠法令等		【事業要件】 ・耐震改修促進計画に基づく事業 ・事業の内容により、区域、規模、敷地、建物用途等の要件がある		R5年度実施市町村 千葉県、銚子市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、白子町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町	
申請時期・手続き等	4 当初内示 交付申請（早期着手分） 5 6 変更申請（随時） 次年度概算要望調査 7 8 9 第1回変更要望調査（執行予定調査） 10 11 第1回変更内示 変更申請 12 次年度本要望調査 第2回変更要望調査（執行予定調査）	補 助 率 ・ 額	国 1/2、1/3 （改修、建替え、除去の場合は工事費の11.5%～2/5）	備 考	対象市町村等数	全市町村
	1 2 第2回変更内示 最終変更申請 3 請求書提出 4 完了実績報告書の提出 5		実施市町村等数(R5年度)		51	

助成事業名	社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物アスベスト改修事業))
-------	--

国補・県単別	国補	分類	8-62	県担当課	建築指導課	室	耐震防災室	内線	3186
事業実施主体	地方公共団体等			関係省庁名	国土交通省				

事業の目的・概要	住宅・建築物の最低限の安全性の確保を図るため、住宅・建築物のアスベスト対策に資する事業について、地方公共団体等に対し、国が必要な助成を行う制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。	補助対象事業	【対象事業】	留意事項	民間事業者に補助する場合は、地方公共団体にて補助要綱等を作成し、補助制度を創設する必要がある。			
	【補助基準等】		<ul style="list-style-type: none"> 住宅・建築物のアスベスト対策の計画的実施の誘導に関する事業 住宅・建築物の吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査(アスベスト対策に係る建築物のデータベース作成費用を含む)に関する事業 住宅・建築物の吹付けアスベスト等の除去封じ込め又は囲い込み(アスベスト除去等以外の改修に合わせて行う場合を含む。)又は吹付けアスベスト等が施工されている住宅・建築物の除去に関する事業 		<ul style="list-style-type: none"> (1) 除去等 対象は「吹付けアスベスト等(吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール)」で、成形板は石綿含有仕上塗材は対象外。 (2) 含有調査等 対象は「吹付けアスベスト等に該当するおそれのある吹付け建材。 公共施設の含有調査等は原則対象外。(平成29年度末までにリストアップ済みのもののみ対象。) 			
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法 社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第I編 基幹事業 <ul style="list-style-type: none"> ロ 防災・安全交付金事業 <ul style="list-style-type: none"> 16 住環境整備事業 <ul style="list-style-type: none"> (12) 住宅・建築物安全ストック形成事業 	事業	【補助基準等】	事例等	R5年度実施市町村			
申請時期・手続き等	<ul style="list-style-type: none"> 4 当初内示 交付申請(早期着手分) 5 6 変更申請(随時) 次年度概算要望調査 7 8 9 第1回変更要望調査(執行予定調査) 10 11 第1回変更内示 変更申請 12 次年度本要望調査 第2回変更要望調査(執行予定調査) 	補助基準等	<ul style="list-style-type: none"> 県が定めるアスベスト改修整備実施計画に基づき実施する事業であること。 アスベストの除去等にあつては、吹付けアスベスト等が施工されているものであること。 アスベスト含有調査等にあつては吹付けアスベスト等が施工されているおそれがあるものであること アスベスト含有調査等、アスベスト除去等に関し、他の国庫補助金等が交付されていないものであること。 	事例等	船橋市、袖ヶ浦市			
	<ul style="list-style-type: none"> 1 第1回変更内示 変更申請 2 第2回変更内示 最終変更申請 3 請求書提出 4 完了実績報告書の提出 5 	補助率・額	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体等が施行する場合 <ul style="list-style-type: none"> 国・計画的実施誘導 1/2 除去等費用 1/3 調査費用 10/10 (原則、上限25万円/1棟) 地方公共団体が民間事業者に対して補助する場合 <ul style="list-style-type: none"> 国・計画的実施誘導・除去等 当該事業に要する費用の1/3又は地方公共団体が補助する額の1/2のいずれか低い額 調査費用 当該事業に要する費用又は地方公共団体が補助する額のいずれか低い額(原則、上限25万円/1棟) 	備考	<table border="1"> <tr> <td>対象市町村等数</td> <td>全市町村</td> </tr> <tr> <td>実施市町村数(R5年度)</td> <td>2</td> </tr> </table>	対象市町村等数	全市町村	実施市町村数(R5年度)
対象市町村等数	全市町村							
実施市町村数(R5年度)	2							

助成事業名	社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業(がけ地近接等危険住宅移転事業))
-------	---

国補・県単別	国補	分類	8-63	県担当課	建築指導課	室	耐震防災室	内線	3186
事業実施主体	原則、市町村			関係省庁名	国土交通省				

事業の目的・概要	住宅・建築物の最低限の安全性の確保を図るため、危険住宅の移転を促進する事業について、地方公共団体に対し、国が必要な制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。	がけ地近接等危険住宅移転事業 【対象事業】 ・危険住宅の除却等 ・危険住宅に代わる住宅の建設(購入含む) ・事業推進経費 【事業要件】 ・次のイからニまでのいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅 ・次のホに該当する区域に存する既存の住宅(特定都市河川浸水被害対策法第68条に基づき次のホの区域について定められた許可の基準に適合しないものに限る。) ・次のイからトまでのいずれかに該当する区域に存する住宅のうち大規模地震等により安全上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難勧告、避難指示等を行ったもの。 イ 建築基準法第39条第1項に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域 ロ 建築基準法第40条に基づき地方公共団体が条例で建築を制限している区域 ハ 都市計画法第12条の4に基づき地方公共団体が定めた地区計画の区域 ニ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条に基づき都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域 ホ 特定都市河川浸水被害対策法第56条に基づき都道府県知事が指定した浸水被害防止区域 ヘ 土砂災害防止法第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、ニに掲げる区域に指定される見込のある区域 ト 事業着手時点で過去3年間に災害救助法の適用を受けた区域	事業主体は原則市町村であり、事業主体が交付要綱に規定する事業計画を定め、危険住宅の移転を行う者に対し補助する事業(間接補助)であるので、危険住宅の移転を本事業により促進するためには市町村が補助制度を創設しなければならない。 「千葉県がけ地近接等危険住宅移転事業(県補助金)」の補助も併せて受けることができる。 建設等に要する経費は、危険住宅に代わる住宅の建設又は購入(これに必要な土地の取得を含む。)をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借入れた場合において、当該借入金(年利率8.5%を限度とする。)に相当する額の費用をいう。(利子補給)	留意事項	
	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法 建築基準法施行条例 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第1編 基幹事業 <ul style="list-style-type: none"> 防災・安全交付金事業 <ul style="list-style-type: none"> 16 住環境整備事業 <ul style="list-style-type: none"> (12) 住宅・建築物安全ストック形成事業 				補助対象事業・補助基準等
申請時期・手続き等	4月 当初内示 交付申請(早着分) 6月 変更申請(随時) 次年度概算要望調査 9月 第1回変更要望調査 (執行予定調査) 11月 第1回変更内示 変更申請 12月 次年度本要望調査 第2回変更要望調査 (執行予定調査) 2月 第2回変更内示 最終変更申請 3月 請求書提出 予算成立 4月 完了実績報告書の提出	補助率・額	下記に要する経費のそれぞれの1/2 ①危険住宅の除去等に要する経費 限度額：住宅局標準建設費等通知に定める除却工事費 ②引越費用等 限度額：975千円 ③危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む。)に要する利子補給費 1戸あたり4,210千円を限度 【内訳】建物 3,250千円 土地 960千円 (特殊土壌地帯等の場合) 1戸あたり7,318千円 【内訳】建物 4,650千円 土地 2,060千円 敷地造成 608千円 ④事業推進経費 事業計画の策定、対象地域の調査等	備考	対象市町村数 全市町村 実施市町村数(R5年度) 0

助成事業名	社会資本整備総合交付金（バリアフリー環境整備促進事業）
-------	-----------------------------

国補・県単別	国補	分類	8-64	県担当課	建築指導課	室	企画班	内線	3181
事業実施主体	地方公共団体等			関係省庁名	国土交通省				

事業の目的・概要	本格的な高齢化社会の到来、都市化の進展に対応して、高齢者や障害者等に配慮したまちづくりの推進を図り、高齢者等の社会参加を促進するため、市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備、高齢者等の利用に配慮した建築物の整備等を行い、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。	補助対象事業	1 整備区域 移動システム等整備事業にあつては次の(1)及び(2)を、認定特定建築物等整備事業及び既存建築物バリアフリー改修事業にあつては次の(1)を満たす土地の区域とする。 (1)以下に掲げる区域内にあること。 ・首都圏整備法第2条に規定する既成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区域 ・人口5万人以上の都市 ・すこやかで活力あるまちづくり基本計画策定・普及啓発推進事業、若しくはバリアフリーのまちづくり活動事業又はこれらの事業に準ずる事業が実施され、又は当該年度に実施が予定されている市町村の区域 ・都市機能誘導区域内であつて、鉄道若しくは地下鉄の駅から半径1kmの範囲内又はバス若しくは軌道の停留所若しくは駐車場から半径500mの範囲内の区域 ・基本構想、移動等円滑化促進方針又はバリアフリー条例の区域 (2)公共的な特定建築物又は専ら高齢者等が利用する施設が整備され、又は整備される予定のある区域で、高齢者等の快適かつ安全な移動を確保する必要性が高い区域であること。	留意事項	社会資本総合整備計画に、所定の事項を定めたバリアフリー環境整備計画を記載する必要がある。	
	社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第1編 基幹事業 イ 社会資本整備総合交付金事業 16 住環境整備事業 (6) バリアフリー環境整備促進事業				事例等	R5年度実施市町村なし (参考) H23年度実施市町村 ・市町村名 我孫子市 ・地区名 新木地区 (実施設計) H27、28年度実施市町村 ・市町村名 我孫子市 ・地区名 新木地区 (自由通路・エレベーター等設置工事)
申請時期・手続き等	4 当初内示 交付申請（早期着手分）	補助率・額	2 交付対象事業 (1) 基本構想及びバリアフリー環境整備計画作成 ・事業主体が行う基本構想及びバリアフリー環境整備計画の作成（バリアフリー環境整備の促進のためのコーディネート業務並びにバリアフリー条例の制定及び改正に必要な基礎調査等を含む。） (2) バリアフリー環境整備計画に係る移動システム等整備 ・事業主体が行う移動システム等の整備 ・移動システム整備等を行う施行者に対する事業主体補助 (3) 認定特定建築物の移動システム等の整備 ・移動システム等の整備を行う施行者に対する事業主体の補助 (4) 既存建築物バリアフリー改修 ・事業主体が行うバリアフリー改修 ・バリアフリー改修を行う施行者に対する事業主体の補助	備考	対象市町村数	※
	5 変更申請（随時） 次年度概算要望調査				実施市町村数(R5年度)	—
	6 第1回変更要望調査（執行予定調査）					
	7 第1回変更内示 変更申請					
	8 次年度本要望調査 第2回変更要望調査（執行予定調査）					
	9 第1回変更内示 最終変更申請					
	10 請求書提出					
	11 完了実績報告書の提出					
	12					

助成事業名	住宅・建築物の耐震化サポート事業
-------	------------------

国補・県単別	県単	分類	8-65	県担当課	建築指導課	室	耐震防災室	内線	3186
事業実施主体	市町村	関係省庁名							

事業の目的・概要	生活の拠点としての住宅及び多数の県民が利用する建築物の耐震化促進のため、耐震診断補助事業等を行う市町村に対し補助金を交付している。 また、市町村が実施する耐震化促進のための各種普及啓発事業に要する経費についても補助している。	補助対象事業・補助基準等	【対象事業・事業要件】 ①戸建て住宅の耐震診断事業 ②戸建て住宅以外の建築物の耐震診断事業 ③戸建て住宅の耐震改修事業 ④戸建て住宅の耐震設計事業 ⑤戸建て住宅の耐震改修工事監理事業 ⑥市町村耐震化促進普及啓発事業 ⑦防災上重要な要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修事業 ⑧沿道建築物の耐震診断事業※1 ⑨住宅の耐震化を総合的に行う事業 ⑩ブロック塀等の耐震診断・除却事業 ⑪耐震診断義務付け対象建築物の耐震設計・耐震改修工事監理事業※2 ⑫耐震診断義務付け路線沿道建築物の耐震改修・除却・建替え事業 ※1 緊急輸送道路1次路線に限る。 ※2 耐震改修等について本補助事業の対象となる建築物に限る。	⑩ブロック塀等の耐震診断・除却事業 市町村補助額の1/4の額 (限度額 対象経費の1/6の額又は耐震診断：5千円、除却：2万円) ⑪耐震診断義務付け対象建築物の耐震設計・耐震改修工事監理事業 市町村補助額から国の補助金額を除いた額の1/2の額(限度額 対象経費の1/6の額) ※面積上限あり ⑫耐震診断義務付け路線沿道建築物の耐震改修・除却・建替え事業 市町村補助額から国の補助金額を除いた額の1/2の額(限度額 対象経費の1/6の額) ※面積上限あり	補助率・額	留意事項	・国土交通省所管「社会資本整備総合交付金」の「住宅・建築物安全ストック形成事業」等の交付対象事業であることが必要。
	・住宅・建築物の耐震化サポート事業補助金交付要綱 ・建築物の耐震改修の促進に関する法律 ・千葉県耐震改修促進計画		①戸建て住宅の耐震診断事業 市町村補助額又は事業に要する経費の1/4の額(限度額 対象経費の1/6の額又は2万円) ②戸建て住宅以外の建築物の耐震診断事業 市町村補助額又は事業に要する経費の1/4の額(限度額 対象経費の1/6の額又は15万円) ③戸建て住宅の耐震改修事業 市町村補助額の1/4の額(限度額 対象経費の5.75%の額又は7.5万円) ④戸建て住宅の耐震設計事業 市町村補助額の1/4の額(限度額 対象経費の1/6の額又は1万円) ⑤戸建て住宅の耐震改修工事監理事業 市町村補助額の1/4の額(限度額 対象経費の1/6の額又は1.5万円) ⑥市町村耐震化促進普及啓発事業 市町村の事業に要する経費の1/4(限度額25万円) ⑦防災上重要な要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修事業 市町村補助額から国の補助金額を除いた額の1/2の額(限度額 対象経費の5.75%の額) ※面積上限あり ⑧沿道建築物の耐震診断事業 市町村補助額の1/4の額(限度額 対象経費の1/6の額)ただし、耐震診断を義務付けた場合は市町村補助額から国の補助金額を除いた額とする。 ※面積上限あり ⑨住宅の耐震化を総合的に行う事業 市町村補助額の1/4の額(限度額耐震改修工事費の1/5の額又は25万円)	・R5年度実施市町村 千葉県、銚子市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、白子町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町			
根拠法令等		補助率・額	事例等	対象市町村等数	全市町村※		
				実施市町村等数(R5年度)	51		
申請時期・手続き等			備考	※対象事業⑧、⑪(耐震診断義務付け路線沿道建築物に限る)及び⑫以外、政令指定都市を除く			

助成事業名	千葉県がけ地近接等危険住宅移転事業
-------	-------------------

国補・県単別	県単	分類	8-66	県担当課	建築指導課	室	耐震防災室	内線	3186
事業実施主体	市町村			関係省庁名					

事業の目的・概要	がけ地崩壊等による住民の生命に対する危険を防止するためがけ地近接等危険住宅移転事業を行う市町村に対し補助金を交付する。	補助対象事業	がけ地近接等危険住宅移転事業 【対象事業】 ・危険住宅の除却等 ・危険住宅に代わる住宅の建設(購入含む) ・事業推進経費 【事業要件】 ・次のイからハマまでのいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅 ・次のイからホまでのいずれかに該当する区域に存する住宅のうち大規模地震等により安全上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難勧告、避難指示等を行ったもの。 イ 建築基準法施行条例第3条の2で指定した災害危険区域 ロ 同条例第4条で建築を制限している区域 ハ 土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条に基づき知事が指定した土砂災害特別警戒区域 ニ 同法第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、ハに掲げる区域に指定される見込みのある区域 ホ 事業着手時点で過去3年間に災害救助法の適用を受けた区域	留意事項	・社会資本整備総合交付金住環境整備事業の住宅・建築物安全ストック形成事業のメニューであるがけ地近接等移転住宅移転事業に併せて県が補助する。 ・事業主体は原則市町村であり、事業主体が社会資本整備総合交付金交付要綱に規定する事業計画を定め、危険住宅の移転を行う者に対し補助する事業(間接補助)であるので、危険住宅の移転を本事業により促進するためには市町村が補助制度を創設しなければならない。 ・建設等に要する経費は、危険住宅に代わる住宅の建設又は購入(これに必要な土地の取得を含む。)をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借入れた場合において、当該借入金利子(年利率8.5%を限度とする。)に相当する額の費用をいう。(利子補給)
	根拠法令等		・建築基準法 ・建築基準法施行条例 ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 ・社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第1編 基幹事業 ロ 防災・安全交付金事業 16 住環境整備事業 (12) 住宅・建築物安全ストック形成事業 ・千葉県がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱		イ 建築基準法施行条例第3条の2で指定した災害危険区域 ロ 同条例第4条で建築を制限している区域 ハ 土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条に基づき知事が指定した土砂災害特別警戒区域 ニ 同法第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、ハに掲げる区域に指定される見込みのある区域 ホ 事業着手時点で過去3年間に災害救助法の適用を受けた区域
申請時期・手続き等	4 【事業着手前】 要件確認及び交付申請 5 交付決定 6 次年度予算要望 7 【随時】 変更申請等 8 9 10 11 12	補助基準等	下記経費のそれぞれの1/4 ① 危険住宅の除去等に要する経費(1戸あたり975千円を限度) ② 危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む。)に要する利子補給費1戸あたり4,210千円を限度 【内訳】 建物 3,250千円 土地 960千円 (特殊土壌地帯等の場合) 1戸あたり7,318千円を限度 【内訳】 建物 4,650千円 土地 2,060千円 敷地造成 608千円 ③ 事業推進経費 事業計画の策定、対象地域の調査等	事例等	対象市町村数 全市町村※
	1 翌年度本要望 2 予算成立 実績報告書・額の確定 3 請求書提出 4 支払い		実施市町村数(R5年度) 0		※政令指定都市を除く

助成事業名	地域防災拠点建築物整備緊急促進事業（建築物耐震対策緊急促進事業）
-------	----------------------------------

国補・県単別	国補	分類	8-67	県担当課	建築指導課	室	耐震防災室	内線	3186
事業実施主体	地方公共団体等			関係省庁名	国土交通省				

事業の目的・概要	災害に強い国土・地域の構築に向けた地域の防災拠点となる建築物の整備を促進するため、大規模な建築物の耐震性の向上に資する事業について、地方公共団体等に対し、国が必要な助成を行う制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。	補助対象事業	【対象事業】 地方公共団体が行う次の事業、又は民間事業者等が行う次の事業に対して地方公共団体が行う補助事業	留意事項	事業の内容により「住宅・建築物の耐震化サポート事業（県単補助）」の補助も併せて受けることが出来る。	
			<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な建築物・擁壁の耐震診断 ・大規模な建築物の耐震化のための計画の策定 ・大規模な建築物の耐震化の計画的実施に関する事業及びこれに附帯する事業 ・大規模な建築物の耐震改修、建替え又は除却（擁壁の耐震改修含む） 		R5年度実施市町村 千葉市、市川市、船橋市、柏市、袖ヶ浦市	
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災拠点建築物整備緊急促進事業制度要綱 ・地域防災拠点建築物整備緊急促進事業交付要綱 	事業	【事業要件】 ・事業の内容により、区域、規模、敷地、建物用途等の要件がある	事例等		
申請時期・手続き等	<ul style="list-style-type: none"> 4 当初内示 交付申請（早期着手分） 5 6 変更申請（随時） 次年度概算要望調査 7 8 9 第1回変更要望調査（執行予定調査） 10 11 第1回変更内示 変更申請 12 次年度本要望調査 第2回変更要望調査（執行予定調査） 1 第2回変更内示 最終変更申請 2 請求書提出 3 完了実績報告書の提出 4 5 		【対象建築物】 ・要緊急安全確認大規模建築物 ・要安全確認計画記載建築物 ・避難場所等となる避難所、マンション及び建築物 ・緊急輸送道路沿道の建築物 ・避難路沿道等の建築物 ・超高層建築物			
				補助率・額	国 1/2、1/3 （改修、建替え、除去については、工事費の11.5%～1/2）	備考
			実施市町村等数(R5年度)		5	

助成事業名	社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）
-------	---------------------------

国補・県単別	国補	分類	8-68	県主管課	住宅課	室等	住宅支援班	内線	3223
事業実施主体	県・市町村			関係省庁名	国土交通省				

事業の目的・概要	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等については、従来の補助制度を廃止し、交付金制度に移行することにより地方の自主性を尊重しつつ、地域住宅政策の推進と住宅セーフティネットの機能向上を図ることを目的に、「地域住宅計画」に基づく公的賃貸住宅等の整備等の事業に交付金を交付する。	補助対象事業	地方公共団体は、国土交通大臣が策定する基本方針（平成17年8月2日国土交通省告示第739号）に基づき、地域における多様な需要に的確に対応するために地域住宅計画を作成し、当該計画を社会資本整備総合計画に記載することにより、その計画に基づく公的賃貸住宅の整備、これに関連する公共施設等の整備に関する事業等に交付金が交付される。	留意事項	地域住宅計画に基づく事業は、提案事業が全事業の約2割を超えると、国費は頭打ちとなる。
	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号） 社会資本整備総合交付金交付要綱		さらに、従来の補助対象事業だけでなく、地方独自提案による地域住宅政策推進事業も提案事業として交付対象とされた。 なお、交付金限度額は、基幹事業の内容等により定められており、提案事業が交付対象事業費の一定割合になると、交付金の額はそれ以上増えない。		令和3年度 事業実施：37市町村 令和4年度 事業実施：39市町村（千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、松戸市、茂原市、成田市、佐倉市、旭市、習志野市、柏市、市原市、流山市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、酒々井町、栄町、多古町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、鋸南町） 令和5年度 事業実施：40市町村（千葉市、銚子市、船橋市、館山市、木更津市、松戸市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、酒々井町、栄町、多古町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、鋸南町）
根拠法令等	4月 予算内定通知 交付（変更）申請（随時） 6月 翌年度概算要望 12月 翌年度本要望 3月 予算成立 4月 完了実績報告	補助基準等	交付対象 (1) 基幹事業 A 公営住宅整備事業等、市街地再開発事業、優良建築等整備事業、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）、都心共同住宅供給事業、住宅市街地基盤整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、公的賃貸住宅家賃低廉化事業、住宅・建築物省エネ改修推進事業 (2) 基幹事業 K 住宅地区改良事業等、災害公営住宅家賃低廉化事業 (3) 提案事業 B 地域住宅政策推進事業	事例等	
			ただし、基幹事業 A を基幹事業 K として、また、基幹事業 K を基幹事業 A として交付限度額を算出することが可能。		
申請時期・手続き等			おおむね 4.5/10 (1) 基幹事業 A 最大 4.5/10 (2) 基幹事業 K 最大 5.0/10 (3) 提案事業 B 最大 4.5/10 提案事業 B / (A+B) = 1.9/10 (※) を超えると、提案事業を増やしても交付金の額は変わらず、交付率は低下する。	備考	地方財政措置（平成17年8月8日付け総財調第35号、総務省調整課長発、都道府県総務部長、指定市財政局長宛通知）は、公営住宅建設事業債、下水道事業債、一般事業債を充当可能。
			対象市町村等数		54

助成事業名	社会資本整備総合交付金（地域優良賃貸住宅整備事業）
-------	---------------------------

国補・県単別	国補	分類	8-70	県主管課	住宅課	室等	住宅支援班	内線	3223
事業実施主体	市町村他			関係省庁名	国土交通省				

事業の目的・概要	高齢者世帯、障害者世帯、新婚・子育て世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進することを目的としている。	対象 公共団体が行う場合 ・地域優良賃貸住宅（公共建設）住宅の建設に要する費用 ・地域優良賃貸住宅（公共買取）住宅の買取りに要する費用 ・地域優良賃貸住宅（公共借上）住宅の建設又は既存住宅等の改良に要する費用 他 住宅の建設又は買取りに係る対象額 ・主体附帯工事費 ・特定工事費（測量試験等に要する費用） ・共同施設工事費（駐車場の整備に要する費用を除く） ・調査設計計画に係る費用（事業計画作成費、地盤調査費、建築設計費等）	留意事項	・店舗等を併存させる地域優良賃貸住宅の場合は、工事費を別途算出する必要がある。 ・調査設計計画に係る費用の事業計画作成費は、下記費用を含む 1) 現況測量、現況調査、権利調査及び調整に要する費用 2) 基本設計費 3) 敷地設計費 4) 公共施設設計費 5) 資金計画作成費 6) 環境アセスメント費 7) PFI事業選定費	
	社会資本整備総合交付金交付要綱（イ-15地域住宅計画に基づく事業（2.公営住宅整備事業等）） 地域優良賃貸住宅整備事業対象要綱	・整備基準 戸数 新規建設：5戸以上 改良/買取/転用：1戸以上 規模 ①25㎡以上 ②居間、食堂等を共同利用する場合：18㎡以上 ③高齢者居住安定確保計画に別の基準を定めた場合：当該基準以上		令和3年度 事業実施：実施なし 令和4年度 事業実施：実施なし 令和5年度 事業実施：実施なし	
	4月 予算内定通知 交付（変更）申請（随時） 6月 翌年度概算要望 12月 翌年度本要望 3月 予算成立 4月 完了実績報告	構造 ①耐火構造の住宅 ②準耐火構造の住宅 ③省令準耐火構造の住宅 ④都道府県知事が認める構造の住宅 設備 台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室を有していること 整備 地域住宅計画に定める地域内であること 管理期間10年以上		等	対象市町村数 54 実施市町村数（5年度） —
申請時期・手続き等	補助率4.5/10 地方公共団体が事業主体に助成する費用（住宅の整備費の1/6等）の概ね45%について助成を行う。 ただし、地域住宅政策推進事業（提案事業）を実施しない場合は、5.0/10	備考			

助成事業名	社会資本整備総合交付金（公営住宅等ストック総合改善事業）
-------	------------------------------

国補・県単別	国補	分類	8-71
事業実施主体	県、市町村		

県主管課	住宅課	室等	住宅支援班	内線	3223
関係省庁名	国土交通省				

事業の目的・概要	公営住宅等ストック総合改善事業は公営住宅の「個別改善事業」又は「全面改善事業」、特定公共賃貸住宅等ストック総合改善事業又はサービス付き高齢者向け住宅等ストック総合改善事業は特定公共賃貸住宅等又はサービス付き高齢者向け住宅等の「個別改善事業」を対象としている。 居住室の床面積の増加、居住性向上、福祉対応、安全性確保、長寿命化、脱炭素社会対応、子育て世帯支援を目的とした公営住宅等長寿命化計画に基づく既設の公営住宅や特定公営住宅等（以下「公営住宅等」という）の性能水準の向上を図る工事が対象となる。	補 助 対 象 事 業 ・ 補 助 基 準 等	1 公営住宅等長寿命化計画策定事業 計画を策定する費用、計画策定後に計画を見直す際に要する費用が対象となる。 2 個別改善事業 ・公営住宅の場合、全戸数のうち、収入超過者が入居している公営住宅の割合が、原則として5割以下であること。 「年度要件」 ・原則として、建築後20年を経過したものの。 ただし、子育て世帯支援型を行うものうち子どもの安全確保に係る改善（床の衝撃音対策に係る改善については、その他の子どもの安全確保に係る改善と併せて実施する場合に限る。）については建築後10年を経過したものの。 「事業実施後の管理期間」 ・事業実施後概ね10年間使用が可能であること。 ただし、家賃対策（要綱第24号）を実施する耐震改修を実施した場合は概ね15年間、測量試験費を対象額とする場合は、概ね20年間（耐震改修工事又は屋上若しくは外壁の改修工事を主とする場合は概ね10年間）使用可能であること。ただし、住宅用防災機器、地上デジタル放送対応設備についてはこの限りではない。	留 意 事 項 例 等	「個別改善事業」、「全面的改善事業」 ・公営住宅等長寿命化計画に基づいて行う改善事業であること及び公営住宅の場合、全戸数のうち、収入超過者が入居している公営住宅の割合が、原則として5割以下であることが条件となる。 ・集会所、児童遊園、屋外消火栓、排水処理施設の整備を伴う場合は、原則として150戸以上の団地であることが条件となる。 「個別改善事業」 ・長寿命型・障害者向けの改善・住宅用防災機器・P波感知型地震管制運転装置等の設置・脱炭素社会対応型・宅配ボックスの設置・防災・減災対策に係る改善・交流スペースの設置に係る改善は予算年度要件なし。
	社会資本整備総合交付金交付要綱（イ-15地域住宅計画に基づく事業（2.公営住宅整備事業等）） 公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱 公営住宅整備事業等の対象について（公営住宅整備事業等担当者連絡会議資料）		3 全面的改善事業 ・建築後30年を経過したものであること。 ・事業実施後概ね30年以上管理する予定であること。 ・住戸内の工事費の上限額（住戸バルコニー部分を含む） $L3,000 + (2,000 \times M / 40)$ L：一の住戸に係る工事費の限度額（単位：千円） M：対象住戸面積（単位：㎡） ※Mにはバルコニー面積を含まない。		令和3年度 事業実施：21市町 （千葉市、市川市、館山市、松戸市、茂原市、成田市、旭市、習志野市、市原市、鴨川市、鎌ヶ谷市、浦安市、八街市、南房総市、長柄町、香取市、流山市、船橋市、木更津市、柏市、四街道市） 令和4年度 事業実施：20市町 （千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、松戸市、茂原市、旭市、習志野市、柏市、市原市、流山市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、八街市、南房総市、香取市、長柄町） 令和5年度 事業実施：16市町 （千葉市、船橋市、館山市、木更津市、松戸市、茂原市、習志野市、市原市、流山市、八千代市、鴨川市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、八街市、長柄町）
申請時期・手続き等	4月 予算内定通知 交付（変更）申請（随時） 6月 翌年度概算要望 12月 翌年度本要望 3月 予算成立 4月 完了実績報告				対象市町村数 47
					実施市町村数 （5年度） 16
		補助率 4.5/10 ただし、地域住宅政策推進事業（提案事業）を実施しない場合は、5.0/10			※公営住宅を有する市町村が対象

助成事業名	社会資本整備総合交付金（住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業）
-------	---------------------------------

国補・県単別	国補	分類	8-72	県主管課	住宅課	室等	住宅支援班	内線	3223
事業実施主体	県・市町村			関係省庁名	国土交通省				

事業の目的・概要	住宅確保要配慮者向けの住宅を早期に確保し、その供給促進を図るため、既存住宅等を改修して住宅確保要配慮者専用の住宅とする場合の改修費を支援する。（地方公共団体が補助する場合の間接補助）	補助対象事業	1) 改修補助の対象となる住宅の要件 ①入居者が以下のものに限定される住宅であること（住宅確保要配慮者専用住宅） ・子育て・新婚世帯 ・高齢者世帯 ・障害者世帯等 （政令月収 38.7 万円以下） ・低額所得者（月収 15.8 万円以下） ・被災者世帯 等 ②次のイからハまでに掲げる区域内に存すること。 イ空家等対策計画等に位置付けられている地方公共団体の区域 ロ情報提供やあっせんを行うなど、住宅確保要配慮者居支援協議会等との連携に係る取組を行っている地方公共団体の区域 ハ賃貸住宅供給促進計画を作成している地方公共団体の区域 ③家賃の額が近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しない額であること ④住宅確保要配慮者専用賃貸としての管理期間が 10 年以上であること	留意事項	地域住宅計画や供給促進計画、空家等対策計画に位置付けられていることが必要。		
	根拠法令等				・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号） ・社会資本整備総合交付金交付要綱（イ-15 地域住宅計画に基づく事業（2. 公営住宅整備事業等）4） ・住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業対象要綱	事例等	令和 3 年度事業実施市町村等 実施なし 令和 4 年度事業実施市町村等 実施なし 令和 5 年度事業実施市町村等 実施なし
申請時期・手続き等	4 月 予算内定通知 交付（変更）申請（随時） 6 月 翌年度概要要望 1 2 月 翌年度本要望 3 月 予算成立 4 月 完了実績報告	補助基準等	2) 対象工事 ①共同居住用住居に用途変更するための改修・間取り変更 ②バリアフリー改修（外構部分含む） ③防火・消火対策工事 ④子育て世帯対応改修（子育て支援施設の併設を含む） ⑤耐震改修 ⑥「新たな日常」に対応するための工事 ⑦省エネルギー改修（ただし、開口部又は躯体（外壁、屋根・天井または床）に係る断熱改修に限る） ⑧交流スペース設置工事 ⑨居住のために最低限必要な改修（発災時に被災者向け住居に活用できるものとして自治体に事前登録等されたものに限る） ⑩専門家によるインスペクションにより、構造、防水等について最低限必要と認められた工事（従前賃貸住宅を除く） ⑪居住支援協議会等が必要と認める改修工事 ※上記工事に係る調査設計計画（インスペクションを含む）及び居住支援法人がセーフティネット登録住宅を見守り等の居住支援を行う住宅として運営するための必要な改修工事に伴う準備費用（工事期間中の借上げ費用（ただし家賃 3 か月分を限度とする））も対象	備考	対象市町村等数		54
		3) 対象額 上記 2) のうち、地方公共団体が改良を行う者に対し補助する額。（但し 2/3 を限度とする。）	実施市町村等数（5 年度）		—		
		補助率・額	国 1 / 3 ※地方公共団体を通じた補助の場合は 国 1 / 3 + 地方 1 / 3 国費限度額：50 万円 / 戸 ・①②③④⑤⑧を実施する場合、50 万円 / 戸加算				

助成事業名	社会資本整備総合交付金（空き家再生等推進事業）
-------	-------------------------

国補・県単別	国補	分類	8-73	県主管課	住宅課	室等	住宅政策班 住宅支援班	内線	3255 3229
事業実施主体	市町村			関係省庁名	国土交通省				

事業の目的・概要	不良住宅・空き家住宅の除却及び空 住宅・空き建築物の活用を行うことにより、住環境の整備改善や、地域の活性化を図ることを目的としている。	補 助 対 象 事 業	1) 対象地域 「不良住宅、空き住宅又は空き建築物の除却を行う事業」 次のいずれかに掲げる区域 ・空家対策の推進に関する特別措置法第6条第1項に規定する空家等対策計画に定められた同条第2項第1号の空家等に関する対策の対象とする地区（※1） ・不良住宅、空き住宅又は空き建築物の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害しているため、不良住宅、空き建築物の計画的な除却を推進すべき区域として地域住宅計画又は都市再生整備計画（立地適正化計画の居住誘導区域を定めた場合は、その区域外）に定められた区域（※2） 「空き家住宅又は空き建築物の活用を行う事業」次のいずれかに掲げる区域 上記※1、※2と同様 ・不良住宅、空き住宅又は空き建築物の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している一因となっている産炭等地域又は過疎地域	留 意 事 項	・除却にあたり、空家法第22条3項に規定する命令に係る部分は助成対象とならない。 ・空き家住宅の活用を行う者に対して、改修等に要する経費について補助（間接補助）を行うことが出来るが、地域コミュニティ維持・再生の用途に10年以上活用されるものであることが条件となる。 ・空家等対策計画の策定そのものは対象にはできない。 ・地域住宅計画への記載が必要 ・除却工事費は、除却工事費及び除却により通常生ずる損失の補償費の合計に10分の8を乗じて得た額。	
	空家対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号） 小規模住宅地区等改良事業制度要綱 社会資本整備総合交付金交付要綱（イ-15地域住宅計画に基づく事業（3.地区改良事業等）） 住宅地区改良事業等対象要綱 住宅地区改良事業等補助金交付要領 住環境整備（（公社）全国市街地再開発協会）	助 基 準 等	2) 対象とする地区 住宅地区改良事業又は小規模住宅地区改良事業の地区要件を満たす地区以外のものとする 3) 不良住宅、空き家住宅及び空き建築物の除却跡地の利用 公共・公益施設用地等に活用し、良好な環境の形成及び地域の活性化に資することが必要（但し不良住宅は除く） 4) 不良住宅、空き家住宅及び空き建築物の除却の主体：直接、間接の2通り 5) 空き家住宅及び空き建築物の活用 地域の活性化に資する施設の用途に供することが必要 6) 空き家住宅等の所有者の特定に要する費用：交通費、証明書発行閲覧費、通信費、委託料等 7) 空家等対策計画の策定等に必要なき家住宅等の実態把握に要する費用		事 例 等	令和3年度 事業実施：2市町 （習志野市、木更津市） 令和4年度 事業実施：3市町 （柏市、鎌ヶ谷市、芝山町） 令和5年度 事業実施：3市町 （東金市、鎌ヶ谷市、栄町）
	4月 予算内定通知 交付（変更）申請（随時） 6月 翌年度概算要望 12月 翌年度本要望 3月 予算成立 4月 完了実績報告	申 請 時 期 ・ 手 続 き 等	補 助 率 ・ 額		1)、3)、5～6)は1/2 1) 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却費 2) 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却を行う者に対し除却に要する経費について補助する費用 2/5 3) 空き家住宅又は空き建築物の活用費 4) 空き家住宅又は空き建築物の活用を行う者に対し改修等に要する費用について補助する費用 1/3 5) 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の所有者の特定に要する費用 6) 空家等対策計画の策定等に必要なき家住宅等の実態把握に要する費用等	備 考
		対象市町村等数		54		
		実施市町村等数（5年度）		3		

助成事業名	空き家対策総合支援事業
-------	-------------

国補・県単別	国補	分類	8-74	県主管課	住宅課	室等	住宅政策班	内線	3229
事業実施主体	市町村			関係省庁名	国土交通省				

事業の目的・概要	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき市町村が策定する「空家等対策計画」に沿って行う総合的な空き家対策を支援することを目的としている。	補助対象事業	<p>空家等対策総合支援事業は、空き家対策総合実施計画（次の要件を満たすもの）に基づき事業を実施する。</p> <p>1) 空家等対策計画に基づくこと</p> <p>2) 実施地区は空家等対策計画に定める地区に含まれること</p> <p>3) 分野横断的な総合計画に位置づけられること</p> <p>4) 民間事業者等を構成員とする協議会等と連携して策定すること</p>	<p>施行者又は補助事業者は、(1)①～③までの除却及び(1)①の活用を原則実施するものとする。</p> <p>(1) 対象施設</p> <p>①空家住宅等 空家法第2条第1項に規定する空家等(地方公共団体が所有等するものを含む)。空家等は使われていないことが常態となった建築物が対象であるため、住宅、非住宅に関わらず補助対象になり得る。</p> <p>②特定空家等 空家法第2条第2項に規定する特定空家等(ただし、空家法第2条第3項に規定する命令に係る部分は除く)</p> <p>③不良住宅 住宅地区改良法第2条第4項に規定する不良住宅(主として居住の用に供される建築物又は建築物の部分でその構造又は設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なもの)</p>	留意事項	<p>・「空き家対策総合実施計画」を策定し、これに基づく事業の実施であることが必要。なお当該計画の大まかな要件は以下のとおり。</p> <p>* 「空家等対策計画」に基づくこと</p> <p>* 民間事業者等を含む協議会と連携して策定すること。</p> <p>* 「活用」と「除却」の支援が実施されること。</p> <p>・空家住宅等を除却する場合の、跡地の利用方法については、公共・公益施設用地等の地域活性化に資するよう計画的な利用に供されることが必要となる。(特定空家等及び不良住宅の除却についてはこの限りではない。)</p> <p>・空家住宅等の活用を行う者に対して、改修等に要する経費について補助(間接補助)を行うことが出来るが、地域コミュニティ維持・再生の用途に10年以上活用されるものであることが条件となる。</p>
	根拠法令等		<p>空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)</p> <p>住宅市街地総合整備事業制度要綱</p> <p>住宅市街地総合整備事業交付要綱</p> <p>住環境整備(公社)全国市街地再開発協会)</p>	<p>(2) 事業の内容と補助対象範囲の考え方</p> <p>①空家住宅等の改修に要する費用 空家住宅等を、滞在体験施設、交流施設等の地域活性化の用に供するため行う住宅等の取得(用地費を除く。)、移転、増築、改築等に要する費用</p> <p>②空き家の除却等に要する費用 空家住宅等、特定空家等、不良住宅の除却工事費及び除却により通常生じる損失の補償費の合計に10分の8を乗じて得た額。</p> <p>③空き家の所有者の特定に要する費用 空家住宅等、特定空家等、不良住宅の所有者の特定のための交通費、証明書発行閲覧費、通信費、委託費等を合計した額。</p> <p>④空家等対策計画の策定等に必要な空き家の実態把握に要する費用 空家等対策計画を見直しする際の実態把握に要する費用が対象となる等</p>		<p>令和3年度実施市町村(5市) 市川市、茂原市、市原市、袖ヶ浦市、香取市</p> <p>令和4年度実施市町村(8市) 市川市、茂原市、旭市、市原市、八千代市、南房総市、香取市、山武市</p> <p>令和5年度実施市町村(11市町村) 銚子市、市川市、茂原市、旭市、市原市、八千代市、南房総市、香取市、山武市、酒々井町、長生村</p>
申請時期・手続き等	<p>4月 予算内定通知</p> <p>交付(変更)申請(随時)</p> <p>6月 翌年度概算要望</p> <p>12月 翌年度本要望</p> <p>3月 予算成立</p> <p>4月 完了実績報告</p>	補助率	<p>1)、3)、5～7)は1/2</p> <p>1) 空家住宅等、特定空家等又は不良住宅の除却費</p> <p>2) 空家住宅等、特定空家等又は不良住宅の除却を行う者に対し除却に要する経費について補助する費用 2/5</p> <p>3) 空家住宅等の活用費</p> <p>4) 空家住宅等の活用を行う者に対し改修等に要する費用について補助する費用 1/3</p> <p>5) 空家住宅等、特定空家等又は不良住宅の所有者の特定に要する費用</p> <p>6) 空家等対策計画の策定等に必要な空家住宅等の実態把握に要する費用</p> <p>7) 空家法に基づく行政代執行等の措置の円滑化のための法務的手続等に要する費用</p>	備考	<p>対象市町村等数</p> <p>54</p>	
	<p>4月 完了実績報告</p>		<p>実施市町村等数(令和5年度)</p> <p>11</p>		<p>1. 地方財政措置 地方公共団体が空き家住宅等を取得し、賃貸住宅として活用する場合: 公営住宅建設事業債 充当率100%</p> <p>2. 交付税措置 地方公共団体の負担分が特別交付税の対象 措置率: 最大50%</p>	

助成事業名	社会資本整備総合交付金（改良住宅ストック総合改善事業）
-------	-----------------------------

国補・県単別	国補	分類	8-75
事業実施主体	県、市町村		

県主管課	住宅課	室等	住宅支援班	内線	3223
関係省庁名	国土交通省				

事業の目的・概要	改良住宅ストック総合改善事業は改良住宅の「個別改善（規模増改善、住戸改善、共用部分改善、屋外・外構改善）」、「全面的改善」並びに「災害復旧事業」を対象としている。 規模増改善は、改良住宅の居住者の定住性向上等を考慮し、管理者が実施する増改築工事について補助を行う。 住戸改善、共用部分改善、屋外・外構改善では、改良住宅の居住性向上型・福祉対応型・安全性確保型・長寿命化型・脱炭素社会対応型、子育て世帯支援型である改善工事について補助を行う。 全面的改善では、住棟単位又は団地単位の全面的な改善工事について補助を行う。	「個別改善」（※改善後、概ね10年間、使用が可能なものが対象。） 1. 規模増改善 改良住宅の住戸の増築、複数住戸の結合又は戸境の変更その他の改善で居住室の床面積の増加を行うもの（二戸一改善） 2. 住戸改善：改良住宅等の住戸部分（バルコニーを含む）の改善を行うもの 居住性向上型：設備改修等 福祉対応型：段差解消、手摺設置等 安全性確保型：避難経路確保等 長寿命化型：設備改修（給排水管）等 脱炭素社会対応型：複層ガラス化等 子育て世帯支援型：窓やバルコニーからの子どもの転落防止工事等 3. 共用部改善：改良住宅等の共用部分において改善を行うもの 居住性向上型：設備改修（給排水管の取替等）等 福祉対応型：段差解消、手摺設置等 安全性確保型：耐震改修等 長寿命化型：劣化防止等 脱炭素社会対応型：断熱化対応等 子育て世帯支援型：廊下や階段からの子どもの転落防止工事等 4. 屋外・外構改善 居住性向上型：設備改修（雨水貯留槽施設設置等）等 福祉対応型：段差解消、幅員確保等 安全性確保型：避難路確保等 脱炭素社会対応型：再生可能エネルギー導入（太陽光発電設備等）等 子育て世帯支援型：キッズスペースの設置等 5. 個別改善事業に係る調査費、設計費等の補助 「全面的改善」 躯体を除く内装、設備等、全体的に改善を行うもの（※30年以上引き続き管理されるものが対象） 「災害復旧事業」 災害によって滅失又は著しい損傷を受けた改良住宅の建設、補修、宅地の復旧等	留意事項 ※改良住宅等改善事業を施行しようとする者は、原則として、改良住宅等長寿命化計画、建替等計画、地域住宅計画又は都市再生整備計画を策定するものとする ※個別改善については、原則として、改良住宅等のうち建築後20年を経過したもの。ただし、子育て世帯支援型を行うものうち子どもの安全確保に係る改善（床の衝撃音対策に係る改善については、その他の子どもの安全確保に係る改善と併せて実施する場合に限る。）については建築後10年を経過したもの。（例外規定有） ※全面的改善については、原則として、改良住宅等のうち建築後30年を経過したもの。 「全面的改善」 住戸内の工事費の上限額 （住戸バルコニー部分を含む） $L = 3,000 + (2,000 \times M / 40)$ L：一の住戸に係る工事費の限度額（単位：千円） M：対象住戸面積（単位：㎡）	事例等 令和3年度 事業実施：1市（千葉市） 令和4年度 事業実施：1市（柏市） 令和5年度 事業実施：1市（柏市）	対象市町村数 7	実施市町村数 （5年度） 1
	根拠法令等 社会資本整備総合交付金交付要綱（イ-15地域住宅計画に基づく事業（3.住宅地区改良事業等）） 住宅地区改良事業等対象要綱 改良住宅等改善事業制度要綱 住環境整備と空き家対策（（公社）全国市街地再開発協会）					
申請時期・手続き等	4月 予算内定通知 交付（変更）申請（随時） 6月 翌年度概算要望 12月 翌年度本要望 3月 予算成立 4月 完了実績報告					

助成事業名	社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型））
-------	--------------------------------------

国補・県単別	国補	分類	8-76
事業実施主体	市町村、都市再生機構、地方住宅供給公社等		

県主管課	住宅課	室等	住宅支援班	内線	3223
関係省庁名	国土交通省				

事業の目的・概要	目的 密集住宅市街地において、老朽住宅等の建替えと公共施設の整備を促進し、住環境改善、防災性の向上等を図る。	補助対象事業 1 整備計画策定等事業 整備計画作成、事業計画作成、推進事業、都市・居住環境整備基本計画作成、地域防災力向上事業 2 居住環境形成施設整備事業 老朽建築物等除却、地区公共施設等整備、仮設住宅等設置 3 市街地住宅等整備事業 公共空間等整備、共同施設整備等 4 延焼遮断帯形成事業 5 住宅・建築物耐震改修等事業 6 民間賃貸住宅等家賃対策補助事業 7 防災街区整備事業 8 都市再生住宅等整備事業 9 関連公共施設整備 道路、都市公園、下水、河川等 10 街なみ環境整備事業 11 公営住宅整備事業等 12 住宅地区改良事業等 13 優良建築物等整備事業 民間建設型都市再生住宅等整備事業と併せて行うものに限る	地区要件 ・重点整備地区を一つ以上含む地区 ・面積が概ね5ha以上 （重点供給地域は概ね2ha以上） ・原則として住宅戸数密度30戸/h以上 重点整備地区の要件 ・重点整備地区の面積が概ね1ha以上 （重点供給地域は概ね0.5ha以上） ・地区内の換算老朽住宅戸数が50戸以上 （重点供給地域は25戸以上） ・住宅戸数密度と老朽住宅の割合が一定以上
	社会資本整備総合交付金交付要綱 ロ-16-(8)住宅市街地総合整備事業 住宅市街地整備ハンドブック（全国市街地再開発協会）		
申請時期・手続き等	4月 予算内定通知 交付（変更）申請（随時） 6月 翌年度概算要望 12月 翌年度本要望 3月 予算成立 4月 完了実績報告	補助標準等	令和3年度 実施なし 令和4年度 実施なし 令和5年度 実施なし
		補助率・額 (1) 補助率 公共：1/2、1/3 ほか	事例等 対象市町村等数 54 実施市町村等数（5年度） —
		備考	

助成事業名	社会資本整備総合交付金（公的賃貸住宅家賃低廉化事業）
-------	----------------------------

国補・県単別	国補	分類	8-77	県主管課	住宅課	室等	住宅支援班	内線	3223
事業実施主体	県・市町村			関係省庁名	国土交通省				

事業の目的・概要	地方公共団体が公的賃貸住宅等について、その入居者の家賃負担軽減のために、家賃の低廉化を行う事業。	補助対象	1) 対象事業 イ 地方公共団体が次の住宅の家賃の低廉化を行う事業 ・平成18年度以降に管理開始される公営住宅等（※1） ・公営住宅等ストック総合改善事業に係る公営住宅（※2） ・地優賃要綱第2条九号に規定する地域優良賃貸住宅（公共供給型） ロ 地方公共団体が次の住宅の家賃の低廉化を行う者に対し家賃の低廉化に要する費用を補助する事業 ・地域優良賃貸住宅（地優賃要綱第2条八号ニに規定する地域優良賃貸住宅並びに地域優良賃貸住宅（公共供給型）を除く） （※1）公営住宅等…公営住宅法第2条第二号に規定する公営住宅及び地優賃要綱第2条第十三号に規定する公営型地域優良賃貸住宅 （※2）全面的改善事業を施工した住宅並びに関連要綱に規定するエレベーター設置住宅及び耐震改修実施住宅	留意事例等	令和3年度 事業実施：2市 （成田市、南房総市） 令和4年度 事業実施：2市 （成田市、南房総市） 令和5年度 事業実施：2市 （成田市、南房総市）	
			事業		令和3年度 事業実施：2市 （成田市、南房総市） 令和4年度 事業実施：2市 （成田市、南房総市） 令和5年度 事業実施：2市 （成田市、南房総市）	
根拠法令等	・地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号） ・公営住宅法 ・社会資本整備総合交付金交付要綱（イ-15地域住宅計画に基づく事業（10. 公的賃貸住宅家賃低廉化事業）） ・公的賃貸住宅家賃低廉化事業対象要綱 ・公営住宅等家賃対策補助金交付要領	事業				
申請時期・手続き等	4月 予算内定通知 交付（変更）申請（随時） 6月 翌年度概算要望 12月 翌年度本要望 3月 予算成立 4月 完了実績報告	基準等	2) 対象額（公営住宅等の場合） （近傍同種家賃－入居者負担基準額） ×補助対象月数			
		補助率・額	原則 4.5/10	備考		
					対象市町村等数	54
					実施市町村等数（5年度）	2

助成事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
-------	------------------------

国補・県単別	国補	分類	8-78
事業実施主体	市町村		

県主管課	住宅課	室等	住宅支援班	内線	3223
関係省庁名	国土交通省				

事業の目的・概要	住宅が密集し、かつ、生活道路等の地区施設が未整備であること、住宅等が良好な美観を有していないこと等により住環境の整備改善を必要とする区域において、ゆとりと潤いのある住宅地区の形成のため、地区施設、住宅及び生活環境施設の整備等住環境の整備改善を行う地方公共団体及び土地所有者等に対して国等が必要な助成を行う制度を確立し、もって公共の福祉に寄与すること。	補 助 対 象 事 業 ・ 補 助 基 準 等	1 協議会活動助成事業 勉強会、見学会、資料収集、コンサルタント派遣ほか	留 意 事 項	地区要件 1 街なみ環境整備促進区域 面積が1ha以上である土地の区域であり、次の①～③のいずれかの要件に該当する区域 ① 接道不良及び住宅密集に関する要件 ② 道路、公園等に関する要件 ③ 景観形成に関する要件	
	2 整備方針策定事業 現況調査、物件等調査、整備方針策定（事業費限度770千円/ha）		2 街なみ環境整備事業地区 次の①及び②の要件に該当する区域 ① 街なみ環境整備促進区域内において、面積が0.2ha以上 ② 「街なみ環境整備促進区域の区分」に応じた「街づくり協定の要否」を満たすこと			
	3 街なみ整備事業 事業計画策定、説明会の開催 地区施設整備 （道路、小公園・広場・緑地等・遊具等、排水施設、測量・調査・設計） ※道路は、地区要件1の①に限る ※小公園・緑地等は概ね2,500㎡未満が補助対象 ※建築設計は設計料率により限度額を算定		令和3年度 事業実施：1市（香取市） 令和4年度 事業実施：1市（香取市） 令和5年度 事業実施：1市（香取市） 歴史的街なみの整備等に活用 主な整備内容 ・電線類の地中化、道路の美装化 ・歴史的景観に調和した小公園と緑地の整備 ・修景施設整備助成等 ・街路灯の整備			
根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱イ-16-(9)街なみ環境整備事業 住宅市街地整備ハンドブック（公益社団法人 全国市街地再開発協会）		4 街なみ整備助成事業 地区施設整備に伴う門、塀等移設分筆登記 修景施設整備 （建築設計、住宅等修景（工事費のうち外観に係る経費）、建築設備等修景（屋外に露出して景観を阻害している給排水設備等の隠蔽等）、外構修景（門、塀、柵、植栽、街灯等）、色彩修景（外観における色彩の修景費） 共同建替等共同施設整備 （調査設計計画、土地整備、共同施設整備（空地等（通路、駐車施設、児童遊園、緑地、広場等）、その他） 景観重要建造物整備 歴史的風致形成建造物整備	事例等	対象市町村等数	54
申請時期・手続き等	4月 予算内定通知 交付（変更）申請（随時） 6月 翌年度概算要望 12月 翌年度本要望 3月 予算成立 4月 完了実績報告		4 街なみ整備助成事業 地区施設整備に伴う門、塀等移設分筆登記 修景施設整備 （建築設計、住宅等修景（工事費のうち外観に係る経費）、建築設備等修景（屋外に露出して景観を阻害している給排水設備等の隠蔽等）、外構修景（門、塀、柵、植栽、街灯等）、色彩修景（外観における色彩の修景費） 共同建替等共同施設整備 （調査設計計画、土地整備、共同施設整備（空地等（通路、駐車施設、児童遊園、緑地、広場等）、その他） 景観重要建造物整備 歴史的風致形成建造物整備		実施市町村等数（5年度）	1
		補 助 率 ・ 額	直接補助 1/2 （街なみ整備事業の景観重要建造物整備は1/3） 間接補助 1/3 （事業主体の補助に要する費用の1/2、又は、当該補助事業費の1/3のいずれか低い額）	備考	本事業（適債性があるものに限る）に係る地方公共団体負担額については、「地方債同意等基準」及び「地方債充当率」等の規定に基づき、一般会計債（公共事業等債）の起債対象（充当率：90%（本来分50%、財源対策債40%））となっている。	

助成事業名	社会資本整備総合交付金（住宅市街地盤整備事業）
-------	-------------------------

国補・県単別	国補	分類	8-79	県主管課	住宅課	室等	指導調整室	内線	3226
--------	----	----	------	------	-----	----	-------	----	------

事業実施主体	県・市町村	関係省庁名	国土交通省
--------	-------	-------	-------

事業の目的・概要	目的 住宅及び宅地の供給を促進することが必要な三大都市圏の重点供給地域等における住宅建設事業及び宅地開発事業並びに既存の住宅ストックを有効活用するための改善事業の推進を図るため、これに関連する公共施設等の整備を行う事業について、地方公共団体に対し、国が交付金の交付等を行う制度を定め、もって良好な住宅及び宅地の供給並びに既存の住宅ストックの有効活用の促進に資することを目的とする。 概要 三大都市圏の重点供給地域等において行われる公的機関及び民間による住宅・宅地事業に関連して整備が必要となる公共施設等について、通常の国庫補助事業に加えて別枠で補助を行うもの。	補 助 対 象 事 業 ・ 補 助 基 準 等	1. 公共施設整備 住宅宅地事業又は住宅ストック改善事業に関連する国土交通省所管の次に掲げる公共施設のいずれかの整備に関する事業の採択要件等に適合するもの イ 道路 ロ 都市公園 ハ 下水道 ニ 河川、砂防設備等 2. 居住環境基盤施設整備 住宅宅地事業又は住宅ストック改善事業に関連する次に掲げる施設等のいずれかの整備に関する事業で公共施設整備に挙げるものを除く。 イ 道路 ロ 下水道 ハ 河川 ニ 多目的広場 ホ 公開空地、通路、立体的遊歩道及び人工地盤 ヘ 防災関連施設 ト 立体駐車場 チ 優良宅地開発事業に係る景観配慮型調整池、植栽・緑化施設及び高齢者等歩行支援施設 リ 電線類の地下埋設 3. 鉄道施設整備 交通条件が未整備であることにより開発が進んでいない地域等において、鉄道整備と一体となった住宅宅地事業の推進を図るため、住宅宅地事業と一体的に行われる次に掲げる鉄道整備事業のいずれかについて住宅建設事業者又は宅地開発業者が費用を負担するもの。 イ 主としてニュータウン居住者の利用のために敷設する鉄道の整備 ロ 新駅の設置 ハ 既存駅の改良 4. 公共施設用地取得 住宅宅地事業者が公共施設の整備を一体的に実施する良質な住宅宅地事業の推進を図るために取得する用地 5. 住宅宅地事業推進費 イ 広域多機能都市開発事業（ニュータウン21）推進費 ロ 事業化推進調査費	留 意 事 項	和 令 3 年 度 実 施 市 町 村 （ 3 市 ） 四 街 道 市 、 船 橋 市 、 流 山 市 和 令 4 年 度 実 施 市 町 村 （ 2 市 ） 船 橋 市 、 流 山 市 和 令 5 年 度 実 施 市 町 村 （ 2 市 ） 船 橋 市 、 流 山 市
	地域住宅計画必携 住宅市街地盤整備事業制度要綱 住宅市街地盤整備事業補助金交付要綱 社会資本整備総合交付金交付要綱		4 当初配分通知 5 6 翌年度概算要望・ヒアリング 7 8 9 当該年度変更要望・ヒアリング 10 11 12 翌年度本要望・ヒアリング 当該年度最終変更要望・ヒアリング 1 2 3 （翌年度当初要望・ヒアリング）		

助成事業名	社会資本整備総合交付金（狭あい道路整備等促進事業）
-------	---------------------------

国補・県単別	国補	分類	8-80	県主管課	住宅課	室等	住宅支援班	内線	3223
事業実施主体	市町村	関係省庁名	国土交通省						

事業の目的・概要	狭あい道路の解消による安全な住宅市街地の形成や、建築確認・不動産取引時のトラブル防止による建築活動の円滑化を図ることを目的としている。 対象事業は、狭あい道路の調査・測量、データベースの構築・運営、狭あい道路の拡幅整備に係る用地費、舗装費等としている。	補助対象事業	1 狭あい道路情報整備等事業（ソフト事業） ①狭あい道路に係る調査又は測量に要する費用 ②狭あい道路に係る分筆又は登記に要する費用 ③指定道路図、指定道路調査その他狭あい道路に関する図書の作成に要する費用 ④上記に係るデータベースの構築、運営又は公開に要する費用 ⑤狭あい道路拡幅整備促進計画その他狭あい道路の拡幅整備に係る計画の策定に要する費用 ⑥狭あい道路の拡幅整備に係る普及啓発に要する費用	留意事項	狭あい道路情報整備等事業（ソフト事業）の①から④について、交付金の交付を受けてこれらの調査等を行った場合は、指定道路図又は指定道路調査書をインターネットで公開する必要がある。 狭あい道路拡幅整備事業（ハード事業）の実施には、「狭あい道路拡幅整備促進計画」の作成が必要	
	社会資本整備総合交付金交付要綱イ-16-（13）狭あい道路整備等促進事業 住宅市街地整備ハンドブック（公益社団法人 全国市街地再開発協会）		2 狭あい道路拡幅等整備事業（ハード事業） ①狭あい道路の拡幅整備のために必要な道路の測量、調査若しくは設計、分筆若しくは登記、用地の取得、築造、舗装又はこれにより通常生ずる損失の補償に要する費用 ②狭あい道路の拡幅整備のために必要となる土地を供出するための門、塀、電柱等の工作物又は樹木等（以下「門、塀等」という）について通常適当と認められる方法による除却又は移設に要する費用 ③門、塀等の新設に要する費用（ただし、既存の門、塀等の移設に要する費用を上限とする。） ④他の接道敷地との共同化、敷地の一部道路化及び敷地の路地状部分の拡幅等のために必要な敷地の測量、調査若しくは設計、分筆若しくは登記、用地の取得、築造、舗装又はこれにより通常生ずる損失の補償に要する費用（ただし、他の接道敷地との共同化若しくは敷地の路地状部分の拡幅等のための用地の取得費用については利子相当分に限る。） ⑤他の接道敷地との共同化、敷地の一部道路化及び敷地の路地状部分の拡幅等のために必要となる土地を供出するための門、塀等について通常適当と認められる方法による除却又は移設及び老朽建築物について通常適当と認められる方法による除却に要する費用		令和3年度 事業実施：6市町 （千葉市、市川市、松戸市、成田市、市原市、酒々井町） 令和4年度 事業実施：6市町 （千葉市、市川市、松戸市、成田市、市原市、酒々井町） 令和5年度 事業実施：7市町 （千葉市、市川市、松戸市、成田市、市原市、酒々井町、栄町）	
根拠法令等	4月 予算内定通知 交付（変更）申請（随時） 6月 翌年度概要要望 12月 翌年度本要望 3月 予算成立 4月 完了実績報告	補助基準等	直接補助 1/2 間接補助 1/3 （ハード事業のみ）	備考	対象市町村等数	54
					実施市町村等数（5年度）	7

助成事業名	災害復興住宅資金利子補給
-------	--------------

国補・県単別	県単	分類	8-81
事業実施主体	市町村		

県主管課	住宅課	室	住宅政策班	内線	3255
関係省庁名					

事業の目的・概要	台風15号等により居住する住居が被災した者が、住宅の補修等のために必要な資金を金融機関から借り入れた場合、市町村が利子補給事業を行うとき、その一部を補助することで住宅の復興を促進する。		補助対象事業	<p>1. 利子補給対象者 次の条件をすべて満たす者 (1) 罹災していることの証明を市町村から受けた住宅（以下「被災住宅」という。）を自己又は親族が所有する者で、台風等の被災時に自己又は親族が当該被災住宅に居住していた者 (2) 被災住宅に代わる住宅の建設若しくは購入を県内で行う者又は県内の被災住宅の補修を行う者 (3) 災害復興住宅資金について、令和元年9月9日以降に金銭消費貸借契約を金融機関と締結し、令和4年3月31日までに融資の実行を受けた者 (4) 市町村から令和4年3月31日までに利子補給対象者として決定された者</p> <p>2. 借入金の使途等 以下のうちいずれかを満たすもの (1) 被災住宅に代わる住宅の新築又は購入 (2) 被災住宅の補修 (3) 被災住宅に代わる住宅の新築又は購入に必要な土地資金（土地のみの購入資金は除く。）</p> <p>3. 利子補給対象となる借入金の最低額と最高額 10万円以上 500万円以下（借入れ額が10万円未満の場合及び借入額のうち500万円を超える部分は利子補給を行わない。）</p> <p>4. 利子補給対象額 金融機関からの借入金償還残高</p> <p>5. 利子補給期間 借入金に係る利子の支払開始日から5年以内。ただし、無利子期間又は利子支払いの猶予期間等がある場合には、当該期間も含め5年以内とする。</p>	留意事項	申請期限 令和4年3月31日 ※期限内に受け付ける申請分については、最長令和7年度まで、補助を実施予定。			
	根拠法令等	千葉県補助金等交付規則 令和元年9月9日の令和元年台風第15号等による災害復興住宅資金利子補給事業補助金交付要綱 令和元年9月9日の令和元年台風第15号等による災害復興住宅資金利子補給事業補助金事務取扱要領				令和3年度 事業実施：22市町村 令和4年度 事業実施：22市町村 令和5年度 事業実施：22市町村			
申請時期・手続き等	4	交付申請・実績報告 交付請求	補助率・額	備考	<table border="1"> <tr> <td>対象市町村等数</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>実施市町村等数（5年度）</td> <td>22</td> </tr> </table>	対象市町村等数	54	実施市町村等数（5年度）	22
	対象市町村等数					54			
	実施市町村等数（5年度）					22			
	5								
	6								
7									
8									
9									
10									
11									
12									
1									
2									
3									
4									
5									

助成事業名	空き家等対策推進事業
-------	------------

国補・県単別	県単	分類	8-82	県 主 管 課	住宅課	室等	住宅政策班	内 線	3229
事業実施主体	市町村			関係省庁名					

事業の目的・概要	市町村の空き家等対策事業を支援するため、空き家等の実態把握調査に要する費用及び除却に対する補助を実施します。			【実態把握調査】 以下のア)及びイ)に該当する市町村の事業 ア) 空き家等対策計画の策定等に必要 空き家等の実態把握のための調査 イ) 国の交付金(社会資本整備総合交付金)等を活用するもの 【除却】 以下のア)及びイ)に該当する市町村の事業 ア) 市町村が行う、除却事業もしくは除却を行う者に対する補助事業 イ) 国の交付金(社会資本整備総合交付金)等を活用するもの	留意事項	令和4年度に要綱を改正しており、令和3年度以前にこの事業を活用した実績がある市町村も、令和4年度以降新たに上限を2,500千円まで活用可能。 また、令和6年度に要綱の改正を予定しており、実態把握調査に加えて、除却事業についても補助対象とする。	
	根拠法令等	千葉県空き家等対策推進事業補助金交付要綱 空き家等対策の推進に関する特別措置法				事例等	令和3年度申請市町村(2市) 木更津市、習志野市 令和4年度申請市町村(4市) 柏市、鎌ヶ谷市、山武市、芝山町 令和5年度申請市町村(5市町村) 旭市、栄町、鎌ヶ谷市、酒々井町、長生村
申請時期・手続き等	4	交付申請		補助対象事業・補助基準等	備考		
	5						
	6						
	7						
	8	翌年度概算要望					
9	変更申請(随時)						
10	執行見込み調査						
11							
12					対象市町村等数 54		
1					実施市町村等数 5 (令和5年度)		
2	変更交付申請(最終) 翌年度本要望 予算成立		補助率・額	【実態把握調査】 事業に要する経費の1/4(国1/2、市町村1/4、県1/4)、かつ上限2,500千円 【除却】 市町村が負担する経費の1/2、かつ上限2,500千円 (直接補助:国1/2、市町村1/4、県1/4) (間接補助:国2/5、市町村1/5、県1/5、所有者1/5)			
3	完了実績報告・額の確定 請求書提出						
4	支払い						
5							

助成事業名	地籍調査事業
-------	--------

国補・県単	国補	分類	8-83	県主管課	用地課	室	土地取引調査室	内線	3251
事業実施主体	市町村	関係省庁名	国土交通省						

事業の目的概要	<p>地籍調査は土地に関する戸籍調査ともいべき基礎的な調査である。</p> <p>これまで、土地に関する資料といえば、公図と登記簿だったが、これらは明治時代に作成されたものが多く、その当時の測量精度やその後の長い年月を経て、土地の現況が移り変わっていること等により、実際の土地と記録されている内容とが合わなくなっている。</p> <p>このため、土地をめぐる各種の行政施策を計画したり、実施したりするに当たって、このような地籍の不備、不正確が問題となってきた。</p> <p>地籍調査は、このような実情を踏まえ地籍の明確化を図っていく事業である。</p> <p>地籍調査の成果は、土地に関するあらゆる施策の基礎資料として利用でき、その具体的効果の主なものは次のとおりである。</p> <p>①測量の費用と時間の節約ができ、土地行政全般の合理化・効率化を図ることができる。</p> <p>②災害が起きた場合、地形が変化しても元の境界を復元でき、迅速な復旧作業が可能となる。</p> <p>③土地の権利関係が明確になる。</p> <p>④公租公課等の負担の公平化が図れる。</p> <p>⑤登記簿の記載事項の修正整理ができる。</p>	<p>1 補助対象事業</p> <p>補助対象事業は、国土調査法第6条の4の規定により、市町村が実施する地籍調査事業であること。</p> <p>2 補助基準</p> <p>経費の算定方法は次のとおりとする。</p> <p>以下の作業区分に基づき、土地の形状並びに調査面積等を基準にして算定。</p> <p>【作業区分】</p> <p>一筆地調査、地籍図根三角測量、地籍図根多角測量、地籍細部測量、空中写真の撮影、空中写真の図化、地積測定、地籍図及び地籍簿の作成、街区境界調査図及び街区境界調査簿の作成</p> <p>3 その他</p> <p>平成28年度から、社会資本整備の円滑な実施による事業効果の早期発現などを図るため、社会資本整備総合交付金事業に「社会資本整備円滑化地籍整備事業」を関連事業として加え、交付金という枠組みで補助を行えることとなった。この円滑化地籍整備事業は基幹事業に先行等して地籍整備事業を行うことで、基幹事業の円滑化を図るものであるため、市町村が実施する地籍調査事業であることの他、基幹事業の実施に資する事業であるものが補助対象となる。</p> <p>また、令和3年度から、実施の見通しが確実な公共事業等（国直轄事業、地方単独事業等）の社会資本整備と一体となって行われる地籍調査を計画的かつ集中的に推進することを目的とし、社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助（円滑化補助）が新たに創設された。これにより、従来の負担金及び交付金に加え、円滑化補助の3つの予算を活用できるようになった。</p>	留意事項	<p>(1) 地籍調査の作業工程で、測量と一筆地調査は、本調査の骨格となっており、しかも相互に密接不可分の関連があるので地籍調査の二大要素ともいわれている。</p> <p>各作業のうち、測量部分は、民間の測量業者に請け負わせることとなるが、一筆地調査は、地域内の土地の事情に通じた市町村の職員が行うことを原則とするが、外注も可能である。また、平成22年の国土調査法改正に伴い、国土交通省令で定める要件に該当する法人に国土調査に係る調査、測量等を一括して委託することが可能となり、市町村の負担を軽減し、地籍調査の進捗が期待されている。</p> <p>(2) 地籍測量は、地上測量による地上法、空中写真測量による航測法、2つの方式を併用する併用法により行われる。</p> <p>近年、GPS等の測位衛星を活用した測量（GNSS測量）の普及等により、より効率的な地籍測量が可能となっている。</p>		
	<p>根拠法令等</p> <p>国土調査法</p>			<p>事例等</p> <p>令和3年度実施市町村 (14市、7町、1村) 千葉市、木更津市、東金市、勝浦市、八千代市、君津市、富津市、浦安市、袖ケ浦市、印西市、南房総市、香取市、山武市、大網白里市、栄町、芝山町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町</p> <p>令和4年度実施市町村 (14市、6町、1村) 千葉市、木更津市、東金市、勝浦市、君津市、富津市、浦安市、袖ケ浦市、印西市、南房総市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、栄町、芝山町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町</p> <p>令和5年度実施市町村 (14市、6町、1村) 千葉市、木更津市、東金市、勝浦市、市原市、君津市、富津市、浦安市、印西市、南房総市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、栄町、芝山町、睦沢町、長生村、長柄町、長南町、鋸南町</p>	<table border="1"> <tr> <td>対象市町村数</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>実施市町村数（令和5年度）</td> <td>21</td> </tr> </table>	対象市町村数
対象市町村数	54					
実施市町村数（令和5年度）	21					
申請時期・手続き等	<p>4 予算内示の送付 実施計画等の提出</p> <p>5 交付申請</p> <p>6 交付決定通知</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10 翌年度事業計画案の協議</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>1 事業遂行状況報告（概算私請求書の提出に代えることができる）</p> <p>2 概算私請求</p> <p>3 概算払</p> <p>4 実績報告 完了検査・額の確定</p> <p>5</p>	<p>補助率・額</p> <p>国 1/2</p> <p>県 1/4</p>	備考	市町村負担の8割は特別交付税の対象		

助成事業名	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)
-------	-------------------------

国補・県単別	国補	分類	8-84	県主管課	*都市計画課、道路整備課、河川整備課、市街地整備課、公園緑地課、下水道課、建築指導課、住宅課	室等	まちづくり支援室	内線	3170
事業実施主体				市町村等					
関係省庁名				国土交通省（都市局）					

事業の目的・概要	都市再生整備計画事業は、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした地域主導の個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とした事業である。	補助対象事業	<p>1 要件等</p> <p>(1) 通常事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村は、まちづくりの目標と目標を実現するために実施する各種事業を記載した都市再生整備計画を作成し、当該計画を社会資本総合整備計画に記載する。 ・国は、市町村が作成した都市再生整備計画に対する交付金の交付及び交付限度額について判断し、必要に応じてその結果を通知する。 <p>(2) 施行地区</p> <p>①市街化区域及び用途地域内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、ピーク時に片道時間3本以上の鉄道駅から半径1km・バス停から半径500mの範囲等。 <p>②市街化区域及び用途地域外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光等地域資源の活用に関する計画がある地域等。 <p>③都市計画区域外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域的な立地適正化の方針や市町村管理構想・地域管理構想に位置付けられた地域生活拠点。 <p>2 事業主体</p> <p>市町村等</p> <p>3 交付対象</p> <p>都市再生整備計画に位置付けられた次の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園、河川、下水道、駐車場、緑化施設、地域交流センター、土地区画整理事業、市街地再開発事業、公営住宅等 ・市町村の提案に基づく事業（一定の範囲内） 	留意事項	<p>令和3年度実施市町村（3市1町）</p> <p>船橋市、木更津市、香取市、栄町</p> <p>令和4年度実施市町村（3市1町）</p> <p>船橋市、木更津市、香取市、栄町</p> <p>令和5年度実施市町村（2市1町）</p> <p>木更津市、流山市、栄町</p>				
根拠法令等	都市再生特別措置法 社会資本整備総合交付金交付要綱	補助基準等	<p>4 予算内定通知 交付申請</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7 翌年度概算要求</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10 内示変更</p> <p>11 翌年度要望ヒアリング</p> <p>12</p> <p>1 翌年度本要望 最終変更</p> <p>2 内示変更</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5 完了実績報告</p>	事例等					
申請時期・手続等		補助率・額	<p>限度額の決定方法</p> <p>以下の算定方法①②により算出した額のうち、いずれか少ない額</p> <p>①外形標準による限度額</p> <p>都市再生整備計画の区域特性から算定される額</p> <p>②事業費による限度額</p> <p>都市再生整備計画に位置付けられた、交付対象事業から算定される額</p> <p>※全体事業費のおおむね4割（まちなかウォークアブルに関しては補助率1/2）</p>	備考	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">対象市町村等数</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">※</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">実施市町村等数（5年度）</td> <td style="padding: 5px;">3</td> </tr> </table> <p>一部事業を除き一般会計債（公共事業等債）充当可能。地方負担額の90%</p> <p>※補助要件に該当するもの。</p>	対象市町村等数	※	実施市町村等数（5年度）	3
対象市町村等数	※								
実施市町村等数（5年度）	3								

助成事業名	都市構造再編集中支援事業(個別支援制度)
-------	----------------------

国補・県単別	国補	分類	8-85	県主管課	*都市計画課、道路整備課、河川整備課、市街地整備課、公園緑地課 下水道課、建築指導課、住宅課	まちづくり支援室	室内線	3170
事業実施主体				市町村等				
関係省庁名				国土交通省(都市局)				

事業の目的・概要	「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内(概ね5年)の医療、社会福祉、子育て支援等の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対して集中的な支援を行い、各都市が持続的で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。	補助対象事業	<p>1 要件等</p> <p>(1) 通常事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村は、まちづくりの目標と目標を実現するために実施する各種事業を記載した都市再生整備計画を作成し、当該計画を社会資本総合整備計画に記載する。 ・国は、市町村が作成した都市再生整備計画に対する交付金の交付及び交付限度額について判断し、必要に応じてその結果を通知する。 <p>(2) 施行地区</p> <p>都市再生整備計画の区域が立地適正化計画の「都市機能誘導区域内」及び「居住誘導区域内」に定められている地区</p> <p>ーただし、以下の市町村を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住誘導区域にレッドゾーンを含めている場合 ・11号条例の不適切な運用を行っている場合。 <p>ーなお、以下の区域を施行地区に含むことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水辺まちづくり計画」がある場合は、都市機能誘導及び居住誘導区域に隣接する水辺の区域 ・空き地等が発生して外部不経済が発生する可能性がある市街化区域内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している区域 	留意事項					
根拠法令等	都市再生特別措置法	事業	<p>2 事業主体</p> <p>市町村、民間事業者等</p> <p>3 交付対象</p> <p>都市再生整備計画に位置付けられた次の事業で、立地適正化計画の目標に適合するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園、河川、下水道、駐車場、緑化施設、地域交流センター、土地区画整理事業、市街地再開発事業、公営住宅等 ・市町村の提案に基づく事業(一定の範囲内) 	事例等	<p>令和3年度実施市町村(5市)</p> <p>松戸市、流山市、成田市、佐倉市、柏市</p> <p>令和4年度実施市町村(6市)</p> <p>松戸市、流山市、成田市、佐倉市、柏市、市原市</p> <p>令和5年度実施市町村(6市)</p> <p>松戸市、流山市、成田市、佐倉市、柏市、市原市</p>				
申請時期・手続き等	<p>4 予算内定通知 交付申請</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7 翌年度概算要求</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10 内示変更</p> <p>11 翌年度要望ヒアリング</p> <p>12</p> <p>1 翌年度本要望 最終変更</p> <p>2 内示変更</p> <p>3</p> <p>4 完了実績報告</p> <p>5</p>	補助基準等	<p>2 事業主体</p> <p>市町村、民間事業者等</p> <p>3 交付対象</p> <p>都市再生整備計画に位置付けられた次の事業で、立地適正化計画の目標に適合するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園、河川、下水道、駐車場、緑化施設、地域交流センター、土地区画整理事業、市街地再開発事業、公営住宅等 ・市町村の提案に基づく事業(一定の範囲内) 	備考	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; padding: 5px;">対象市町村等数</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">※</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">実施市町村等数(5年度)</td> <td style="padding: 5px;">6</td> </tr> </table> <p>※補助要件に該当するもの。</p>	対象市町村等数	※	実施市町村等数(5年度)	6
対象市町村等数	※								
実施市町村等数(5年度)	6								
		補助率・額	<ul style="list-style-type: none"> ・都市機能誘導区域内 1/2 (都市機能誘導区域の面積の市街化区域等の面積に占める割合が50%以上の場合は45%に引き下げ) ・居住誘導区域内 45% 						

助成事業名	社会資本整備総合交付金（道路・街路事業）
-------	----------------------

国補・県単別	国補	分類	8-86	県主管課	道路整備課 市街地整備課	室等	市町村道班 市街地整備班	内線	3169 3252
事業実施主体	市町村、組合等			関係省庁名	国土交通省				

事業の目的・概要	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とする。	補助対象事業	1 交付対象事業 地方公共団体が行う一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、改築、修繕または、維持（除雪に係る事業又は降灰の除去事業に限る。）に関する事業であること。	補助率・額	国 1/2 ~ 8/10
	根拠法令等		2 交付対象事業の要件 地方公共団体（地方公共団体からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて土地区画整理事業、市街地再開発事業等を施行する者を含む。）が実施する一般国道、道路法（昭和27年法律第180号）第56条の規定による国土交通大臣の指定を受けた主要な都道府県道若しくは市道又は資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備する必要があると認められる都道府県道若しくは市町村道の新設、改築又は修繕に関する事業、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和31年法律第72号）第6条に規定する除雪に係る事業又は活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第11条に規定する降灰の除去事業であって、次に掲げる基準に適合するもの。		
申請時期・手続き等	4 予算内示 5 第1回交付申請 6 翌年度概算要求 7 執行状況ヒアリング 8 第1回流用申請 9 前年度完了検査 10 翌年度本要望 11 12 精算見込みのとりまとめ 1 第2回流用申請 繰越手続 2 概算払い請求 3	補助基準等	1. 地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上を図るために必要であり、又は快適な生活環境の確保若しくは地域の活力の創造に資すると認められるものであること。 2. 公共施設その他の公益的施設に関連して又は地域の自然的若しくは社会的な特性に即して行われるものであること。	事例等	令和5年実施市町村 市川市、市原市、印西市、香取市、柏市、鎌ヶ谷市、木更津市、君津市、神崎町、栄町、佐倉市、山武市、酒々井町、芝山町、白井市、匝瑳市、多古町、館山市、富里市、東金市、成田市、茂原市、大網白里市、富津市、船橋市、習志野市、野田市、松戸市、四街道市、八千代市 令和5年度実施市町村 柏市、富里市、茂原市、船橋市、習志野市 （市街地整備課所管分）
	対象市町村数		全市町村		実施市町村数（5年度）

助成事業名	防災・安全交付金（道路・街路事業）
-------	-------------------

国補・県単別	国補	分類	8-87	県主管課	道路整備課 市街地整備課	室等	市町村道班 市街地整備班	内線	3169 3252
事業実施主体	市町村			関係省庁名	国土交通省				

事業の目的・概要	地方公共団体等が行う、インフラ老朽化対策、事前防災・減災対策、生活空間の安全確保を図ることを目的とする。	補助対象事業	1 交付対象事業 地方公共団体が行う一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、改築、修繕または、維持（除雪に係る事業又は降灰の除去事業に限る。）に関する事業のうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業。	補助率・額	国 1/2 ~ 8/10
	根拠法令等		2 交付対象事業の要件 地方公共団体（地方公共団体からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて土地地区画整理事業、市街地再開発事業等を施行する者を含む。）が実施する一般国道、道路法（昭和27年法律第180号）第56条の規定による国土交通大臣の指定を受けた主要な都道府県道若しくは市道又は資源の開発、産業の振興その他の国の施策上特に整備する必要があると認められる都道府県道若しくは市町村道の新設、改築又は修繕に関する事業、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和31年法律第72号）第6条に規定する除雪に係る事業又は活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第22条に規定する降灰の除去事業であつて、次に掲げる基準に適合するものうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業（原則として、パイパス整備事業等（表1-(1)に掲げる事業は除く。）及び道の駅に関する事業は交付対象外とする。）。		
申請時期・手続き等	4 予算内示 5 第1回交付申請 6 翌年度概算要求 7 執行状況ヒアリング 8 第1回流用申請 9 前年度完了検査 10 翌年度本要望 11 12 精算見込みのとりまとめ	補助基準等	1. 地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上を図るために必要であり、又は快適な生活環境の確保若しくは地域の活力の創造に資すると認められるものであること。 2. 公共施設その他の公益的施設の整備、管理若しくは運営に関連して、又は地域の自然的若しくは社会的な特性に即して行われるものであること。	事例等	令和5年実施市町村 旭市、我孫子市、いすみ市、市川市、一宮町、市原市、印西市、浦安市、柏市、香取市、鎌ヶ谷市、木更津市、君津市、神崎町、栄町、佐倉市、山武市、酒々井町、芝山町、白子町、白井市、匝瑳市、袖ヶ浦市、館山市、長南町、東金市、東庄町、富里市、長柄町、流山市、習志野市、成田市、野田市、富津市、船橋市、松戸市、茂原市、八街市、八千代市、横芝光町、四街道市
	1 第2回流用申請 繰越手続 2 概算払い請求 3		令和5年度実施市町村 該当なし （市街地整備課所管分）		対象市町村数 全市町村
				備考	対象市町村は、補助要件に該当するもの。

助成事業名	防災・安全交付金（都市再生整備計画事業）
-------	----------------------

国補・県単別	国補	分類	8-88	県主管課	*都市計画課、道路整備課、河川整備課、市街地整備課、公園緑地課、下水道課、建築指導課、住宅課	室	まちづくり支援室	内線	3170
事業実施主体	市町村、市町村都市再生協議会			関係省庁名	国土交通省（都市局）				

事業の目的・概要	災害の発生が想定される地域において、事前復興まちづくり計画等に基づき市町村等が行う防災拠点の形成を総合的に支援し、地域の防災性の向上を図ることを目的とする。		補助対象事業	<p>1 要件等</p> <p>(1) 対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村が作成する都市の再生に必要な公共施設整備等に関する計画（都市再生整備計画）に基づき実施される以下の事業等 <p>①基幹事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場等）、高質空間形成施設、高次都市施設（地域交流センター等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業等 <p>②提案事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト・ハード事業） <p>(2) 施行地区</p> <p>①市街化区域及び用途地域内</p> <ul style="list-style-type: none"> 立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、都市再生整備計画に防災拠点方針を記載し、事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置づけられた区域であり、ピーク時に片道時間3本以上の鉄道駅から半径1km・バス停から半径500mの範囲等 <p>②都市計画区域外</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市再生整備計画に防災拠点方針を記載し、事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置づけられた区域 <p>2 事業主体</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村、市町村都市再生協議会 	留意事項	令和5年度実施市町村 実施なし			
	根拠法令等	都市再生特別措置法 社会資本整備総合交付金交付要綱					補助基準等	事例等	<table border="1"> <tr> <td>対象市町村等数</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>実施市町村等数（5年度）</td> <td>-</td> </tr> </table>
対象市町村等数	※								
実施市町村等数（5年度）	-								
申請時期・手続き等	4	予算内定通知 交付申請	補助率・額	40% (歴史的風致維持向上計画関連や脱炭素先行地域関連等、国の重要施策に適合しているものについては交付率を45%に引き上げ)	備考	※補助要件に該当するもの。			
	5	翌年度概算要求							
	6								
	7								
	8								
9	内示変更								
10	翌年度要望ヒアリング								
11									
12	翌年度本要望 最終変更 内示変更								
1									
2	完了実績報告								
3									
4									
5									